

総務区民委員会会議録

1 開会年月日

令和7年10月2日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（9名）

会長	白石	英行
副会長	金子	てるよし
理事	宮野	ゆみこ
理事	田中	香澄
理事	名取	顕一
理事	浅田	保雄
理事	海津	敦子
理事	山本	一仁
委員	吉村	美紀

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村	やすとし
副議長	高山	泰三

6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
榎戸研	防災危機管理室長
高橋征博	区民部長

長 塚 隆 史 アカデミー推進部長
松 永 直 樹 施設管理部長
宇 民 清 会計管理者会計管理室長事務取扱
渡 邊 了 監査事務局長
川 崎 慎一郎 企画課長
菊 池 日 彦 政策研究担当課長
岡 村 健 介 用地・施設マネジメント担当課長
進 憲 司 財政課長
横 山 尚 人 広報戦略課長
野 荘 家 貴 之 情報政策課長
畠 中 貴 史 総務課長
山 田 智 総務部副参事
熊 倉 智 史 ダイバーシティ推進担当課長
中 川 景 司 職員課長
木 口 正 和 契約管財課長
増 田 密佳子 税務課長
齊 藤 嘉 之 防災危機管理課長
横 山 勲 安全対策推進担当課長
木 村 健 区民課長
内 宮 純 一 経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇 戸籍住民課長
吉 本 真 二 アカデミー推進課長
阿 部 遼太郎 観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二 スポーツ振興課長
中 島 一 浩 生活衛生課長
阿 部 英 幸 施設管理課長
寺 崎 寛 保全技術課長
大 畑 幸 代 整備技術課長
宮 部 義 明 選挙管理委員会事務局長

事務局長 佐久間 康一
議事調査主査 菅 波 節子
議事調査担当 玉 村 治生

8 本日の付議事件

- (1) 付託請願審査
- 1) 請願受理第4号 「文の京」版“区民参画型予算”の導入を求める請願
 - 2) 請願受理第6号 文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願
 - 3) 請願受理第8号 子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願
 - 4) 請願受理第23号 消費税率引き下げとインボイス制度の廃止に関する請願
 - 5) 請願受理第24号 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
 - 6) 請願受理第25号 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
 - 7) 請願受理第26号 公募型プロポーザル方式の事業について、応募した企業（体）のプロポーザルの概要を区HPで閲覧できるよう求める請願
 - 8) 請願受理第27号 文京区における「多文化共生」に向けた取り組みをさらに進め、区としての基本方針や条例検討に向け調査・研究を求める請願
 - 10) 請願受理第28号 「区政の情報は区民のもの」と明記し、情報公開の徹底を求める請願
- (2) 理事者報告
- 1) 報告事項1 令和7年度「文の京」総合戦略の進行管理の実施結果について
 - 2) 報告事項2 旧区立根津一丁目住宅（契約管財課）の売却について
 - 3) 報告事項3 本駒込地域センター改修工事について
 - 4) 報告事項4 白山交流館外3交流館の指定管理者の評価結果について
 - 5) 報告事項5 文京区勤労福祉会館の指定管理者の評価結果について
 - 6) 報告事項6 文京区立アカデミー文京外6施設の指定管理者の評価結果について
 - 7) 報告事項7 日中友好交流都市中学生卓球交歓大会への参加報告について
 - 8) 報告事項8 文京総合体育館外6スポーツ施設の指定管理者の評価結果について
- (3) 一般質問

(4) その他

午前 9時59分 開会

○白石委員長 おはようございます。

総務区民委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

なお、請願受理第25号の審査の際に、中島生活衛生課長に御出席いただきます。

また、成澤区長は、「文京区地域安全のつどい」に出席のため、午後1時30分から午後3時まで欠席となります。

また、請願受理第25・26・27号について、文京区議会先例により、「請願の紹介議員は、付託委員会における請願審査を傍聴すること」としておりますが、本日、紹介議員である千田議員が病気療養により不在であることを御了承いただければと思います。

○白石委員長 理事会については、必要に応じ、開催してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 本日の委員会運営について、付託請願審査9件、うち6月定例議会からの継続分3件、理事者報告8件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごととしたいと思います。

その後、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会と、以上の運びにより委員会を運営していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 本日、請願9件、報告8件と一般質問が予定されておりますので、円滑な運営ができるように御協力を願いしたいと思います。

なお、昨日と同じように、資料のほうにつきましては、データのページ等を指定することとなっておりますので、そちらを指定し、御質疑をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 では、よろしくお願ひいたします。

○白石委員長 それでは、付託請願審査9件に入ります。

令和7年6月定例議会からの継続審査分、3件。

請願受理第4号、「文の京」版“区民参画型予算”の導入を求める請願。

「令和7年6月定例議会付託、継続分」のデータ、「請願受理第4号」を御覧ください。

・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第4号

・件 名 「文の京」版“区民参画型予算”の導入を求める請願

・請 願 者 文京区千石4-35-16

文京区における真の「協働・協治」を実現する会

代表 屋和田 珠 里

・紹介議員 小林 れい子 関川 けさ子

・請願の要旨 次頁のとおり

・付託委員会 総務区民委員会

・請願理由

文京区には「文の京」自治基本条例で「協働・協治」を理念として掲げ、「区民参画の手続に関する指針」を整え、年度ごとに「区民参画現況調査報告」をまとめています。しかし、文京区は単に区民からの「意見聴取」のみを以て「区民参加」とするような動きも感じられます。

一方、練馬区は「区民意見反映（パブリックコメント）制度」という名称を使い、区民から「意見聴取」した後、「反映に努める」こと、「説明責任を果たす」ことを強調しているほか、杉並区では「区民参画」をさらに推進する一環として「区民参加型予算事業」に取り組んでいるほか、23区では豊島区でも令和5年度に取り入れ、令和6年度予算案で「公園の日陰化」など6事業へ計約5,000万円を計上しました。江戸川区も令和5年度に区民からの政策提案プレゼンテーションを初めて開催しました。

こうした各区の取り組みは、「文の京」を標榜し、「文の京」自治基本条例を早い段階で施行した文京区においてこそ、先んじてほしい施策であり、下記を区に働きかけていただきたく貴議会に請願いたします。

・請願事項

1 「文の京」自治基本条例でうたう「協働・協治」を具体的で実効性のあるものとする観点からも、「文の京」版区民参画型予算事業を検討し、子どもたちを含め幅広い区民から

事業の“芽”を募れるようにしてください。

○白石委員長 この請願は、「文の京」自治基本条例でうたう「協働・協治」を具体的で実効性のあるものとする観点からも、「文の京」版区民参画型予算事業の検討を行うよう、区に働きかけを求めるものです。

御質疑がある方、いらっしゃいますでしょうか。

金子副委員長。

○金子副委員長 この請願が継続ということで、6月のときに区の把握状況というのをお聞きして、メリット、デメリットがあるというようなお話をありました。

私もこの夏、少し勉強させていただきまして、住民参加型の予算、自治体の予算には大体3つの類型があるんじゃないかなと。1つは、予算編成過程の公開、2つ目は市民がつくる予算、3つ目は予算の一部の使途を市民が決めるというのを類型でやっていると。2つ目の市民がつくる予算というのは、2005年、6年ぐらいに日本の中では埼玉県の志木市でやっているんだけど、なかなか続かなかったと。

ただ、3つ目の一部を市民が決める、住民が決めると。各地区ごとに、交付金か何かを割り当てて、使途をその地区の住民が決めるというやり方は、長野県の阿智村などで行われているという話を、この夏、福島大学の藤原遙さんという財政の先生の話を聞く機会がありまして、少し伺ったんですけども、それぞれ試行錯誤はあって、メリット、デメリット論の先に、こういう手法というのは、行政や議会の信頼回復、または、その議会で予算を議決するわけですけれども、間接民主主義を補完する手段として、参加型予算への関心が高まっているということで、この間は、この間答弁があったように杉並とか、近年では豊島区とか、いろいろ試みられているというのがある。

私が今言った、行政や議会への信頼を回復というか、文京でいえば、増していくというような視点でいいんじゃないかなというように思うんですけども、さらに、根本的には間接民主主義を補完すると。そういう視点で、文京区は、その1番目の予算編成過程の公開というのは、一部だと思いますけど、やっていると、ホームページを見させていただきましたけれども。その1のところを、私が今言った2、3のほうへ研究を進めていくというのも時宜にかなっているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その後の研究の様子などもあればお聞かせいただきたいと思います。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 今、副委員長が言われたとおり、ほかの自治体ではそういう先進的な取組がされているところです。ただ、実際に、もう御承知のとおり、様々な先行自治体の課題、いわゆる直接民主主義的なような予算編成方針になってきますので、例えば地域ごとに幾らの金額を割り当てて事業をやっていくかとか、あと、実際に、例えばそれをやったときに、その事業の効果の責任の所在はどこにあるのかとか、やっぱり、なかなか様々な課題があるのかなと考えております。

文京区では、予算編成方針の中で、これも御承知かと思いますけど、ちょっと読みますが、区民要望とか区議会の動向を的確に把握して、各部で十分に検討した上で、納税者の視点を大切にした予算編成を行っていくというところを今、一番掲げて、一般財源確保枠、新たな予算編成手法ですけど、それに取り組んでいるところですので、他自治体のその先進的な取組は引き続き研究するとして、今時点では、しっかりと予算編成方針に掲げたとおりの方向で予算編成を行っていきたいと考えております。

○白石委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

自由民主党さん。

○吉村委員 まず、令和8年度予算編成によると、先ほど進課長もおっしゃっていたんすけれども、区民の要望や議会の動向を的確に把握して、各部において十分に検討した上で、納税者の視点を大切にした予算を編成する旨、述べられており、文京区では、民意を予算に反映させるという趣旨を予算編成の基本方針に盛り込んでいます。すなわち、民意を予算に反映させる手法として、区民に直接選ばれた区民の代表でもある区議会議員が、予算審査特別委員会にて区民の声を届けるべく議論を尽くしているところですし、それ以外にも、各種会議の場やパブリックコメント等の意見も参考にした上で、文京区では予算編成を行っているところです。

区民参画型予算事業については、取り入れている他自治体の例を見ると、事業選定を決める際に投票を行っているようですが、総じて投票率が低い。つまり1%未満であるということ。そして、一定の参加者の固定化という課題もあると耳にしております。これらの課題点もあることから、区には区民の意見を酌み取るための手法について、さらに研究をしていただけれどと思っております。

以上より、自由民主党は、請願第4号、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、前回いろいろ議論をさせていただきまして、意見は変わってお

りません。メリット、デメリットがあるという中で、制度設計や研究を進めていくべきではないかというような区の答弁も聞いたところあります。

また、先ほどの議論の中で、責任の所在という非常に重たいワードが出てまいりました。私もそういうふうに思っていました、私たち区議会議員は、そういった責任をしっかりと持つてこの職に就いているというふうに考えておりますので、そういう意味では、この議会でしっかりと判断をしていくことが、今、大事なのかなということ。

あと、前回の議事録を読ませていただいて、継続になった経緯ですけれども、その会派の方の、若者の主体的な区民参画を促す仕組みの検討を求めるということで、継続になったというふうに認識しておりますけれども、この意見に関しましても、私たちの会派は、そういう考え方も含めて、区はしっかりと検討していただいているというふうに考えておりますので、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 結論だけ言いますと、継続でお願いします。

以下、理由ですけれども、先ほど来言われていますけれども、既に、先進なのか、先行なのかといったら、先行になると思うんですが、先行事例としては、杉並や豊島や幾つかの自治体で、子どもや若者を含む多様な区民の声を反映する手法として、これについては一定の意義があるというふうには受け止めています。

また、都の都民提案事業は、提案事業ですね、社会課題解決の政策形成の手法というのは、文京区においても、例えばB+（ビータス）の拡充など、今後の区政運営においては、参考になるものだというふうには認識しています。

でも、一方で、一般的に参加型予算制度には、継続的な運用体制の確保であるとか、参加者の偏りであるとか、専門性の確保等、行政の責任分担の難しさ、全国的にもこれは指摘をされている問題であります。

したがいまして、実施に当たっては、制度設計、運用に当たっての行政コストや公平性の確保、政策的効果の見通しなども含めて、慎重な検討、議論が必要だというふうに思います。決して否定されるものではないので、さらなる議会において検討・研究を進めていけばいいのではないかという理由で、政策チームAGORAとしては、継続の判断といたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 請願第4号、態度表明をさせていただきます。

現行の文京区自治基本条例で十分機能を果たしていると思いますので、不採択でお願いし

ます。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 区民参画型予算については、子どもや若者を含む幅広い区民の意見を反映できるとともに、区政への主体的な関わりを促す手法として一定の価値があることと認識しております。

ただし、全国的に見られる課題としては、参加する方の偏りですとか固定化、専門性、継続性、実効性の確保、さらには行政との責任分担の難しさなどが指摘されております。実際に、先行して実施している自治体では、住民投票による事業選定において、投票率が1%程度にとどまる例もあり、その代表性というものに疑問が生じており、公平性や行政コスト、政策としての効果の面でも課題が残っていると受け止めております。

現時点では、各種会議やパブリックコメント、区民の声の収集、さらに、私たちが議会での議論を通じて区民の皆様の意見を区へ届けるなど既存の区民参画の仕組みの中で、区民の視点を反映した政策提案を丁寧に取り入れていく方法が現実的であると考えておりますので、本請願に対しては不採択としたいと思います。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 先ほど進課長のほうから、区民参画型の予算事業において、課題がもう抽出されておりました。また、先行事例の自治体においての課題も一定出てきておりますので、これをどうしたら文京区として、そうした課題を解決しながらできるかということを考えられるもう段階に来ていると私どもは思っておりますので、この請願事項1項に対して、採択いたします。

○白石委員長 採択、はい。

○海津委員 採択です。区民参加……、区民が主役としては……。

○白石委員長 はい、いいですよ、分かりました。

続きまして、日本共産党さん。

○金子副委員長 先ほど質疑させていただきましたけれども、結論だけ先に言うと、採択をお願いしたいということあります。

私も先ほど、夏に少し勉強したというのは、自治体学校に行って、いろいろ先生の話を聞いたということですけれども、参加型の自治体予算というのは、1980年代の終わりにブラジルのポルト・アレグレ市で始まったというのが起こりのようですが、そのうち、ポルトガルで緊縮財政下でこういう形での参加型の予算をやって、信頼を図るというようなこと

が必要になったというような経緯もあるようです。

ただ、日本に引き返して考えたときに、やっぱりそういう参加型の予算、様々研究を求めていくと同時に、議決に関わっている私たちが住民の皆さんと一緒に財政分析すると。そういうふうな取組も全国で行われていて、私が知っているのは、東京の中でも多摩市とか板橋とかね、文京区でも一部やってますけれども、かなり長いことね。そういう住民自身が議会と一緒に、議員と一緒に財政分析するというような取組も参加型の一つというようなことで言われています。

私も、そういう取組、大いに住民の皆さんとやりたいなと思うけれども、同時に、自治体の仕組みとして、そういうのを考えていく時期になってきているんじゃないかなと。新自由主義の功罪というのはいろいろ表れているというふうに思います。そういう点で、採択をしたいというふうに思います。

○白石委員長 請願受理第4号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択5、継続1、よって原案を不採択といたします。

続きまして、請願受理第6号、文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願。

「令和7年6月定例議会付託、継続分」のデータの「請願受理第6号」を御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第6号
 - ・件 名 文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石4-35-16
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里
 - ・紹 介 議 員 小 林 れい子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

文京区には「人材確保・育成基本方針」がありますが、区民との「対話」能力や「コミュニケーション」能力、区と区民ら「マルチ・ステークホルダー」との「合意形成」能力の重要性が盛り込まれていません。

一方、区職員の評価制度に関しては、品川区が令和5年度から「360° フィードバック」を試行実施しているほか、中野区も中野区人材育成計画（2024～2026年度）の中で「新たな360度評価制度の導入」を盛り込んでいます。

文京区職員の育成に関し、人事考課・評価にこれらの能力査定も盛り込むことを検討するよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記を請願いたします。

・請願事項

- 1 文京区職員の「育成方針」の中に区民との「対話」能力や「コミュニケーション」能力、区と区民ら「マルチ・ステークホルダー」との「合意形成」能力の向上を盛り込んでください。
 - 2 区職員の評価・考課制度の中に前項の能力の査定を含めてください。
 - 3 区職員の評価制度において「360度評価制度」のメリット・デメリットを研究・調査し、結果を区民と情報共有してください。
-

○白石委員長 こちらの第1項が、6月定例議会から継続となっております。

この請願は、文京区職員の「育成方針」の中に、区民との「対話」能力や「コミュニケーション」能力、区と区民ら「マルチ・ステークホルダー」との「合意形成」能力の向上を盛り込むことについて、区に働きかけを求めるものです。

御質疑のある方はお願いします。

金子副委員長。

○金子副委員長 ここに出てる職員育成方針をちょっと改めて読んでみました。それで、コミュニケーション能力というようなことで請願事項を書かれているわけでありますが、この育成方針の中には、検索すると、コミュニケーションという言葉は、たしか6回ぐらい出てくるんですね。ただ、どちらかというと、職員間のコミュニケーションというような文脈でこの言葉は使われていて、今日、請願で出されている、住民の皆さんとの間のコミュニケーションという文脈ではちょっとないかなと思うんですね。

それで、ちょっと聞きたいのは、職員研修というのは、いろんなのが行われていると。かなり民間委託で行われているというふうに思います。これ仕様書に基づくというようなことで、仕様書が出ているので見たんですけども、かなり外部講師でやっているというのも見受けられるわけであります。研修の一覧の職層研修などは、30の項目があるうち24、これちょっと私の数え方だけれども、外部講師ということで、8割ぐらいが外部講師になっている

んですね。

それで、私はちょっと気になったのは、さらに仕様書の中で、再委託が可能だというふうな書き込みになっていて、それは事前に協議してくださいというふうになっているんですけどね。そうすると、自治体職員、公務員の育成という点で、私は、民間委託——だけじゃないですよ、直接やっている研修もありますから、それは2割ぐらいは。なんだけれども、いろんな職能というのが継承発展、定着というのか、熟成というのか、そういうふうになっていく上で、こういう委託、外部講師採択というのは、果たして適切なんだろうかというのがちょっと心配になってくるんですけども、再委託の状況というのは、どれぐらいの実績というのがあるか、分かりますか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 ちょっと今、具体的に何件という数字は持っておりませんけれども、委託先のほうで、講師のほうを、自分のところではなくて、そのテーマに合った講師を外部のほうにお願いをしてというような形で再委託という意味合いになってくるかと思っております。

実際、委託にしろ、再委託にしろ、外部講師という形でお願いをしているところではございますけれども、研修実施に当たっては、職員課のほうで、研修の内容であったりとか、実際に使うレジュメであったりとか、そういうものは全てチェックをして、場合によっては、区にマッチしない、そぐわないような内容、民間ではマッチするけどとかということもあつたりはするので、そういうところは、行政に合わせた形でちょっと変えてほしいとか、そういったようなやり取りは、こちらとしてもしているので、漫然と委託ということで全てを外部の事業者に任せているというような状況ではございません。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 漫然とは、私、申していませんので。

それで、外部講師の場合、元公務員の方とか現に公務員の方とかいう方が大半であったほうがいいかなと思うんだけど、そういうこともありますけど、実際どうなんですか。全く公務員経験じゃない方が大半とか、そういうことはないんでしょうねというか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 いろいろな経験をお持ちの方がいらっしゃいますけれども、研修講師、正直、公務員出身というような方は、どちらかというと少数になってきます。やはり、こういったもろもろの課題について、勉強というか、実績を積んでいらっしゃる方、そういう方ということで、選定もしているところではございますので、そこに公務員歴があるかどうかという

ようなところ、もちろん公務員に対しての研修をやっている実績というようなところはあるかと思うんですけれども、必ずしも御本人がその公務員出身、あるいは現役の公務員かといふと、そこはもう少なるかなというふうに考えてございます。

○白石委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 自治体職員等にとって、住民との協働は不可欠です。それだけに、請願事項に示された能力育成は、区政の信頼基盤につながるものだと考え、区民が主役の会は採択いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 自治体の職員が区民としっかり対話をして信頼関係を築いた上で、合意を形成していくという力の重要性が近年一層高まっていると考えております。

文京区の人材確保・育成基本方針において、必要とされる職務遂行能力として、交渉力、説得力、調整力が明記されており、これらの力を高めるために、対話力や住民対応力の向上を目的とした研修が継続的に行われております。

請願者の御指摘である対話力やコミュニケーション力、そして合意形成力の向上に関しても、まさにこうした取組によって現在対応しているものというふうに認識をしておりますので、本請願に対しては不採択とさせていただきます。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 請願第6号、今、ちょっと紹介議員さんに確認したいんです。さっき副委員長が質疑をやっているときに、コミュニケーションというのは職員のコミュニケーション、区民とのコミュニケーションじゃないといって聞こえたものですから、ただ、これ表題を見ると、区民とのコミュニケーション能力ということで書いてあるんですけど、それどっちかなと思って、区民とのコミュニケーション……。

（「僕が言ったのは、育成方針に書いてある文言がと……」と言う人あり）

○山本委員 ということで、確認……。

○白石委員長 後ほどやってください。

○山本委員 いずれにしても、十分、文京区の職員の方、一生懸命やられているので、請願に關しては不採択をさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 この文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上というのは、むしろ当たり前といえば当たり前ですよね。特に、近年というのは、行政課題の多様化、複雑化というのは本当にもう大変なものがあって、職員の皆さんのが区民との信頼関係を築くというのは、そして合意形成をつくっていくというのは、本当に重要なことだというふうに思います。

ただ、この後の総合戦略のところで私、ぜひちょっと質問したいと思いますけれども、やっぱり課題もあるんですよね。そこで、能力という言葉が出てくるんです。この能力の評価というのは本当に難しいんですよ。そんな簡単に、誰かが誰かを評価するに当たっての能力の評価というのは本当に難しいので、そのところはきちんと区民の皆さんと行政、それから職員間同士、あるいは職員と管理職の皆さんとの関係を含めて、やはりきっちり議論して整理しながらやっていかなきやいけないというふうに思っています。

したがいまして、この1のところについては、さらなる議論を深める必要があるということで、継続といたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、請願の事項に書いてありますとおり、区民との対話能力やコミュニケーション能力、また区と区民の例えば合意形成とか、区民と区民の合意形成の力とか、そういうことは非常に重要だというふうに認識しております。

前回の議論で、文京区の姿勢も伺ったところですけれども、研修や人事評価制度の中で取り組んでおられるということを明言していただきまして、私たち会派としてもそのように認識をして応援しているところでございます。

公明党といたしましては、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 請願第6号について、自由民主党の態度表明をさせていただきます。

文京区人材確保・育成基本方針によると、本区を取り巻く環境の変化や、複雑、多様化する区民ニーズに柔軟に対応するとともに、区民から信頼される職員であるため、文京区職員として目指す職員像を掲げており、その職員像とは、課題に気づき、解決に向けて自ら考え、行動できる、改革志向の職員となっております。

区民から信頼されるためには、区民との意思の疎通を図らなければならず、対話能力やコミュニケーション能力が求められます。相手方との合意形成、すなわち意思の合致が図れなければ信頼を得ることはできないともいえ、それらの能力を向上することは当然の前提とし

て含まれていると考えます。

また、職務遂行能力として、判断力、交渉力、企画力、説明力、情報収集分析力も人事評価規定で挙げられています。

以上の理由で、1項はその必要がなく、自由民主党は不採択とさせていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 自治体職員の皆さんとの育成方針ということの関係でいくと、浅田委員が先ほど少し触れられたように、働き方に関わるこの間の大きな変遷を踏まえて考える必要があるというふうに私は考えています。

1970年だったと思うんですけども、OECDの対日報告ということで、日本の高度成長の原因が日本型経営にあると。雇用のことといえば終身雇用、また、企業別組合とかいうようなことが言われたわけです。

1995年に、当時の日経連がそれをやめようということで、新日本型経営ということで、終身雇用をやめるというようなことで、長期能力活用型グループや、または非正規雇用を増やすというようなことをやられて、そういうふうな雇用形態の変化が、公務の世界にも今、相当反映して、会計年度任用職員の方が大量に増えるというようなことが起きています。そういう中で、住民の皆さんとの対話、意思疎通、聞く力、コミュニケーションの力、複雑な課題があるだけに、ますます求められるというような状況があります。

そういう雇用の形態の変化というのを申し上げたのは、先日、雑誌のアエラを読んでいたら、産能大学の調査で、新人社員の人に聞くと、成果主義的な人事制度より、年功序列のほうがいいと。つまり、安定して長く働く。能力評価というのは、本当に給料の一部分にしかすぎないということが、この20年ぐらいの中で、労働界の中で大体決着がついたんじゃないかなというような今、時期に来ているというふうに思います。

そういうときに、公務で働く皆さんの育成方針というのは、コミュニケーション力を含めて、さらに今、リニューアルしていく時期かなというふうに思っております。そういう点で、1項について、採択をしたいというふうに思っております。前回に続きですね。

○白石委員長 それでは、請願受理第6号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択5、継続1、よって原案を不採択といたします。

続きまして、請願受理第8号、子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願。

データの「請願受理第8号」を御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第8号
 - ・件 名 子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願
 - ・請願者 文京区千石4-35-16
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠里
 - ・紹介議員 小林 れい子 関川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請願理由

文京区では現在、子ども家庭部子育て支援課が中心となり、（仮称）「子どもの権利に関する条例」の策定と、令和7～11年度を対象とした「文京区子育て支援計画」の策定が進められています。

特に「子どもの権利に関する条例（素案）」では「子どもの意見等の表明と参加」のところで、「必要な情報を得ることができるよう努めるものとします」と定めていますが、例えば、「文の京」自治基本条例は施行から20年以上経つのに、子どもが理解しやすいような子供版「文の京」自治基本条例がありません。（※新宿区や埼玉県越谷市には小学生向け自治基本条例パンフレットがあり、川崎市は「自治基本条例キッズページ」、練馬区は「ねりまキッズページ」を設けています）

豊島区では区HPのすべての漢字に「ふりがな表示」できるようにしています。杉並区では「子どもを社会の真ん中に」を打ち出す区長のリーダーシップの下、「子どもワークショップ」や区立小・中学校における「意見交換会」が開催するなど、子どもとの「対話の区政」も積極的に推進しています。そこで、貴議会から区に対し、下記を働きかけていただきたいと請願いたします。

・請願事項

- 1 区HPにおいて①すべての漢字をふりがな表示できるようにするなど子どもにやさしい情報が適切で理解しやすい言葉で提供する②子どもにとって「意味のある参加」を実現する方針と手順が子どもの目から見てわかりやすく情報発信する——ようにしてください。
- 2 特に、「文の京」自治基本条例を子どもたちが理解できるよう、小学生版や中学生版を

つくってください。

○白石委員長 この第2項が、6月の定例議会から継続となっております。

この請願は、「文の京」自治基本条例を子どもたちが理解できるよう小学生版や中学生版を作成するよう、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑ある方、お願いをいたします。

ないですね。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

自由民主党さん。

○吉村委員 請願第8号について、自由民主党の態度表明をさせていただきます。

「文の京」自治基本条例については、子どもの権利条例を策定する過程において、子どもの権利推進リーダーに対して、本年7月の会議の際に、A4判1枚にその内容を要約した上で、自治基本条例について、子どもたちに説明をしたということも伺っております。

そのことから区では、場面ごとに、必要に応じて、子どもたちに対して、その内容を説明する姿勢を有していることが見て取れます。区には引き続き、必要に応じて、場面ごとで、その内容を適時子どもたちに説明する姿勢を示していくだければと思っております。

以上より、請願第8号2項は不採択とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、先ほど吉村委員が言ったとおり、推進リーダーの中でそういった御紹介をしていただいたり、区がそういった分かりやすい言葉の提供ですとか、また、ホームページ上でのそういった提供をしているということも確認をさせていただきました。

公明党といたしましては、請願事項の第2項、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 子どもの意見の尊重のために、その場をつくることとか、その場をつくるための環境づくりであるとか、大人の聞く姿勢であるとか、政策の反映などの仕組みを整えることはとても重要であって、子どもの権利条例をより分かりやすく具体化していくというのは、極めて重要なことだろうというふうに思います。

とにかく、子どもの権利条例にしても、これまでにない新しい視点であるとか姿勢であるとか、求められている中での課題であるというふうに思っています。ですから、ぜひ、自然な形で、子どもの意見を聞く、あるいは人権を守るということも含めて、こうした提案とい

うのは必要ではないかというふうに思います。

したがいまして、ぜひこの委員会、議会としても、こうした議論については、ちょっと耳を傾けて、できるところを探していけたらというふうに思っていますので、2項については、継続といたします。

○白石委員長 続きまして、永久の会さん。

○山本委員 文京永久の会、請願第8号の態度表明をしますが、既に、こちらにも書いてあるように、子どもの権利に関する条例とか、また、子どもに対する意見を取ったり、アンケートを取ったり、いろいろと現段階においても、様々な場面で子どもに対して尊重しながら、施策を進めていることは確認をしております。

引き続き、そういった多様な、様々な、子どもに限らず、意見を吸い取って、施策に反映できることを期待しておりますので、1項、2項とも不採択でお願いします。

○白石委員長 2項だけなんです。

○山本委員 あ、そういうこと。だから今、2って言ったんだ。2項、不採択でお願いします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 子どもたちが意見を表明したり、社会に参加したりする権利については、これはもう言うまでもなく、尊重されるべき重要な権利であるというふうに認識しております。

また、文京区の自治の基本理念である協働・協治を示した、「文の京」自治基本条例について、子どもたちにも理解してほしいという請願者の思いには共感しております。

しかしながら、一つの条例に対して複数のバージョンを用意するということになると、例えれば平易な表現にする過程で、本来の内容が簡略化されてしまったり、読み手によって解釈が分かれてしまうなど、混乱を招くおそれがある点は懸念をしております。

一方で、8月に行われた子どもの権利推進リーダーとの意見交換会で、事前準備として、中高生向けに自治基本条例を分かりやすく解説したパンフレットを作成して、その内容を伝えたと伺っております。このように、パンフレットなどを活用して、現行の条例を分かりやすく紹介すること。そして、今回のような、子どもたちが条例や権利について知る機会を一層充実させていくことが現実的かつ有効な対応ではないかと考えておりますので、本請願第2項に不採択いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 請願が求める情報保障は、至極当たり前のことです。子どもの意見表明を、意見反映を掲げている子どもの権利条例、今、策定中ですが、その理念を実現する具体的な方策

でもあると考えます。

また、今の子どもの権利条例の策定の過程の中で、中学生、こどもリーダーたちに向けて、自治基本条例を分かりやすくした。もう既に実績があるということですので、明日にでも実現できるものだと思いますし、不採択にする理由は一切、区民が主役の会としてないと考え、採択いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 結論を先に言うと、前回に引き続き採択すべきものということでお願いしたいというふうに思います。

条例の小学生版、中学生版をつくるということですから、今までいろんな説明をしてきたということの実践に立って、一歩前進してほしいということでいいと思うんですよね。

ただ、子どもの権利条約、1990年代の最初だったと思いますけど、日本が入って、そのときからもう30年以上たって、今、自治体でも権利条例づくりというのは大分進んでくるというふうになっていますけれども、子どもを取り巻く状況、もちろん大人も取り巻く状況、先ほど少し述べたような働き方の問題なんかも含めて、大きく変わってきているという状況があります。

そういうときに、当初、自治基本条例をつくったときの区報を見ると、絵で、子どもも入っているんですね、区民の中には。それから、地域活動団体とか、何かいろいろボランティアする活動の中にも、子どもが何かごみ拾いしている姿も入っているんですね。今日、皆さん何人か触れられたように、当初から子どもを視野に入れて、こういう基本条例をつくったというような経緯があるはずで、そのときの状況から、やはり社会の環境は大きく変わっているというようなことも踏まえて、正式版の、こういう子ども版というんですか、小学生、中学生版をつくるというのは、時宜にかなった取組ではないかなというふうに思います。

以上です。

○白石委員長 請願受理第8号第2項の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択5、継続1、よって原案を不採択といたします。

続きまして、令和7年9月定例議会の付託分、6件。

初めに、請願受理第23号、消費税率引き下げとインボイス制度の廃止に関する請願。

請願文書表のデータ3ページを御覧ください。

- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第23号
- ・件 名 消費税率引き下げとインボイス制度の廃止に関する請願
- ・請願者 文京区小日向3-7-3
消費税廃止文京各界連絡会
代表 小林 秀一 外777名
- ・紹介議員 石沢 のりゆき 小林 れい子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請願理由

近年の急激な物価上昇は、国民生活を著しく圧迫しています。コロナ禍からの回復が進まない中、事業継続に不安を抱く声も多く、中小企業は特に厳しい経営環境に置かれています。東京商工リサーチの調査では「受注の先行き不安」を理由に賃上げが困難との回答が中小企業では45.6%に達し、大企業の17.3%を28.3ポイント上回っています。また、連合が目標とする春闘の賃上げ6%以上を予定する中小企業は僅か9.1%にとどまり、労働者の賃上げが滞る深刻な実態が浮き彫りです。さらに「公租公課倒産」がコロナ後に激増しており、税や社会保険料の負担は中小零細事業者の経営を圧迫しています。

こうした中、消費税は赤字であっても納税義務が課されており、企業の経営負担は限界に達しています。消費税率の引き下げは、企業の税負担を軽減し賃上げ余力を拡大すると同時に、国民の購買力向上を通じて景気回復にも資すると考えられます。生活と経済の双方に資する経済対策として、消費税減税は喫緊の課題です。

加えて、令和5年10月に導入された複数税率対応の適格請求書保存方式（インボイス制度）は、免税事業者である小規模・個人事業者が取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合には不当な値下げや取引停止を強いられる懸念があります。東京商工会議所の調査では、免税事業者からインボイス発行事業者に転換した事業者のうち54.9%が減収、48.8%がコスト増、82.2%が事務負担の増加を実感しています。税制軽減措置や支援策はあるものの十分とは言えず、小規模事業者の経営を圧迫しています。

よって、私たちは以下の二点について、文京区議会が国に意見書を提出し、速やかな対応を求めるよう強く請願いたします。

- ・請願事項

- 1 消費税率の引き下げ（減税）による国民生活と中小企業経営の支援

2 中小事業者に過重な負担を強いいるインボイス制度の廃止

○白石委員長 この請願は、消費税の引下げによる国民生活と中小企業経営の支援と、中小事業者に過重な負担を強いいるインボイス制度の廃止の2点について、国に対し意見書の提出を求めるものです。

それでは、御質疑ある方、お願いをいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長 では、ちょっとまとめて聞きますが、消費税の複数税率に対応したインボイス制度が始まって、昨日でちょうど2年になりました。昨日は、国会前でもこれをやめてくれということで、インボイスノーの行動などが取り組まれているという状況があります。

それで、あと1年たちますと、この負担軽減措置がなくなって、小規模事業者やフリーランスなどの方々の消費税の負担がさらに増えると。2.5倍になるおそれもあるというふうなことで、昨日も声を上げたというような運動が起きているわけでありますけれども、この経過措置がなくなるということに関わって、経済課なんかでこの間、取り組んでいるというようなことはあるんですかというが1つです。

それから、消費税という税制は、あらゆる国税の中で一番滞納が多い税目になっているんですね。ということは、転嫁対策というようなことがこの間国で言われていましたけれども、実際的には、転嫁できない税制になっているということが明らかだというふうに思うんです。例えば令和6年度の租税滞納状況というのを国税庁が8月に公表していますけれども、新規の滞納発生額、これ国全体でですよ、9,925億円ということで、あらゆる国税の中で滞納額が一番大きくなっていると。2番目なのは、所得税というので、1,937億円ということと比べると、いかに大きいかというふうなことが分かると——あ、ごめんなさい、9,925億円というのは、全部の滞納額です、国税の。その中で消費税は、訂正しますが、5,298億円、所得税は1,937億円となっている。ここに、実際には転嫁できないという実態があるんじゃないかというふうに思うんですけども、区内ではどういう反映があるのかというのが2点目。

それから、なぜこうした滞納が発生するのかということの根本原因は、消費税は預り金じゃないというふうに、これは裁判などでも、消費税制が始まってほどなくして、裁判があつたんだけど、確定しているんですね。つまり預り金じゃないと。価格総体に付加されていて、納税義務者は事業者だというふうなことになっていると。預り金だから、取っておけばいいでしょうというふうに税務署はよく言うんだけれども、違うんですよね。取っておけないん

ですよね、資金運用もありますからね。

だから、預り金じゃないという、消費税のね、これは中小企業支援なんか、零細企業、いろんな相談を受けていると思いますけど、預り金じゃないということを前提に、いろんな相談や転嫁対策の窓口を御案内しているという答弁だと思うんだけど、御案内する必要があると思うんだけど、預り金じゃないという認識、ありますか。

○白石委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 インボイスについての経過措置のところ、その他対応のところでございますけれども、国のはうで今、移行に当たっての経過措置の期間中ということで、仕入税額控除については、最初の3年間は80%の控除で、その後、次の3年間は50%控除といったところが経過措置の中で取られているところでございます。

先ほど御指摘いただいたとおり、来年度ですかね、そういう意味では、その経過措置の第1段目が終了するという形になってまいりますので、我々としても、インボイス、制度導入当初はやはり多くの御相談があったと。やはり経過措置が1回、第1弾が終わるところで、再度いろんな相談が来るのではないかというふうには考えてございます。

中小企業支援員が各事業所さんをめぐりながら、相談というか、お話を聞いて、支援窓口につなげるということをしておりますけれども、今年度の頭であれば、相互関税の話ですね、ああいったテーマについて掘り下げて聞いてみたりといった形で取組をしておりまして、来年度は、そういった意味で、このインボイスの話、出てきたときに、各企業によってどういうような影響があるのか、どういったところにお困り事があるのかというのは、テーマを絞って聞いていくような形で、意見を取り上げていくような形で考えていきたいというふうに思っております。

また、転嫁が進まないところと、あと、その窓口等のところでございますけれども、現状は、インボイスの相談、あと転嫁のところにつきましても、経営相談や融資斡旋等の相談の中では、特段そこに絞った御相談というのは、現状は来ていない状況ではございます。

○白石委員長 預り金……。

○内宮経済課長 失礼いたしました。基本的に、消費税なので、これについては、支払うべきものという形で認識しているところでございます。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 預り金かどうかにつきましては、国会答弁でもあったかと思いますけど、正式に財務省のほうが、預り金ではないというふうに答弁をしていると認識しております。

○白石委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

区民が主役さん。

○海津委員 中小企業の経営悪化や、区民生活、地域経済にも直結しているインボイス制度や消費税なので、消費税やインボイス制度の廃止を国に求めるることは、区民生活と区内中小企業を守る有効な手段と区民が主役の会は考え、1項、2項とも採択いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 まず、1項についてです。消費税の制度そのものについては、見直す必要があると考えております。これまでの消費税の導入や増税は、法人税や所得税の減税と同時に進められてきた経緯があり、社会保障の財源としての位置付けは、後づけの理由だと受け止めております。実際、消費税は、特定の目的に使われる目的税ではなく、使い道が自由な一般財源であるため、結果的に法人税の減収分を補う形になっている側面があるとも言えます。

また、消費税がなくても、法人税や所得税、相続税、酒税、たばこ税といったほかの税収を強化することで、社会保障費を賄うことは可能だという指摘もあります。

さらに、赤字企業であっても消費税を納める必要がある一方で、輸出企業は還付を受けられるという制度上の構造、そして消費税の逆進性の強さや、大企業を優遇して、中小企業や庶民にとって過酷な税であるという点についても問題意識を持っております。

ただし、請願事項第1項の内容についていえば、単に消費税の減税にとどまるのではなくて、法人税などを含めた税制全体の抜本的な見直し、総合的な改革が必要だというふうに考えておりますので、不採択とさせていただきます。

2項について、インボイス制度に関しましては、免税事業者や本来は免税の対象であるにかかわらず、現行の規模のままでインボイス発行事業者へと移行している小規模事業者などに対する支援をより一層充実させていくべきと考えております。

しかし、制度を全面的に廃止するのではなくて、制度自体に必要な改善を加えながら、より持続可能な税制の在り方を模索していくことが望ましいというふうに考えておりますので、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 文京永久の会、請願23号、1項、2項とも、国において議論がなされるべきと考えますので、不採択でお願いします。

○白石委員長 A G O R Aさん。

○浅田委員 現在、国のはうで、私の所属している立憲なんですけれども、自公との給付付き

減税控除の議論が始まっています。これどういう総理大臣になるのかにもよりますけれども、一定程度減税という問題、それから2番に出てくるインボイス制度の問題等々も全部込み込みと、連動してくる課題ですので、現時点では事態の推移を見守りたいということで、1項、2項とも不採択といたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、請願第23号ですけれども、現行の消費税の制度設計は社会保障に充てられているということで、非常に重要であります。その持続可能性を考えいくと、継続が必要であり、円滑に進めて、しっかりと確保していくということが国民の社会保障の基盤になると考えております。

また、インボイスは、スタートして2年ということで、軌道に乗ってきたというふうにも感じておりますし、支援や相談も丁寧にやっていただいているというふうに認識をしておりますので、引き続きやっていくべきだろうということで、廃止の必要性はないと考えて、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 請願第23号について、自由民主党の態度表明をさせていただきます。

消費税率引下げとインボイス制度の廃止については、同趣旨の請願が今まで出ており、その際に議論は尽くされているものと理解しております。

また、中小企業経営の支援については、消費税率の引下げという形ではなく、さらなる企業力の向上を図れるような経営支援策を区には引き続き実施していっていただきたいと思っております。

よって、請願第23号1項、2項ともに、自由民主党は不採択とさせていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 消費税については、さきの参議院選挙の際に、政権与党の自民党さん、公明党さん以外の全ての政党が、何らかの形で消費税の減税など、廃止を含めて、触れるという状況が起き、6月以降、そして、この夏を踏まえて、今、国会がまだ10月中旬にならないと開かれないみたいな話になっているわけです。本来なら早く国会を開いて、そういう方向に、多数派なわけですから、進んでいく必要があるというふうに思っております。

それで、質疑の中で明らかにしたように、消費税は預り金じやないというのは、1990年の3月と12月に東京地裁と大阪地裁で既に確定判決が出ていまして、そのうち財務省が、当時大蔵省かな、答弁したというようなことで、事業者に重い負担となり、税率が10%に至ると

いう経過になっています。大変な景気を冷え込ませる税制であり、法人税の減税の穴埋めに使われてきたことによって、消費を大変萎縮させていると。地域経済も痛めつけられている経過がこの30年来続いてきたということあります。ここで民意に従って、税率を引き下げる。

また、インボイスについては、経過措置が間もなく終わるということで、相談対応をしっかりやっていただきたいけれども、これからだというような時期を迎えているということでありますと、1項、2項とも採択をすべきだということあります。

○白石委員長 請願受理第23号の審査結果について申し上げます。

請願受理第23号第1項、採択2、不採択6、よって原案を不採択といたします。

第2項、採択2、不採択6、原案を不採択といたします。

続きまして、請願受理第24号、場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願。

データ5ページを御覧ください。

- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第24号
- ・件 名 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
- ・請 願 者 文京区本駒込5-15-12
新日本婦人の会文京支部
支部長 小竹 紘子
- ・紹 介 議 員 板倉 美千代
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請 願 理 由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育のまちに競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売

機も50台以上設置されており、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。勝ったらもつと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

本人や家族の申し出で、競馬場や場外馬券場への入場を制限する制度があります。これは、ギャンブル依存症に苦しむ当人、家族の働きかけで実現した制度です。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださいよう請願致します。

・請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
 - 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。
-

○白石委員長 この請願は、場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去と、中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去について、関係各方面に働きかけを求めるものです。

御質疑のある方、お願いをいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長 請願理由の中程、少し後のはうに、ギャンブル依存症対策ということで、本人や家族の申出で、馬券売場などに入場制限する制度がありますというふうなことが、新たに記載されています。

それで、この間聞いてきた依存症対策ということで、国が対応したというようなことで、実際には、区内にある後楽園オフトのところで、こういう制度というのはどのように運用され、どのような実績とか効果とか表れているのか、区で掌握されていることはありますか。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 この請願を拝見しまして、私も、競馬組合のほうにちょっとお尋ねしてみたんですけども、この制度を使って申請をされている方は10人弱いらっしゃるということで、実際にその届出というか、入場制限の申請を受けて、入り口で係員の方からお声がけをして、

御退場いただいたというような事例もあるというふうに伺っております。

○白石委員長 それでは、各会派の態度をお願いしたいと思います。

自由民主党さん。

○吉村委員 請願第24号について、自由民主党の態度表明をさせていただきます。

今回の請願については、同一の請願者から同趣旨の請願が今まで出ており、その都度議論は尽くされているものと理解しております。

よって、請願第24号1項、2項ともに、自由民主党、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、第24号でございますけれども、前回と同趣旨の内容で不採択とさせていただきます。

ギャンブル依存症対策や相談など、御本人、御家族にも対応している状況を共有させていただいております。公営競馬としての様々な努力をしていることにも理解をしているところでございます。不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 水道橋駅から後楽園に至るまで、非常に、橋を含めて環境もきれいになって、あと、オフト自体の建物も、昔に比べると随分様変わりしているなというふうには思っています。

したがいまして、もちろん、この経緯としては、様々、文京区には、オフトのようなものは必要ないという御意見もあろうかと思いますけれども、一定の努力、改善が行われているという状況も踏まえて、この請願1項、2項ともに、AGORAとしては不採択といたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 請願第24号ですが、場外馬券売場は撤去するべきではないと考えるので、不採択でお願いします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 後楽園オフトの撤去を求める請願については、文京のまちにギャンブルはふさわしくないというようなお気持ちや、ギャンブル依存症に対する懸念は理解をいたします。ただ、競馬は、法に基づく公営競技であること。また、現在では馬券購入の多くがインターネット経由で行われていること実態もあり、依存症対策の重点は、オンライン利用者への支援や啓発に移りつつあるため、施設の撤去が依存症対策に直結するというふうには限らず、実

効性にも課題があるのかなというふうに考えております。

こうした点を踏まえると、後楽園オフトを一律に撤去すべきとは言えませんので、本請願に対しては不採択とさせていただきます。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 公営ギャンブルでもある競馬は、スポーツ振興にも寄与している一面があると考えます。一律撤去よりも、依存症対策により力を注ぐべきものと考え、1項、2項ともに不採択いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 質疑を聞いて、改めて、10人弱っておっしゃいましたかね、10人ぐらいね。私、少なくないと思うんですよね。だから、やっぱり依存症そのものの発生源とかということで考えると、非常に深刻だなというふうに改めて思いました。

そういう点で、請願趣旨に1項、2項とも、採択ということで態度を表明したいというふうに思います。

○白石委員長 請願受理第24号の審査結果について申し上げます。

請願事項第1項、採択1、不採択7、よって原案を不採択といたします。

請願事項2、採択1、不採択7、よって原案を不採択といたします。

続きまして、請願受理第25号、ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願。

データの7ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第25号
 - ・件 名 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
 - ・請 願 者
 - ・紹介議員 千 田 恵美子 小 林 れい子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

東京都内のスーパーマーケットではゲノム編集トマトの販売が開始され、ゲノム編集された魚もオンラインショップで販売されています。ゲノム編集食品は、2019年から流通が開始され、現在はトマト2種類、トウモロコシ、マダイ、フグ、ヒラメ、ジャガイモ、ティラピアの8種類が届け出されています。ゲノム編集食品の研究開発は活発に行われており、今後

さらに多くの食品やそれを原材料とする加工食品が流通すると予測されます。

ゲノム編集とは、標的とする特定の遺伝子を壊す技術です。ゲノム編集技術では、目的外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」やDNAの切断箇所で大規模な「染色体破碎」をもたらす可能性が指摘されています。新しい技術であるゲノム編集食品はまだ食経験がないので食べ続けて問題がないのか誰にもわかりません。

「消費者基本法」には、消費者の「知る権利」と「選ぶ権利」が明記されています。しかしゲノム編集食品は、国への「届け出が任意」で「食品表示義務がない」ため、私たちは選択することができません。消費者の選択の機会を確保するためには「食品表示」が欠かせません。EUでは、2024年2月に「ゲノム編集食品の表示の義務化」を議決しています。一方、日本では原料・製品・外食産業にも表示義務はありません。種苗にも表示義務がないため、農家がゲノム編集された農作物と知らずに育ててしまい、学校給食で子ども達が食べてしまうことも考えられます。ゲノム編集食品を「知らずに食べてしまう」または「知らずに食べさせてしまう」ことを防ぎたくても防げないのが現状なのです。

現在、5県議会・20市議会・5町議会から「ゲノム編集表示を求める意見書」が提出されています。消費者庁が行った「食品表示に関する消費者意向調査」（令和5年）でも、5割以上がゲノム編集食品の表示を求めていました。食品表示は消費者にとって唯一の判断材料であり、なくてはならない大切な権利なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

・請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
 - 2 「ゲノム編集」の「食品表示」を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めるこ。
-

○白石委員長 この請願は、ゲノム編集食品の届出を義務化すること、種苗・作物・食品にゲノム編集食品の表示をすることを国に求めるものです。

御質疑がある方はお願いをいたします。

海津委員。

○海津委員 1点だけお伺いしたいんですけども、消費者教育を文京区が行う際に、消費者基本法に定められている8つの権利があると思うんですよね。選択する権利とか、知らされる権利、そうしたものは、やはりきっちと周知徹底しているという理解でよろしいでしょうか。

○白石委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 消費者教育の観点からいって、消費者の権利として、やはり選択をする自由というのは非常に重要なテーマというふうに考えてございますので、研修実施の際も、そういった意味ではそこを重視して考えているところでございます。

○白石委員長 よろしいでしょうか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 消費者基本法に基づく、知らされる権利、まさに、それから今、課長からも御答弁がありました、選択する自由、そこをしっかりとするためにには、この請願事項にあるように、ゲノム編集の届出を義務付けるように国に求めること。また、種苗・作物・食品に義務付けるように国に求めること。消費者基本法の権利に合致していると思い、区民が主役の会は採択いたします、両方。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願については、請願者の消費者の知る権利、選ぶ権利への配慮や、子どもたちの食の安全に対する真摯な思いが込められていることを理解しております。しかし、現時点で、科学的根拠や政策的妥当性に照らして、慎重な判断が求められるべき内容であるとも考えております。

ゲノム編集食品は、外来遺伝子を含まない技術であり、従来のものと同様の変異を引き起こすものであります。

表示や届出を義務化した場合に、違反したら罰則が発生することになりますが、その判断基準になる科学的な根拠が現時点では乏しい状況にあるというふうに認識しております。

また、過剰な表示は、消費者に誤解を与えるおそれがあり、表示義務化をしたEUでは、規制緩和の方向性も議論されております。一部の植物に関しては、日本やアメリカと同じく、従来のものと同様に扱う方針が採択されつつあり、表示義務を免除する議論も並行して進んでおります。

このように、国際的にもこの問題は現在もいまだ流動的出あり、日本が独自に規制を先行させていくことは、科学技術の発展ですとか、農業振興、食料安全保障の観点からも慎重であるべきであり、地方自治体が国の技術政策に対して意見を提出するということにも、現在は慎重になるべきというふうに考えておりますので、1項、2項ともに不採択とさせていただきます。今後の技術や社会状況の変化に応じて見直しが検討される可能性はあると思いま

すので、国の動向を注視したいと考えております。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 請願第25号ですが、国において、国民の食の安全を進めるということで、一義的に思っておりますので、事項1項、2項とも不採択でお願いします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 この問題は、遺伝子を操作するということですね。よく遺伝子組換え食品という言葉がかつてありましたけれども、自然界にないものをつくり出すということに対して、あまりにも無防備になっているんじゃないかという意見があります。もちろん安全かもしれませんけれども、今のこの社会にないものをつくり出すということ、それをまた食することに対して、国のはうでしっかりと対応を取っていただきたいというのは、これは率直な意見として私どものほうに届いております。

したがいまして、1の届出を国に求める、あるいは2の表示をするように国に求めるって、これは国のはうでぜひしっかりとやっていただきたいということあります。したがいまして、文京区だけではなかなか難しい、それは無理だと思いますけれども、国に求めるということについては、一定しかるべき対応ではないかというふうに思いますので、1項、2項とも採択をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 この請願者のように、ゲノム編集食品の表示義務化、規制強化を求める声があるという状況は認識しております。一方で、国は、技術的に最終的な製品の中にそういったものがあるかどうかという判別が困難であるというような理由から、現時点では導入をしていないというふうに聞いております。

ただし、将来的には、検出技術の進展を勘案して、制度を見直す可能性も念頭に置かれているんではないかというふうに私は考えております。法制度の改正ですとか、また罰則、行政制裁措置の制度設計、少なくともこういった課題をどのように解決していくのかということについて、まさに今、議論をしているところでございますので、そういった動向を注視していくかなければならないというふうに考えております。

請願1項、2項におきまして、公明党は不採択とさせていただきます。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 請願第25号について、自由民主党の態度表明をさせていただきます。

ゲノム編集技術応用食品の届出制度等に関するフローの手続を確認するに、ゲノム編集技

技術応用食品を流通させる前に、開発者などは、まず厚生労働省に事前相談を行います。厚生労働省では、当該食品が届出、または安全性審査のいずれかに該当するか否かを専門家の意見を聞いた上で判断します。

最終的に、自然界、または従来の育種技術でも起こっている範囲内の遺伝子変化のものは届出、それを超える遺伝子変化のものは安全性審査の対象になります。

また、必要に応じて、その取扱いなどについて、食品安全委員会へ諮問する場合もあります。

そして、届出と判断された場合、開発者などは厚生労働省に対し届出を行いますが、厚生労働省は、開発者などから届出された情報の一部を厚生労働省のWEBサイトで公表をしています。

安全性審査と判断される場合は、そのほとんどが組換えDNA技術応用食品に該当するもので、それらは食品安全委員会での食品健康影響評価を得ることになります。これら一連の手続の流れを見るに、ゲノム編集技術応用食品は、無秩序に流通しているわけではなく、食品衛生上、安全性を担保されていることが分かります。

したがって、1項は、その必要はなく、不採択とさせていただきます。

続いて、2項ですが、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品については、現時点では、ゲノム編集技術によって得られた変異と従来の育種技術によって得られた変異とを判別し、検知するための実効的な検査法の確立が困難であり、表示監視における科学的検証は困難であると考えられます。

また、国内における食品供給行程の各段階における分別流通等の管理方法が確立されておらず、国際的にもゲノム編集技術応用食品に関わる表示に必要な情報を十分に得ることが難しい現状において、ある食品がゲノム編集技術を利用して得られた食品かどうか、ある加工食品がゲノム編集技術を利用して得られた食品を使用しているかどうかを確認することができないため、書類確認を基本とする社会的検証による表示監視で、その真正性を担保することは困難であり、実効的な監視体制を確保することができないと考えられます。

そのため、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品について、食品関連事業者に表示を義務付けることは、現時点では妥当でないと考えられます。

消費者庁によりますと、ゲノム編集技術をはじめとする新たな育種技術については、国内外で研究開発が進められている分野であることから、今後、消費者庁は、流通実態や諸外国

の表示制度に関する情報収集も隨時行った上で、新たな知見等が得られた場合には、表示の義務付けも視野に入れつつ、必要に応じて取扱いの見直しを検討いたしますと述べておられますので、現時点においては、それらの動向を注視すべきであると考えます。

そのため、2項も不採択とさせていただきます。

なお、文京区では、食に関する周知として、消費者研究会の開催もしているところですし、先ほど御答弁でもありましたように、選択をする自由も重視しているということで、一方的な情報の押しつけではないというところも確認も取れましたし、食の安全に対する消費者教育を引き続き文京区としては継続していただければと思っております。

以上です。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 請願受理25号ですが、いろんな人が自分が食べるものが一体どういうものなのかということを知りたいというのは、知れるようにしておくというのは、今や公の役割としてきっちりいろんな制度整備をしておく必要があるんだというふうに思います。

そういう点で、ゲノム編集食品の届出はまだ義務付けされていないけれども、お願いベースで届出制度があって、届出しないと、それが分かれば、これは届出していませんよということで公表される仕組みになっていると。それぐらいやっぱり、国のはうもそういった形で啓発しているということなんだそうですね。

ですから、そういう点でいうと、冒頭言ったように、自分が何を食べているのかちゃんと知りたいというようなことが、権利という角度からも、当然、人間の基本的な欲求としても分かるようにしておくというのは、当然のことであって、1番の今行われている届出制度を義務付けという形にしていくという必要性は、今、明らかになっているんじゃないかなというふうに思います。

そして、2番目のゲノム編集の食品表示についても、それぞれ義務付けるということも必要だろうというふうに思います。近年は、2年ほど前、あ、1年ぐらい前かな、紅麹サプリメントだったかな、そういうものだと、特定機能食品とか、そういうもので、事件というか、被害も発生しているというように鑑みれば、新しい技術について、国民の皆さんのが心に応えるという準備をしておくというのは、当然だというふうに思います。

以上です。

○白石委員長 請願受理第25号の審査結果について申し上げます。

第1項、採択3、不採択5、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

請願事項第2項、採択3、不採択5、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第26号、公募型プロポーザル方式の事業について、応募した企業（体）のプロポーザルの概要を区HPで閲覧できるよう求める請願です。

データの9ページを御覧ください。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第26号
- ・件 名 公募型プロポーザル方式の事業について、応募した企業（体）のプロポーザルの概要を区HPで閲覧できるよう求める請願
- ・請願者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田 珠里
- ・紹介議員 依田 翼 千田 恵美子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請願理由

文京区では様々な事業において、プロポーザル方式を採用し、受託企業（体）を決めていきます。

しかし、区HPでは現状、受託企業（体）が公表されるだけで、応募した企業（体）がどのようなプロポーザルをしたか、現状では情報公開請求をしなければ区民は情報を入手できません。

多くの自治体でこのような状況にある中、杉並区では「プロポーザル方式での事業者選定に当たり、透明性・公正性の確保や区民への説明責任を果たすため」、企画提案書の概要版を区HPで公表する仕組みを導入しました（注）。

文京区では現在、竹早公園と小石川図書館の再整備を巡り、様々な意見の相違が表面化していますが、計画策定支援の受託事業者である「竹早公園・小石川図書館共創研究所（共同企業体）」がそもそもどのような提案をしたのか、選定で漏れた企業（体）がどのような提案をしていたのかも区HPを見ても分からず、知りたい区民は情報公開請求を強いられています。

そこで、文京区でも公募型プロポーザル方式の事業について、応募した企業（体）のプロポーザルの概要を、区民が区HPで容易に閲覧できるようにするよう区長に働きかけていた

だきたく、下記を請願いたします。

（注）杉並区「プロポーザル方式の事業者選定に係る運用の変更について」

►情報公開のあり方 「企画提案書の公表 ○原則として応募事業者全員の企画提案書の概要版の提出を参加条件に付し、審査後、その概要版を区HPで公表することとする。ただし、区のセキュリティに関すること等、公表することが適切でないと選定委員会で判断した案件は委員会の決定により非公表とすることができます。○企画提案書の概要版には最低限記載すべき項目として以下の内容をプロポーザル実施要領で指定することとする。①受託業務に対する考え方（取組姿勢）・提案内容の全体像（企画提案書の評価項目の大項目部分に関する内容を含む）②提案によって期待される効果 応募事業者名の選定委員への公表 これまで審査中は事業者名を匿名としていたが、審査の質の向上や選定委員の利害関係者把握などの観点から実名で審査する」

・請願事項

1 公募型プロポーザル方式の事業について、応募した企業（体）の企画提案概要を区HPで閲覧できるようにしてください。

○白石委員長 この請願は、公募型プロポーザル方式の事業について、応募した企業（体）の企画提案概要を区のホームページで閲覧できるようにすることを区に求めるものです。

それでは、御質疑ある方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 請願第26号について、自由民主党の態度表明をさせていただきます。

応募した企業のプロポーザルの概要を区ホームページで閲覧できるように求めるという請願ですが、確かに文京区では、落選した事業者のプロポーザルの概要を区ホームページには公開しておりません。企業の企画提案書は、当該企業のノウハウが含まれておりますし、そのノウハウは、企業努力の上、積み立ててきたものです。それを広く公開することは、事業者のノウハウも広く公開することにつながり、事業者にとっては不利益にもなりかねせん。その判断は慎重にするべきです。

よって、請願第26号は、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党の態度表明をお話します。

この請願からは、受託事業者がどのような提案をしたのか、また漏れてしまった企業はどんな提案をしたのか、その判断は正しかったのかとの疑念があるんだろうなというふうに感じております。

そういういた様な疑念は払拭したほうがいいと感じる一方で、今、吉村委員も言ったとおり、デメリットもあるというふうに考えております。それは、企業の営業秘密やノウハウの流出のリスクといった、もろもろあるかというふうに理解をしております。

一番大事なのは、プロポーザルをして、この受託事業者でよかつたとみんなが実感をすることで、そのために、これまでもしていただいておりますけれども、一層、選定理由とともに、主要な提案ポイントを一覧化していただいて理解しやすくするなど、区の説明責任には、一層工夫をしていただきたいというふうに意見をさせていただきたいと思います。

その意見も付しまして、本請願は不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 杉並の例が書かれてあって、非常に、情報公開という観点からの、杉並も随分先行されてやっているなというのは感じます。

で、私が知る範囲で、文京区で、3つといったかな、いくつか認可保育園を担っている民間の法人さんに、たまたま知り合いがいて、話を伺う機会がありました。こういうふうにおっしゃるんですよね。提案の概要だけでもいいから公表できないでしょうかねという話はしてみたんです。そしたら、その法人の担当者の方が言うには、冗談じゃないというんですよ。つまり、自分たちのところは、もう必死で、子どもたちの保育をよりよいものにする、あるいは健康を守る、命を守るということで、毎日毎日、保護者からの御要望だとか含めて取り入れるように努力をしていると。それで積み上げてきたものがあるんだと。それを幾ら概要版だとはいえ、プロポーザルで提案をしたときにオープンにされたら、それは他者に全部漏れてしまうじゃないかという声もありました。

一方で、どこも一緒じゃないのと私、言ってみたんですよ。そしたら、それだったらむしろ保育の質の低下につながるよという話になるんですね。むしろ積極的な、いい意味でのノウハウの蓄積であったり、競争が行われていないところに進歩はないというのが、私が話を聞いた保育事業者さんの担当の声でした。

実は、それに似て、介護事業者さんにもちょっとお話を伺う機会があって、話を聞きましたけれども、やっぱり同趣旨のことをおっしゃっていましたよね。

ですから、この問題については、もちろん区民の側からの知る権利というのもあると思い

ますけれども、これについては、やっぱりちょっと慎重な判断が求められるというのが結論であります。

したがいまして、これについては、不採択というふうにいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 請願第26号、現行のやり方で全く問題ないと考えますので、不採択。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 公募型プロポーザルにおいて、応募企業の企画提案の概要をホームページ上で簡単に閲覧できるようにしてほしいという請願者の御意見については、そのお気持ちは理解できるところです。しかしながら、実際のプロポーザルでは、例えば設計業務に関するものであれば、二次審査における技術提案書だけでなく、一次審査では、業務実績や人員体制といった要素も含めて事業者を選定しております。

加えて、選定過程を把握するためには、検討会議の要点や委員の名簿などの情報も重要なと思います。

こうした情報は、現行の情報公開制度を通じて、一括で請求することが可能であり、1件のプロポーザルの全体像を正しく理解するためには、これら全ての資料に目を通す必要があると考えております。現在は、情報公開の申請もLoGoフォームからオンラインで行えるようになっており、現行制度を活用して、偏りのない形で区民に情報を提供していくことが望ましいというふうに考えますので、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 杉並区では、企画概要の公開を制度化しているということは、先行事例として参考も可能なことだと思います。

また、情報公開された案件については、そのまま区民に、ホームページに掲載をしている自治体もあります。

文京区が透明性を高めることは、区政への信頼確保と公正性の担保にもつながるものと考え、請願事項1項、区民が主役の会は採択いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 請願26号ですが、杉並区の事例というのは、一つ参考になるというふうに思います。ただ、そういうふうに公開するようになった事情は、杉並区さんなりの事情があったというふうに思うんですね。

では、振り返って、私たち文京区で考えたときにどうかというふうに私は思うのは、昨年

のちょうど今頃から昨年度末にかけて、区立千石西保育園の給食調理の委託業務のプロポーザルというのが行われ、二次選考まで進んだときに、実は1社プロポーザルだったんだけど、参加した事業者が、レパストといっていましたけれども、食中毒の発生履歴があり、そのことの記入を求められていたにもかかわらず、議会での答弁からすれば、失念していたということで、そのプロポーザルは急遽取りやめになる。プロポーザルの仕組みの中でそれが分かったのは、当然、保護者の方の委員の選考の、第二次選考があるんだけど、その保護者委員の指摘で分かったというような経過がこの間本会議や、たしか予算委員会だったと思いますが、私、取り上げて確認をしてきたところなんですね。

そのときには、プロポーザルに関わる状況が変わってきていると。それは、調理委託の分野だから、なかなか人員確保がというようなお話もあったというふうに、そのときの質疑を振り返ると、そういう状況なんです。つまり、プロポーザルで民間委託で事業者を探すときに、状況が変わってきているというのが、やはり捉える必要が今あるんじゃないかなというふうに思います。

そういう点で、どのようにプロポーザルにおける透明性や公平性を自治体として確保していくのかということの論点においては、この間様々な議論があり、工事の入札なんかでは、予定価格の事前公表なんていうのも一時期、東京都もやったのかな、やってきた経過がある。それも今、大分また変わってきていますけど、もともとのとおり変わっているというのはありますけれども、プロポーザルにおいては、そういう民間市場の変容というのを捉えれば、この機会に杉並区の事例というのを参考にして、概要版などの公表というのを行うことによって、透明性や公正性を一層確保するということはあるのかなというふうに思います。

そういう点で、この請願については、採択を主張したいというふうに思います。

○白石委員長 請願受理第26号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択6、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第27号、文京区における「多文化共生」に向けた取り組みをさらに進め、区としての基本方針や条例検討に向け調査・研究を求める請願。

データの11ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第27号
 - ・件 名 文京区における「多文化共生」に向けた取り組みをさらに進め、区としての基本方針や条例検討に向け調査・研究を求める請願

・請願者 文京区千石4-35-16

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

・紹介議員 千田 恵美子

・請願の要旨 次頁のとおり

・付託委員会 総務区民委員会

・請願理由

文京区では、「区の基本構想を貫く理念の一つである『だれもがいきいきと暮らせるまち』」の考えの下、文京区多文化共生庁内検討会において、多文化共生を取り巻く課題を整理し、区や関係団体等で行っている施策をまとめ」ており、「多文化共生に向けて、外国人住民等への円滑な窓口対応に活用するため」の冊子を作成しています。

しかし、現実社会の状勢は急速に変化しており、そのことは先の参院議員選挙における各党の訴えや主張、それに対する多くの国民の関心の高まりを見ても明らかであり、多くの自治体で対応を急ぎ、強化しつつあります。

新宿区では他区に先駆けて多文化共生のまちづくりに取り組んでおり、総合的・効果的に進めるための「新宿区多文化共生まちづくり会議」を区長の附属機関として設置しています。

江戸川区では「多文化共生のまち推進条例」があり、「ともに生きるまち推進課」が所管していますし、世田谷区には「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例・施行規則」があり、「逐次解説」や「啓発リーフレット」も作成しています。

杉並区も「区の目指す多文化共生の基本的な考え方や目標と、その実現に向けた取組の方向性を示し」「全ての区民が人権を尊重し、互いの文化を認め合い、安心して暮らせる地域づくりを目指す」として「杉並区多文化共生基本方針」を策定しています。

多文化共生の取り組みを必要とする状況は自治体によって異なるものの、文京区においても決して無縁とは言えず、区民の間では不安を持つ人も増えていることも事実です。

「一歩先行く自治体として、区民の“期待どおり”的なサービスから、“期待以上”的なサービスに発展させ」るためにも、また、区において「何が求められているかを常に考え、文京区の明日を区民とともに創ってい」くためにも、文京区における「多文化共生」に向けた取り組みをさらに進め、区としての基本方針や条例を検討するよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記を請願いたします。

・請願事項

1 文京区における「多文化共生」に向けた取り組みをさらに進め、「冊子」をつくるだけにとどまらず、区の実情を踏まえ、「文の京」に住み、働き、生きる全ての人が安心できるような基本方針や条例の検討に向けた調査・研究をしてください。

.....

○白石委員長 この請願は、文京区における「多文化共生」に向けた取組をさらに進め、「文の京」に住み、働き、生きる全ての人が安心できるような基本方針や条例の検討に向けた調査・研究を行うことを区に求めるものです。

御質疑のある方は、お願いをいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長 ちょっと1点ですけれども、この請願理由の中に出ている、多文化共生に関わる冊子でしたっけ、ごめんなさい、冊子ですよね。これは、私も、先ほどの請願でプロポーザルの資料の情報公開というので、2階の情報コーナーによく行くんですが、そこに配架されているのを少し前に見つけて、それで見ていて、今、この多文化共生に関わる自治体の課題というのが非常にクローズアップされているので、こういう取組をやっているのかということで、ぱらぱらと見てきた経過があるんですが、令和4年3月に作られているんですね、この冊子はね。それで、今、令和でいうと7年の半分まで来て、外国人の方々について政策は云々というようなことで、クローズアップされているというふうな状況になっている。

中身を見ると、少し前のものだから、少しリニューアルが必要かなと思うようなことも幾つか出でてきているように思うんですけども、こういうものをこの間活用してきた経緯、それから今後のリニューアルとか考えというのかな、そういう方向があればお聞かせいただきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちらの多文化共生に向けてという冊子でございます。こちらは今、委員御指摘のとおり、令和4年3月に作成をしたものになりますて、作成の目的ですか、区の今後の取組の方向性、現状やっています区の取組と、あとその課題ですね、そういったところの今後の展望ですかそういったところを記載したものになっております。ただ、その当時と今の時点ですと、やはり外国人の増えている状況というのが顕著になってきている部分があって、いろいろなところからお声をいただく場面というのが増えているという実感は持っております。

内容につきまして、現在、取組を進めている各所管の事業、そういったところも、この全

庁的な庁内連絡会という会議体で課題等を把握しているところでございますので、内容につきましても、新しく現状に即した内容にリニューアルできるように、今後、その庁内連絡会の場所等も活用しながら、リニューアル等についても考えていきたいというふうに思っております。

○白石委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 江戸川区や世田谷区などでは、既に多文化共生条例を制定しています。文京区としても、区としての姿勢をそうした条例で示すべき時期かとは思いますが、区民が主役の会、もう少ししっかりと調査研究をした上で内容を考えていきたいので、継続といたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 本請願は、文京区における多文化共生に関する基本方針や条例の検討を求めるものですが、文京区では、総合戦略の中で多文化共生に関する方針が示されている認識であります。主要課題の40のところで、人権と多様性を尊重する社会の実現が盛り込まれております。今回の総務区民委員会で報告される戦略点検シートでも、外国人住民の急増が見られる地域を中心に、地域における多文化共生の実現や、コミュニティ内での交流活動の推進、継続的な意識啓発に取り組んでいくという明確な方向性が打ち出されております。

また、請願では、冊子を作成するだけでは不十分といった御指摘がありますが、9月には外国籍の児童が増加している区立小学校に対して、ダイバーシティ推進担当が出向いて、教育委員会と連携の上、保護者向けのレクチャーを実施するなど、実務的な対応も現在行われているというふうに認識しております。

このように、区の基本的な政策の枠組みの中に、既に多文化共生の考え方は組み込まれており、新たに条例や基本方針を検討する前提となる方向性の欠如というものは見受けられないかと思います。

まずは、既存の施策の実効性を検証しながら、必要に応じて改善を図ることが優先されるべきであって、その延長線上に将来的な制度の見直しや新たな方針の策定があるべきというふうに考えますので、本請願に対しては不採択とさせていただきます。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 文京永久の会、請願27号、多文化共生の社会の実現には、文京区も十分取り組んでいると思っておりますので、必要ないと考えますので、条例は不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAは、この条例というところにちょっと引っかかっているんです。というのは、今、外国人の問題で、顕著な例で言うと、川口で起こっているような問題であるとか、大阪の西成で起こっているような問題であるとか、そういうところと文京区の場合はやはり違いがあるというふうに思います。

ただ、私どもは、基本的に共生社会の実現、外国人であろうと、共生社会を実現していくという、この姿勢には何ら変わりはないんです。人権を守っていく、命を守っていくというのに変わりないです。ただ、今、起こっていることに対して、国会で、これも今、検討が始まっているというふうに伺っています。つまり、法的なところでのまず整理があって、それから各自治体で具体的にそれぞれの自治体で合わせた内容をつくっていくというふうにしないと、文京区だけが先行していく、法的な問題と齟齬が生まれても困りますので、ぜひ、その辺の動向を注視しながら、基本的な考え方については、従来どおり、区民の皆さんに広報であるとか、様々な課題を提供するとかあろうかと思いますけれども、この条例の検討というのは、私どもとしては、まだ時期尚早だというふうに思いますので、不採択といたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 請願第27号の多文化共生の件ですけれども、私たちの会派は、9月の議会でも、また、さきの一般質問でも取上げさせていただいて、区民の不安な声をかねてから区のほうへ届けさせていただいております。そして、常に区もそれに応えてくださっておりますし、窓口業務の改善ですか、また地域に出向いて、例えばごみのルールのお伝えをするのにポケトークを携えて、コミュニケーションしていただいたりもしています。

一番課題だった学校現場のここにもフォーカスしていただいて、いよいよみんなの学びサポート事業が始まるということで、非常に安心感を持っているところであります。

先ほど宮野委員からもありましたけれども、総合戦略の中でも、主要課題の第40番に、人権と多様性を尊重する社会の実現というところで、多文化共生の視点はしっかりと持っていくよということで、しっかりと明記をしていただいておりますし、先ほど御紹介いただいた、今後どのように進めていくかという展開のところにもしっかりと明記をしていただいているところでございます。

そういう意味で、理念の共有をしっかりとしていきながら、こういった取組が実践の中で生きて、そして日本人も外国人も共に笑顔で過ごすことができるよう、私たち会派も汗を

かいていきたいというふうに思っております。

この請願に関しましては、不採択とさせていただきます。

○白石委員長　自由民主党さん。

○吉村委員　請願第27号について、自由民主党の態度表明をさせていただきます。

先ほどからちょっと出てまいりましたけれども、文京区では、「文の京」総合戦略の中で、人権と多様性を尊重する社会の実現を主要課題として挙げており、文京区男女平等参画推進計画における計画期間の方向性としても、あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進、区民がジェンダー平等や多文化共生の視点を持ち、人権を尊重する社会を構築するため、情報発信に努めるとともに、理解促進に向けた普及啓発活動に取り組んでいきますと定めております。

多文化共生に向けた取組への基本方針は、「文の京」総合戦略の中で定められているところです。それに沿って事業を組み立てている文京区においては、条例の策定も必要がないと考えます。よって、請願第27号は不採択とさせていただきます。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　質疑で聞きましたけれども、この多文化共生に向けてという冊子の中には、区の事業が42ですか、それから地域支援団体の事業が8あると、当時、記載されていて、ただ、その最後のほうには、地域団体の活動が、いろいろグループがありますよと書いてあるんだけど、やはり米印で書いてあって、新型コロナの感染で活動休止になっている場合がありますということで、先ほど、今後リニューアルが必要というのは、そういったことも踏まえて、区民の皆さんのが活動が細っているのか、どういう状況になっているのかということも含めて、現状を捉えて、それで今、必要性というのは高まっているということだから、どういうことが必要なのかというのをさらに盛り込んでいく、そういうことが必要な時点だというようなことを先ほど聞いて、私は分かったという感じなんですね。

そういう点で考えると、これだけの事業をしっかりと区民の皆さんに条例形式で示して行っていくという方向が、ことの正しい発展の方向なのではないかというふうに私は思います。

私、議員になって、最初の頃、男女平等の条例をつくったんです、ちょっと提案するんですというときに、理事者の皆さんにお話を聞いて、なるほどなと思った。今までと条例化するのとどう違うんですかと言ったら、条例という形でしっかりと区民の皆さんにお示しするんですというふうに御説明を聞いて、自治体というのは、そういう形でしっかりと示していくということに判断をしていくことがあるんだなというふうに勉強させてもらったことが非常に

残っているんですけども、多文化共生の課題についても、今、そういう形で取り組む時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、採択ということです。

○白石委員長 請願受理第27号の審査結果について申し上げます。

採択1、不採択6、継続1、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

次に、請願受理第28号、「区政の情報は区民のもの」と明記し、情報公開の徹底を求める請願。

データの13ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第28号
 - ・件 名 「区政の情報は区民のもの」と明記し、情報公開の徹底を求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石4-35-16
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠里
 - ・紹 介 議 員 板 倉 美千代
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

文京区では、「文の京」自治基本条例において、区政に関する情報は広く共有されるべきものとされており、執行機関には「積極的な情報提供」や「説明責任」が求められています。

しかし、区の制度や要領では、「区政の情報は誰のものか」という根本的な考え方が明示されていません。例えば、情報公開制度の要領では「区民との情報共有」という表現にとどまり、「情報そのものが区民に帰属する」という明確な位置づけはされていないのが現状です。

一方、杉並区では「区政の情報は区民のもの」と明記した通知を全職員に出し、情報公開の徹底を図っています。これは、職員一人ひとりが「情報は区民に属するもの」との意識を持ち、説明責任やオープンな行政を当たり前のものとするための一歩です。

文京区でも、区民の知る権利や区政への参画を実効性のあるものとするために、「情報は区民のもの」という原則をはっきりと示し、その上で情報公開制度のあり方を見直すことが求められています。

そこで、以下のとおり請願いたします。

・請願事項

1 文京区において、「区政情報は区民のものである」という基本的な考え方を明記し、職員が共有できるようにしてください。

2 上記の考え方を反映し、現行の「情報公開制度事務要領」を改訂してください。

.....

○白石委員長 この請願は、「区政情報は区民のものである」という考え方を明記し、職員が共有できるようにすることと、その考え方を反映した情報公開制度事務要領の改定を行うことを区に求めるものです。

御質疑のある方。

金子副委員長。

○金子副委員長 この事務要領の冒頭に、「はじめに」にという文章があるんですね。そこでは、情報公開制度の趣旨というか、経緯について書かれているんですけども、こういうふうに言っているんですね。情報公開制度は、区民との間で区政に関する情報を共有しというふうに言っているんです。それから、文京区は、積極的な情報公開と区民との情報の共有により説明責任を果たすと、こういうふうにも述べているんですね。共有というのは2か所で言っているんですよ。共有というのは、日本語の意味としては、共同所有という意味だから、情報は区が持っているということと同時に、区民が持っている、所有しているという認識を、この「はじめに」で述べているんだというふうに思うんですけども、この「はじめに」の文章の読み方というのは、そういう趣旨で間違いないですね。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 この請願の理由のところに書いてあります、区政情報は区民のものであるという、この言葉については、こちらに書いてあるとおり、杉並区の区長が就任のときの所信表明の中で述べたフレーズだというふうに認識をしております。ですが、先ほど副委員長がおっしゃったとおり、文京区としても、区民に対する行政の透明性確保、それから説明責任といった視点に立って、従来より取り組んでおりますので、そういった意味では、同じ考え方でやっているというふうに認識をしております。

○白石委員長 それでは、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 請願第28号について、自由民主党の態度表明をさせていただきます。

文京区の情報公開制度は、区民以外の方も含め、何人も区が保有する行政情報の公開を請

求できる制度となっております。公正で民主的な行政の推進のために、区民の知る権利を保障し、行政の説明責任を果たすために、他者のプライバシーに抵触する場合や法律が禁止している場合、そして公開することにより事業者に不利益が生じる場合等を除き、文京区では原則として全ての情報を公開しています。つまり、公共の福祉との抵触がある場合には、どちらのプライバシー権、そして公共福祉との比較考慮をした上でということなんですねけれども、そういうふうに公開をしております。

そもそも、区政情報の帰属主体は、情報を所有している自治体のものです。そして、情報の公開を欲している区民等の知る権利に資するために、情報を所有している自治体は原則として情報を公開し、自治体としての説明責任を果たしていただく、それに尽きます。よって、文京区としては、これからも広く情報を公開して、区民の知る権利に資するため、自治体としての説明責任を果たしていっていただきたいと思っております。

以上より、1項、2項ともに、自由民主党は不採択とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 第28号の請願ですけれども、先ほどから皆さんのが引用している「文の京」総合戦略の後ろのところに、自治基本条例が書かれてあります。改めて読ませていただき、区民との情報の共有ということですとか、あるいは区政に関する情報の公開ということに関して、条文を読ませていただきました。そういうことを常日頃からこういったことで確認をするということだったり、あるいは、請願者が言っているような情報の積極的な公開の次の条文の中には、個人情報の保護に配慮しなければいけないというようなことも明記をされております。

そういう意味では、それだけをもって、基本的な考えをあえて明記する必要ということはないということと、改定する必要性もないと考えますので、公明党としては、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 この請願、基本は区民参画にあるというふうには思います。したがって、区民情報は区民のものであるという考え方、これは変わるものじゃないというふうに思います。ただ、先ほどこの2つ前の議論、請願審査で私が述べたような事例もあって、一定の整理なりはしていかないと、これも含めて、区民合意が取れないんじゃないかなというふうに思います。

したがいまして、この1項、2項とも、現時点において、会派としては不採択というふう

にいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 永久の会、請願第28号ですが、現行の自治基本条例において、十分機能がなされていると思いますので、1項、2項とも不採択です。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 文京区では、「文の京」自治基本条例において、区民が行政情報を知る権利を保障することや、区の執行機関が積極的な情報提供を図り、区民への説明責任を果たすといった考え方が明記されております。

情報公開の理念や説明責任については、既に条例レベルで明文化がされており、改めて「情報は区民のもの」と記述し直さなければ理念が欠けるという状況ではないというふうに認識しております。

本請願で触れられている区、杉並区で示された「情報は区民のもの」という表現は、区長の政治的なスローガンとしての側面もあって、そうした背景や文脈を踏まえずに、そのまま文京区に適用するということについては、少し慎重になるべきではないかと受け止めておりますので、本請願1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 今、文京区の情報公開制度の中で、黒塗りにされた部分が多くあり、それで審査請求も、たしか非常に混雑しております。私はかつて情報公開をしたら、全文が全て非公開になった。そのときに審査請求をして、その後、非公開の情報の該当に当たらないと、全文が公開になったという経緯がございました。

非常に、ここに書かれている請願理由というのは納得できるものです。ただし、この請願事項に、区政情報は区民のものであるというふうな基本的な考え方をどう書き込むのが、職員の皆様方と共有ができるのか、また、情報公開制度の事務要領もどのような文章で改定していくのが実効性が高まるのかということを、会派としては、もう少し吟味したいと思い、この1項、2項とも継続いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 当然、杉並区と文京区でも政治過程が違いますので、そのままというわけには当然いかないわけですが、ただ、私が先ほど質疑した情報公開制度の事務要領というのは、第4版ということで、平成27年2月ということになっているんですね。制度は昭和61年からということになっているわけで、現行条例は平成13年からということです。

「文の京」は平成17年ということなんだけど、情報は区民と共有していると。それは、情報は区民のものと同じ趣旨だという御答弁で、だったらその共有ということをもう少し踏み込んで、この決まりというか、ルールというか、その考え方をもう少しきちつと示してもいいんじゃないかなというふうに思います。共有という言葉でなくていいと思うんですね。だから、杉並区に倣って、区民のものって別に言わなくてもいいんだけれども、共有では、なかなかちょっと固いかなという感じもします。何といえばいいかって、ちょっと今、思い当たりませんけれども、しかし、住民が主人公と、自治体の、住民自治の本旨とかというのを考えると、そういうふうに思うわけでありまして、この事務要領の改定の2項目、それから請願事項の1項目を含めて、採択ということでいきたいと思います。

○白石委員長 請願受理第28号の審査結果を申し上げます。

請願事項第1項、採択1、不採択6、継続1、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2、採択1、不採択6、継続1、よって原案を不採択すべきものと決定をいたします。

○白石委員長 次に、理事者報告に入ります。

各部ごとに報告を受け、質疑は項目ごと行ってまいりたいと思います。

それでは、企画政策部より1件、報告事項1「令和7年度「文の京」総合戦略の進行管理の実施結果について」、お願ひいたします。

川崎企画課長。

○川崎企画課長 本件について、御報告いたします。

資料が3つございます。まず、ファイルの1-1、資料第1号を御覧ください。

初めに、一番上、1の概要ですが、(1)に記載のとおり、総合戦略に掲げる主要課題の解決に向けた事業の実績等を戦略点検シートにより、点検・分析を行っております。

また、(2)の行財政運営分野についても、行財政運営点検シートによって、取組の成果や課題を振り返り、次年度以降のより効果的・効率的な施策の展開等につなげるために、今後の取組の方向性を確認しております。

令和7年度の進行管理は、昨年度6年度の取組状況を振り返り、来年度8年度以降の当初予算や重点施策など、展開につなげるものとなります。

2の対象、3の取組体制は、記載のとおりでございます。

続いて、一番下の5、昨年度からの変更点を御覧ください。

6年度までは、「5、次年度、事業をどうするか」という項目があり、計画事業ごとに次年度の方向性を継続やレベルアップで示していたところですが、こちら現時点では、来年度の当初予算や重点施策は、明らかでない段階でございますので、昨年度の議会の御意見等も踏まえまして、今回から項目5を廃止し、「4、今後どのように進めていくか（展開）」という項目のところにおきまして、施策（主要課題）レベルでの来年度に向けた進め方を詳しく記載する書式に改めたものでございます。

次のファイル1-2、別紙1を御覧ください。

こちらの4ページから7ページにかけて、戦略点検シートの見方というページがございますが、そのうち6ページを御覧ください。

こちらのページ、一番下、青い四角囲みで4の部分でございます。こちらの部分が、今後どのように進めていくか（展開）の項目でございます。今回から、こちらで、施策（主要課題レベル）での進め方について詳しく記載するという書式となったものでございます。

4ページにお戻りください。

四角0の項目、4年後の目指す姿・計画期間の方向性の内容を踏まえまして、その下の四角1で、6年度の事業を振り返っております。

次に、6ページにお進みください。

一番上の四角2で、社会環境等の変化も確認した上で、その下、四角3で、成果と課題を整理しております。グラフなどの最新状況も更新いたしまして、点検評価を実施する流れとなっています。

それらを踏まえまして、最後に、四角4で今後の展開を示しているというところでございます。

続きまして、次のファイル1-3、別紙2を御覧ください。

別紙2、行財政運営点検シートでございます。こちらの2ページを御覧ください。行財政運営の分野につきましては、大きく4つの視点から項目分けしております。

1の区民サービスのさらなる向上、2の多様な行政需要に対応する施設の整備、3の財政の健全性の維持、4の質の高い区民サービスを支える組織体制の構築、以上大きな4つの項目ごとに、関連する取組の成果と課題を分析しております。

なお、この報告内容を含む、総合戦略の最新状況でございますが、区ホームページに掲載をしているところでございます。非常に幅広い内容でございますので、議会から御意見も踏

まえまして、分かりやすく整理する形で見せ方を工夫しているところでございます。

主要課題の詳細、後ほどホームページを御覧いただきたいんですが、青いボタンを作つておりますと、こちらは基本政策ごとにグループ分けをして、52の主要課題ごとの詳細ページを説明しております。

また、緑ボタンで、全体版といたしまして、年度ごとのシートを掲載しているほか、赤いボタンでは、人口・財政状況等の最新状況を、また黄色いボタンでは、SDGsの取組も主要課題と17のゴールの関連を掲載しております。

以上、総合戦略といたしまして、計画期間中であっても、施策や事業の展開には絶えず検証を加えまして、見せ方も工夫しながら、社会状況の変化に適用する、課題解決型の区政運営を推進しているところでございます。

御報告は以上でございます。

○白石委員長 それでは、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

名取委員。

○名取委員 ページで141ページ、52の事業の点検作業ということで、今回この戦略シート、今年も作っていただいて、見せ方については、様々な工夫をされて、大変見やすいものになってきたのかなというふうに感じております。文京区の人口も24万人を超えて、先ほどの請願の中でもいろんな議論があった中で、職員の求められる姿というお話もありましたけれども、様々な区民ニーズがこれだけ多様化している中で、その要望をいかに的確にそれぞれの政策に落とし込んでいく、それがどのぐらい進捗しているかというのが分かるためには、ツールとしてこのシートというのは、大変大切なものだなと思いますし、このシートを作る上で、職員の皆さんのがんばり努力ですとか、そういうものには敬意を表したいと思います。

確かにこれを見ると、区民の人も見ただけで、それぞれの事業がどういうふうに進捗しているのかというのは非常に分かりやすいですし、私どもも大変参考にさせていただいて、この資料を見せていただいております。

まず初めに、ちょっと大きいところなんですが、そういった中で、以前からいろんな、様々な機会で話が出ていると思うんですが、いわゆるスクラップ・アンド・ビルトで、以前ですと、継続ですとか廃止というような表現でなっていたと思うんですけども、今後、これだけ毎年毎年いろんな需要が変わっていく中で、スクラップ・アンド・ビルトのタイミングといいますかね、というのを、この重点もそうでしょうけれども、どういうタイミングでどういうふうに共有していく、これをスリムにしつつ、また新しいものを加えていくかと

いう、その基本的な考え方をまず1点、先にお聞きしたいんですが。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 御覧いただいたとおり、本当に52の主要課題、非常に幅広い内容でございまして、事業も多岐に及んでいるというところでございます。委員御指摘のとおり、行政需要が多様化しておりますし、また、国の制度改革等も多数ございまして、それに伴う区の取り組む事業と、また予算、また職員の数も近年増え続けているというところでございます。

こうした行政課題に、引き続き区として取り組んでいくためには、スクラップ・アンド・ビルトの視点というのは非常に重要でございます。今回の報告は、現時点で昨年度の事業の進捗状況を確認したものでございます。今後、来年度予算に向けて予算の編成が進んでまいります。また、11月議会には、例年ですと重点施策を御報告させていただく流れになろうかと思っております。

こうした重点施策に取り組んでいくためには、業務の効率化ですか事務の効率化、また、類似事業がございましたら、そこを統合するですか、そういった視点も必要になってくるというふうに思っております。

また、行財政の運営シートでもございますけれども、事務の効率化のためには、現在、DXの推進というところも区のほうで取り組んでいるところでございまして、こうした取組を進めながら、事務の効率化を進めて、新たな行政需要にも対応できるような体制を整えてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。様々な見直しを行っていく中で、横串というのも大変重要なんじゃないかなと思うんですよね。それぞれの課だけで見ていたら見えないところですか、新しい発見があるんじゃないかなと思うので、そのあたりの、いわゆる会議体までつくることはないのかもしれないんですけども、そういった意見交換の場というのを考えたりしていらっしゃいますかね。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 こちらのシートですけれども、横串を刺すという視点で作っておりまして、事業も一つの担当課だけではなくて、複数の課にまたがった事業のほうを掲載しております。こうしたシートを作る際には、担当課とまた企画も入りまして、担当者同士で状況の確認、意見交換というところを進めているところでございます。

また、今後、10月下旬から11月にかけて、今後、基本構想推進の区民協議会が開催さ

れます。公募区民ですとか団体推薦の委員さん、そこに区の職員も出席いたしまして、さらに点検評価を進めていただく流れとなっておりますので、こういったところで区民委員の皆様の御意見等もいただきながら、そこには複数の所管部の職員も参りますので、御意見を聞きながら、横串を刺した政策の推進につなげていきたいというふうに思っております。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。ぜひ、そうやって広く意見を聞きながら、様々な施策を前に進めていっていただきたいと思いますが、今回、この中の話をしていいんでしたっけ。

○白石委員長 答えられる……。

○名取委員 答えられるものであれば。課がいればね。

では、まず最初に、主要課題の36番、地域コミュニティの活性化というところなんだけど、ページでいうと99ページ。

地域コミュニティの活性化ということで、これだけ今、文京区、人口が増えてきて、いわゆる町会・自治会の様々な課題というのは、もういろんな場面で、各委員もみんな聞いていりと思うんですよね。だから、その担い手不足ということに対して、人口が増えていって、担い手不足、町会・自治会の担い手不足というのが本当に喫緊の課題だろうなと思っています。

そういう中で、地域のコロナ後にお祭りだとかイベントが再開したものに対して、新しい住民の方ですとか、小さいお子さんを連れた参加者の方が大変増えているのも現状ですし、それを町会の役員さんたちが一生懸命面倒を見ながら、お祭りをやったりイベントをやったりしているというのが、文京区中のイベントで見れる光景かなと思っているんですね。

地域によっては、PTAですか育成会ですかという、若いお父さん、お母さんに手伝ってもらって、イベントを前に進めていくというところもあるんですが、それがそのイベントだけで終わっていまして、町会行事の様々な場面にそういう人たちの力を借りる方策ってないのかなというのを、何回もいろんな場面でお話しさせていただいています。

行政とすれば、できることというのは限られていますし、去年も、他団体と一緒にイベントをやれば、補助金を出して協力しますよという形での協力はよく耳にというか、実際使わせていただいたりはしているんですが、その町会の担い手の人材育成という観点からいくと、すごい難しいだろうなと思うし、今、新しいマンションがこれだけ増えていて、小さいお子さんもたくさんいる中で、イベントのときだけ参加して、町会の年寄りが一生懸命汗かきながらやっているのを見ると、何か違うような気もしているんですよ。

そのあたりで、まず担い手の育成という意味で、区として、何か協力できる方法ってないのかな。それは金額だけじゃなくて、育成という意味で、もちろん自治体に頑張れというのは前から言われているし、自分たちで人を探してこいよという話はよく聞きますし、我々も声はかけますけれども、地域の我々の声がけだけでは、現実問題増えてこないのが今の現状かなと思っているんですよね。

そういう中で、まず町会の担い手の育成という意味で、区としてどんな応援ができるのかなというところを1点お聞きしたいんですけども。

○白石委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 育成というところはすごく難しいところとして、またそういった人材を発掘していくというのがすごく、町会の方々も本当に大変なところを私たちも聞いています。その中で、今回の自治会加入促進事業補助金、こちらで他団体とイベントをしていただいて、補助金を出しているというのは、一つ、委員も先ほどおっしゃったとおりなんですけど、その後どうつながっていくかについては、我々もいろいろ今考えているところの中で、様々に、例えば若い方向けに町会に入っていただく、また担い手になっていただくために、ちょっと町会向けのSNS講座とか、そういうものもやっていています。

そういう中で、今の町会長さんたちだけだと、担い手がなかなか難しいんですけど、そういう若いうちをSNS、例えばインスタグラムですとか、そういうものをやっていただくために参加していただくような、そんな取組もしておりますので、そういうきっかけで進めていければなと思っています。

○白石委員長 12時になりましたので、休憩を取りたいと思います。

午後1時から再開をしてまいりたいと思います。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を再開いたします。

午前中の質疑に続いて、名取委員。

○名取委員 答弁ありがとうございました。SNSを活用していくというお話をいただきました。確かに、今ですと、私のほうの育成会のほうでは、いろんなイベントの参加申込みをQRコードで読み取って、参加してくださいということで、それをやると、大体、若い人たちにはもう抵抗なく、申込みがたくさん来るような状況になっています。逆に、地元の人たちが、例えば盆踊りをやったときなんか、音を聞いて、のぞきに来る人が入れないよというような

状況があったりとかということはあるんですけれども、そういった意味では、SNSの活用というのは大変重要なものだろうなと思っています。

また、区でも、今までいろんな機会を捉えて社会福祉協議会と協力しながら活動していましたりということで、地域の担い手の育成ということに対して、しっかり取り組んでいただいていることは重々承知はした上で、あと一手何かないかなと。あと一手、マンションの新しい住民ですか、地域の若い人たちを、町会に目を向ける。イベントの参加だけじゃなくて、お手伝いも含めて、地域の高齢者の人たちとの触れ合いじゃないんですけれども、そういうしたものも、面白い話もたくさん聞けると思うので、そういった魅力を発信できるような何か方法がないかなと思いますので、ちょっと考えていただければなと思うんですが、答弁ありますか。

○白石委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 今、名取委員のおっしゃったような、そこまでいくかどうかちょっと分からぬんですけど、今、私どもの重点施策、今年度の重点施策の中では、そういった、先ほどSNS等を活用した広報の伴走支援と、加えて、町会の役員さん向けに、町会・自治会運営マニュアルというのを今、作成しているところです。私どものほうで案のほうをつくって、各町会長さんたちのほうにお送りして、いろいろ意見をいただきながら、今、まとめているところなんですけれども、そういった役員の人たちのスムーズな引継ぎを支援していくような、そういったものも今、取り組んでいるところでございます。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございました。ぜひ、前に進めていただきたいなと思います。

次に、主要課題の35番、96ページ、都市交流の促進ということで、国際交流も含めて、国内の都市交流、今年の5月にも水戸と連携・交流都市協定を結んでいただきました。現在、文京区は15の都市と様々な協定を結んでいますけれども、これの一定の効果ですとか、続けていく上での意義みたいなものがあれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○白石委員長 阿部観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 今、委員からございました国内外との交流における意義でございますけれども、様々、事業を通して、区にはない他地域の魅力を知っていただく。そこから翻って、文京区の魅力自体も再認識していただくと。そういった形で、区への愛着を深めていただくようなことにつながるんだろうなというふうに思ってございます。

そういった事業を積み重ねていって、他の地域ですか、他地域の住民の方々と文京区民

に関わりを持っていただくことで、例えば生活の活力になったり、少しでも人生が豊かになるような、そういう形で区民に還元していけるように、我々も力を入れて取り組んでいきたいというふうに思ってございます。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。確かに様々なイベントのときに、関連都市の物産展を開いていただいたりしながら、区民に発信をしていただいているが、相互交流という意味で、例えば山村体験をやっていらっしゃったりしてくれていますけれども、こういったものを今後、行ったり来たりという意味で、今は、物産とかそういう意味で、文京区の区民の人たちにそれぞれの地方の魅力を発信はしてはくれているんですけども、相互交流というのをこれからどのように進めていくお考えがあるかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

○白石委員長 阿部観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 今、相互交流というようなお話をございました。例えば先ほど委員からもお話をありました、今年の5月に都市の提携を行いました水戸市の関係では、例えば今年度ですけれども、文京区の子どもたちを連れて、水戸市の市内の森林体験のツアーというものも、バスツアーですね、実施をする予定でございます。行った先で、水戸市さんとの協力を得まして、水戸市、市が組織している高校生のボランティアのグループのようなものがありまして、その子どもたちとの交流するようなプログラムというのも水戸市と連携しながら今、実施をしていきたいというふうに思っているところでございます。

様々な形で交流の形式があろうかと思いますけれども、なるべくお互いの住民の交流につながるような事業というのを、それぞれで実施できるようにしていきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございました。ぜひ、前に進めていっていただきたいということもありますし、今の水戸に子どもたちを連れていくというのも大変いい企画かなと思うんですが、距離的な問題とかもありますので、それぞれの提携している都市とのね。ですから、近いところであれば、そういう形で、日頃のお付き合いといいますかね、例えば学校の課外授業とかで行ってみるとか、いろんな考え方があると思うので、せっかく提携を結んでいただいているんですから、お互いにそれぞれの魅力をしっかり理解できるような取組をこれからも進めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○白石委員長 引き続いて、宮野委員。

○宮野委員 私も少し、項目別ということになるのかもしれないんですけども、ちょっと2つの項目にまたがるところで、8ページの1番、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援と、それからちょっと飛ぶんですが、41ページの13、総合的な相談・支援体制の強化と子どもの権利擁護というところで関わってくることなんですけれども、児童福祉法の改正を受けて、今年度、新しくこども家庭センターが機能整備をされました。それを受け、この2つの項目のところで、こども家庭センターの連携強化と一体的な支援の必要性が言及をされております。

1のところについては、母子保健と児童福祉の切れ目のない支援というところで、こども家庭センターが中心を担うことになっていく課題だと思っております。

そして、13の項目については、こども家庭センターが児童虐待防止の予防的支援を担う重要な役割を担うことになると思っております。

こうした組織体制、機能の変更を踏まえて、こども家庭センターにおける業務を主要課題にひもづく計画事業として総合戦略に追加して、点検していく必要があると思うんですけれども、どのような御認識でしょうか。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今、御質問のこども家庭センターでございますけれども、こちら児童福祉法の改正によりまして、各区市町村で設置について努めるということにされておりますけれども、区では、今年度からこども家庭支援センター、児童福祉センター担っております。また、母子保健機能を担っている保健サービスセンター、こちらが今まで以上に連携・協力して、こども家庭センターとしての機能を果たすというところで取り組んでいるところでございます。

今回のシートでいいますと、No.の妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援というところと、また併せまして、No.13、総合的な相談・支援体制の強化と子どもの権利擁護というところで、こちらの成果や課題というところと、今後どのように進めていくかというところで記載をしております。

こちら、今回の振り返りが令和6年度のものですので、これからやっていきますというような記載になっておりますけれども、課題としても区としても捉えておりまして、例えば取組ですと、合同ケース会議の実施ですとか、サポートプランの作成、これに当たりましては、統括支援員を設置して、区として取り組んでいくということにしております。こちら相談を

受けていただけるよう、周知にも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

総合戦略の中での位置付けでございますけれども、こちらの事業につきましては、新年度、来年度、どのようなものにしていくかというのは、各所管と協議をして検討してまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。大きな変更の一つだと思いますので、こども家庭センターの取組の状況をしっかりと可視化して、検証していくためにも、ぜひお願ひしたいというふうに思っております。

それからもう一つ、行財政点検シートの8ページのところにあります子ども宅食プロジェクトについてなんですけれども、この子ども宅食プロジェクトについては、物価高騰等の影響によって、利用世帯には一層の支援が必要となっていると思います。そういう状況であるのに対して、一方では寄附金が減少しているということについて、非常に危機感を持っております。本事業については、一部のSNSで、政治的な側面があるのか分かりませんけれども、一部の情報を切り取って、事実と異なる誹謗中傷のような投稿が拡散されているのをたびたび目撃しております。

寄附金の減少の背景は、一概にはもちろん言えないと思いますが、その一因としては、このような背景も含まれている可能性があるのではないかなと思っております。これについては、本日、所管課がいないので、本日は聞くことはいたしません。

お聞きしたいのは、広報戦略課さんに対してなんですけれども、誤った情報が拡散されていることに対して、区がもっと積極的にホームページ上で情報提供を行ったりですとか、区のメッセージを発信するなどのそういった対応を積極的にしていかなければ、そのしわ寄せが結果的に子どもたちへ降りかかってしまうのではないかなど危惧しております。現在、カスハラ対策にも取り組んでいる中で、こうしたSNSでの誤った事実の拡散、事業の妨害という行為に対して、区としてのリスクマネジメントですとか、対策が必要と思うんですけども、その辺の方針をお聞かせいただけたらと思います。

○白石委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 今、お話をいただきましたような状況につきましては、まず、いわゆる炎上であるとか誹謗中傷、また不確かな情報が拡散されるような状況というのは、昨今、SNSの普及によってかなり大きくなっているような現状でございます。そういうところ

におきましては、まず情報が正しく伝わることが非常に重要というふうに考えておりますので、まず公である我々区のほうからも、正しい情報をしっかりと発信することが重要というふうに考えておりまして、そういった中でも、ホームページをはじめ、我々についても、SNS、かなり多用して発信するように努めておりますので、そういった中でしっかりと情報発信することで、不確かな情報が拡散しないように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。所管の課長さんともしっかりと連携をしていただいて、物価高騰で支援を必要としている子育て世帯へしわ寄せがいかないように、しっかりと対策に取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございました。

では、海津委員。

○海津委員 私は、まずは、いろいろあるんですが、行財政運営点検シート、20ページ、内部統制制度についてからお伺いしたいと思います。

昨日、みんなの学びサポート事業について御質問させていただきました。そこで分かったことは、契約書とか見積書といった予算の根拠となる正式な文書がないまま、予算を計上していたと。金額の合理性も事業実行の確実性も担保できていない状態だったと。ただ、準備的な側面でやったということはお聞きしましたけれども、自治体は、内部統制制度に基づいて、財務報告の信頼性、法令遵守、業務の有効性を確保しなければいけないわけですね。だとすると、こうした契約書がないのに、予算流用とかいう形でしていくということは、これは明らかな内部統制上の重大な不備に当たるのではないかと思うんですけど、その見解をまずお伺いします。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 今、御指摘のありました教育委員会の事例につきましては、現状、総務課としては、内部統制の事案ということではお話を受けておりませんけれども、毎年度、各所属のほうで事務執行を振り返って、リスク評価シートを基に評価を行って、不備があったか、なかったかと、それが重大であったかどうかというところを検証していくことになりますので、今回の事例につきましても、改めて7年度の事務執行の評価という中で、所属のほうの判断、さらには内部統制の推進本部での判断ということになろうかと思います。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 判断していくということなんですかけれども、これ運用上の重大な不備に当たるという見識はお持ちかどうか、内部統制上。ちょっとそこをお聞かせください。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 私も今、昨日の委員会でのやり取り以上の情報を持っておりませんので、改めて教育委員会のほうからも事情を伺った上で、最終的には幹事会を経て本部での判断ということになろうかと思います。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 昨日、申し上げたように、6月20日に実施要綱を記載し、そのところでは、契約はされていない、見積書もその後、そして予算さえも実施要綱、募集もした後に、——予算もついていると。これがもし重大な不備でないとしたら、その明確な理由というのが相当に必要になってくるんじゃないかと思いますので、そこはしっかりとお願いをしたいと思います。

あわせて、教育委員会が臨時会を、非常に定例会以上に開いたりしているわけですね。昨日も申し上げましたけど、昨年度は定例会が12回、臨時会が13回、その議事録も何もない中で、様々な予算執行なんかがもう決まっていく。それは、やはり区民に約束している根拠、どういうふうな話があってやるということに関しても、重大な運用上の不備に当たると考えていますので、そこもしっかりと検討いただきたいと併せてお願いをしておきます。

次は、もう一つのほうのページで、総合戦略シートのほうの進行管理のほうで、24ページ、グローバル社会で必要とされる能力の育成のところに、国際バカロレア機構が開発した教員研修を実施しますというふうになっているんですが、教員研修についてのことでお伺いしたいんですが、本会議質問でもさせていただきましたが、去年、令和6年9月の時点では、このIBの代表の方が言われていたのは、繰り返し言わされているんですよね、スマイルバトンというところに、初め6月の段階では決まっていたんですね。スマイルバトンというのは、実績のある団体ですというふうに、IBの代理の方はして、区とIBとスマイルバトンで共催ですというふうなことも言われていた。

そして、9月の段階でも、区とスマイルバトンで契約すると区は言っているわけです。IBがスマイルバトンに研修プログラムを提供、で、スマイルバトンで業務委託契約を締結するというふうにここまでなっているんですね。

それで、その中でも、区としてもしっかりと、スマイルバトンしかできないことなのかと

いうことも聞いて、そうですと、そういう認識で結構ですということをこの代表の方は言っている。

そしたら、突然、令和7年3月になって、シルバーファーンホールディングスというところが、IBとしては、著作権の管理の関係上、スマイルバトンではなく、シルバーファーンホールディングスに一元管理してもらいたいと言って、そこから急にシルバーファーンホールディングスに随意契約することになったとなるんですけども、そこで契約管財課にお伺いしたいんですけども、スマイルバトンとの話は、一切、このシルバーファーンホールディングスとの前にはなかったんでしょうか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 御指摘のスマイルバトンに関しましては、令和6年11月に、私どものほうで随契業者登録申請といいまして、区の随意契約を行う前段としての業者登録の仕組みがございます。こちらに、特定非営利活動法人スマイルバトンということで、この申請がされたところで、こちらについては契約管財課としても確認しているところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 何か不思議ですよね。IBの研修ができるのは唯一のところだとして、スマイルバトンと契約をした。それが唯一じゃなかったということなんですね。今回出てきたのは、シルバーファーンホールディングスという、そういう理解でよろしいですか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 この提出が昨年11月にこの申請書があったタイミングでは、スマイルバトンがこのバカラレアの研修プログラムを利用する予定であるということでの登録申請でございました。その一方で、本年度、令和7年3月には、改めて随契業者登録申請書、先ほどと同じ書類が提出を受けておりまして、こちらについては、シルバーファーンホールディングス株式会社のほうについて、こちらが随契業者登録申請書ということで、登録を受けているところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。スマイルバトンが唯一だったところが、唯一が今度変わってしまったと。そこは教育委員会のほうから提出されたことですから、契約管財とすれば、そのところがどう確認したかというと、特にあそこのところで唯一なところだというふうな申請しかなかったということは、先にお聞きしているところなので、分かるところなんですねども。

で、区のほうにも、ではシルバーファーンホールディングスが確実なのかというふうに、本会議質問でお伺いしたところ、国際バカロレア機構が内規に従って適切に事業者を変更したものと認識しておりますと言って、ではその根拠になるものは何ですかと言ったら、この本当に短い議事録が添付されて、ほかには何もなかつたんですよね。

シルバーファーンホールディングスのホームページを見ても、ホームページさえも存在しない。何かこれで、700万円ですかね、近いお金がここに流れていくということに本当に誰も疑問を持たないのかということがすごく不思議なんですけど、随契ってそのぐらいのレベルで、本人が言つたらそれでオーケーってなるものなのか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 海津委員、グローバル社会で必要とされる能力のところから、随分話が、文教委員会で議論されるようなところまでですが、でも今、契約のことなので、そこだけは聞きますけれども。

では、木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 先ほど3月の書類というのは、あくまでもこのシルバーファーンホールディングス株式会社から、業者の登録申請をされて受けたものでございます。最終的には、その後、令和7年5月に、私どもが契約するに当たりまして、特に、いわゆる随意契約で業者を指定して、契約する際に、業者指定依頼書という書式を活用して手続をするんですけども、こちらの中で、最終的に随意契約につながるための指定理由ですとか、そういうのを整理して、実際の契約に至っているものでございます。

この段階におきましては、様々な経緯があった結果、やはり本年度のこのバカロレアの研修をやるためにには、このシルバーファーンホールディングスしかやれないといったところを私どもも教育推進部のほうから確認しております、その理由が妥当であると判断いたしましたので、契約管財課としてもこの随意契約については妥当であると認識したところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 随意契約、ここしかないというところでやられるというところに關すると、やはり御本人のシルバーファーンホールディングスの代表とIBの代理が同一人物ですから、そのあたりの不透明さというものが、今、情報公開で見せていただいた限りの中の文書では、御本人からの申出、IBがそう言っているというのにすぎないんですよね。それをそのまま教育委員会が書いているというところなので、やはりそこには疑問が生じると思います。

それともう一点、契約についてお伺いしたいのが、今回の契約は、教育委員会と、研修で

すから契約からするわけですよね、このシルバーファーンホールディングス。その中で、教育長代理でもある清水俊明教育委員が所属されている一般社団法人世界イマーシブテクノロジイ推進協会というところの評議員に清水委員、そして成澤区長、それからこのＩＢの代理人となっている——（削除部分）氏、かつシルバーファーンホールディングスの代表理事でもある、——（削除部分）さんですよね。この方が一緒なんですよね。一緒に評議員をされている。ここは、利益相反的なことはないんですかね。教育長の御答弁は、関係者が同じ団体で役職を持つことについては、教育委員会として関知する立場にはないと言っておられるんですが、これ関知かどうかの問題より、利益相反の問題があるんじゃないかなと思うんですけど、契約としてどうなのかというのを御見解をお伺いしたいと思います。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 ちょっと今、御指摘いただいた点は、今、お話を伺った限りの情報で判断いたしますと、それが直ちに利益相反に該当するとは契約管財としても考えておりません。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 そこはやはり区民にしっかりと説明がつくような形で、依頼する側と依頼される側が同じだということ。それから、この世界イマーシブテクノロジイ推進協会、お三方が入られている社団法人は、HADOという次世代アクティビティのAR技術を用いた、なさっていらっしゃるんですけども、こここの開発にも関わっていらっしゃる会社です。こここの会社の——こここの会社じゃないんですけど、HADOというゲームを指ヶ谷小学校とかで実践したりとか、様々ある中で、実態として、文京区やっていますので、やっぱりそのところのつながり的には、非常に疑問を持たれる区民もいらっしゃいますので、ぜひ、説明責任、区民が納得できるような説明をぜひお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、戦略点検シート、17ページ、就学児童の多様な放課後の居場所づくりというところなんんですけど、この中に、ずっと再三申し上げている、昨日も申し上げましたけど、令和5年の代表質問のときに、障害のある子の中1の壁ということで御質問させていただいて、しっかりと検討していくということなんですが、でも、こここの就学児童の多様な放課後の居場所づくりのところに、1行も、中1の壁、育成室が必要だった子どもたちのその先については、1行も触れられていないんですね。なぜ、こういう子どもたちがまるで透明人間化されているのか、戦略点検シート、横串を刺す中での御見解をお伺いしたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 こちらの点検シートでございますけれども、各事業の所管課と企画課のほう

で確認をしながら作成をしているものでございます。委員御指摘の中1の壁というところも、区としては認識をしておりますけれども、限りのあるスペースの中で、記載をした中で、今回については記載がされてないというものでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 認識していただいているのは分かりました。ならば、やはりきちっと書き込まれて、初めて認識が伝わるわけですよね。なので、やはり当事者の方たちが忘れられていないということはとても大事なことだと思いますので、そうしたことはしっかりと、この点検シートを見ていただくときに、漏れているものはないかということは、常々、多様な視点でチェックいただけるように、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう一点、30ページ、学校施設等の計画的な改築・改修のところでお伺いしたいんですけど、これって、ユニバーサルデザインを進めていきますということも書かれているんですけども、本会議質問でもしましたが、柳町小学校は、区も認めていますが、エレベーターが小学校にはついていないんですね。認定こども園、それから児童館に行くほうのところしかエレベーターがついていないくて、小学校にはエレベーターがないために、認定こども園のところのエレベーターを、すみません、貸してくださいと言って借りる、遠回りの設計になっているんですね。

それで、教育委員会も、その中で認定こども園、遠回りするのは分かっていると。そうした中で、でもしようがないんですよみたいな、今回もそんなことを言っているんですが、これって学ぶ権利からすると、非常に、遠回りが一つの事業、例えば下に下りるにしても、校庭へ出るにしても、行きで3分、帰りも3分というふうになれば、授業に参加するのも全然違ってくる。遊ぶ時間も変わってくる。

ですから、私はここでお伺いしたいのが、子どもが当然与えられている権利がここで奪われていくということからしたときに、人権の担当でいらっしゃる区の所管としては、そうしたことに対する疑問を持たず、設計にも何も言わないのかどうかの見解を聞かせていただきたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 委員御質問の柳町小学校のエレベーターというところでございますけれども、過去、教育委員会も答弁されているかと思いますけれども、柳町小学校のエレベーターの配置につきましては、1階、2階、3階と、またその他教室、体育館というところを踏まえまして、施設全体で検討した結果、現在の設計としているというところで聞いているところ

でございます。

区といたしましても、今般、公共施設管理計画を進める中で、ユニバーサルデザインに関する検討もただいま進めているところでございますので、そういった視点も設計のほうには反映させていきたいというふうに思っているところでございます。

また、人権というところでございますけれども、当然、私ども地方公務員、公務員として、憲法尊重擁護義務というところでございまして、人権は尊重するというところで考えているところでございます。

○白石委員長 ありがとうございます。

海津委員。

○海津委員 ただ、人権をね、今ままだと柳町小学校は、障害がある、車椅子でエレベーターとかを利用しないと上下に移動ができないというところからしたときに、侵害しているんですよね。本来だったら、ユニバーサルデザインで階段と同じように横のところにあれば、同じような動線で動くことができるのに、動けないと。

ですから、人権が分かっていながら、もう認めているんですよ、遠回りになりますよ、2つ、3つ先に移動になりますがねって、議会答弁でもされているぐらいなんですね。でも、それが放置されている文京区って、今度、子どもの権利条例もつくるんですよね。その中で、まるで障害のある子は別です、しようがないですよねなのか、実際に改修、千代田区もそうですし、いろんなところで後づけでエレベーターをついているんですよ。ですから、今の学校施設の建て替えの段階でも、今からでもエレベーターを、やはり人権をきちっと考えたときに、やろうと思えばできるはずなんんですけど、それができないということなんですか。お金がないからできない。お金をかけてもやるつもりはない。それとも、何なんでかね。そこを具体的に教えていただきたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 先ほど御答弁申し上げたとおり、公共施設管理計画の中でユニバーサルデザインというところも進めていくところでございますけれども、それに当たりましては、様々な敷地の条件ですか建物の条件、あと既存建物の場合は、今、申し上げた建物の条件というところが大きく影響してくるかと思っております。

区としても、今後進めていくに当たりましては、中規模改修、大規模改修などのタイミングを捉えて、そういったところは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○白石委員長 大畠整備技術課長。

○大畠整備技術課長 柳町小学校のエレベーターについてなんですかけれども、委員御指摘のように、幼稚園部分だけにあって、わざわざ借りてというような思想ではなく、幼稚園とこども園部分と小学校部分と共用とするという思想の下、当初から設計をしております。たまたま1期、2期と校区が分かれているという中で、1期の校舎であるこども園、それから上が体育館となっておりますが、そちら部分にエレベーターがあるというだけあって、小学校部分の使い勝手も踏まえた設計となっております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ごめんなさい、使い勝手は、歩ける人から見てですよね。やっぱり車椅子の方から見たら違うということは、ここでこれ以上議論してもあれだと思いますが、やはりユニバーサルデザインを掲げている限り、今、造られているもので、これから50年、60年使っていく施設ですので、やはり子どもたちにそうした、私たちから見たら勝手がいいはずではなくて、車椅子の方たちにとっても、差別されない、当たり前に動線で動けるということをきちんと具体的なものにしていっていただけますように、再度、人権という視点、子どもの権利条例をつくる文京区らしい設計をあえてお願いしたいと思います。

最後に一つだけ。この行財政運営点検シート、様々いいんですが、最終的にもう一つだけあれなのが、これ全部情報という形では発信していただいて、非常に分かりやすくていいと思うんですが、この間、こうした点検シートの基になる様々な審議会とかそういうところのインターネット中継を今の段階でやりませんと言われているんですけれども、今、それも、インターネットで動画が拡散されたりとか、切り取られて拡散されたりとか言っていらっしゃるんですが、それは今の時代からすると、逆行するだろうなと思っていますし、まして情報発信、情報アクセシビリティに関する条例をつくっている文京区ですので、できるもの、動画で伝えていくというのは、それが同時ですよね、遅くではなくて、それから速やかに議事録を作っているといったって、1か月先なんですよね。なので、少なくとも審議会、区民参画しているところは、まずそこに御理解いただいた上でというのはあると思いますが、総合教育会議や教育委員会は、特別公務員であり、皆さん公務員の方々が参画するだけの会議ですので、速やかなインターネット中継はすべきだと思うんですが、最後にそこだけ教えてください。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 区の様々な会議のインターネット中継というところでございますけれども、

先日の一般質問の答弁でもあったとおり、インターネット中継、オンライン配信について、会場に来られない方にとって、情報技術の発展に伴いまして、新たな手法として、そういう方たが情報を得る機会の貴重な一つということは認識しております。

現在、基本構想の区民協議会等で試験的に実施をしておりますけれども、そういう効果があるというところは感じているところでございますが、一方で、答弁でもあったとおり、ネット中継に伴う様々な課題があるというふうに承知をしております。

今後、会議ごとにそういう課題をクリアできるかというところの状況、様々ございますけれども、そういう課題をクリアできるかというところをそれぞれの会議ごとに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 もう一度言います。教育委員会、それから教育総合会議に関するって、公務員ですので、これで私的なものでも、プライベートなものでもなくて、公式な発言ですので、それが拡散された、動画で切り取られるとかそういうことに対しては、毅然とやればいいことであるので、しっかりと速やかな動画配信を改めて要望して、終わります。

○白石委員長 では、浅田委員。

○浅田委員 名取委員のちょっと続きをということで。区民サービスのさらなる向上、ＩＣＴを活用した区民サービスの充実というところで、結構同じ課題を抱えていて、地域の高齢化、様々な行事、イベント等に対して、地域の高齢化が進んでいて、なかなか重いという声は多々聞きます。

その中で、いや、これは大したもんだなと思って見ているのは、私、所属でいえば、汐見の地域活動センターの中にあるんですよね。そこで、あそこに座っていらっしゃる阿部課長が地域活動センターのＬＩＮＥを立ち上げていただいて、これが各地活もそれぞれ始まっているそうですけれども、この登録の数はうちがトップだといって自慢されていて、いや、それはいいことだと思うんですね。

で、そのことと、それから文京区のＬＩＮＥ、大体この2つを見ると、行事は何をやっているかというのは大抵分かれますよね。非常にそれ自体はすばらしいことで、僕らみたいにちょっと年取った人間でもついていける。で、感謝しています。本当にいいことだと思います。

これは、ただ感じることなんんですけど、いろんな行事の情報を区民の方に知らせて、そこに参加する方は、結構、今、イベントをやると増えていまして、特に子ども連れの家庭なん

かの参加というのは非常に増えている。こういってはなんですけど、何をやってもたくさん方が見えるというふうに思う。だけど、ではそうした地域の活動を担う人がなかなかいないという、これが名取さんも言わわれているとおりだと思うんです。

私なんかが今、一番心がけているのは、担う人、一緒にやってくれませんかということを併せてお願ひする。例えばですよ、地域のお祭りみたいなのやるじゃないですか。焼きそばをやるというんだったら、焼きそばを焼いてくれる人、お願ひします、集まってください、綿あめをやってくれる人、集まってくださいという、参加する側と中で運営する側、ここに呼びかける。そうすると、1人や2人、絶対出てくるんですよね。学園祭をやったって、焼きそば、買う側の人もいれば、焼いてみたいという側の人というのは必ずいるんですよ。

千駄木マラソンをやっても、もちろん走る、自分の子どもが走る、そのことを見たいというはあるけど、中にはロープを持って、安全、やってあげるよという人もいるんですよ。だから、ぜひ呼びかけるときに、これは——僕は、協働・協治というのは、区だけに責任じやなくて、僕ら側が一緒にやる中で、行事を担う人、これも併せて、宣伝するときに必ず担い手さん何人来てくださいということも含めて、一緒にね、そうすれば、ほんの僅かですけれども、つながってくるように思う。これは正直言って、私の経験でもあるんです。だから、とにかく一緒に運営しましょうよということを言うことね。

ただ、もう一つ、これは反省しなきやいけないのは、地域の年配の人ほど、新しい方が来るじゃないですか、そうすると必ず、あいつは誰だというところから始まっちゃうんですよ。敷居が高くなっちゃうのね。だから、そういうことじゃなくて、本当にその地域が一緒になって、この地域の住んでいる方、この地域にお仕事なり何なり一緒に来ている方が、その行事を担うということを、我々もやりますけど、ぜひ区のほうも心がけてやっていただきたい。これが1つ。

それともう一点は、今、東京都、これ文京区もそうなんですけど、物すごい、今、東京都、お金があって、はっきり言って、物すごいばらまきですよね。今、ここでばらまきのことを言うんじゃなくて、地域でいろんな行事をやるときに、補助金申請、東京都、物すごい数のメニューがあるんですね。だけど、それを実際に申請してみると、この手間と複雑さ、もうこれにはほとんどの、普通の地域の方が申請しても、途中で投げてしまいます。それぐらい複雑、面倒くさい、やってられない、で、投げちゃっている。

ちょっとそこに区の、誰になるか分かりませんけれども、そういうことに御相談に乗っていただけるとか、一緒に書類作成とかしていただけるようなことにならないと、正直言って、

普通の町会員の方、普通の健全育成会の仕事を持っている方なんかでは、とてもやってられないですよね。本当に面倒くさい。だから、例えばどんなに面倒くさいかというのを……。

（「ちょっと話が長い……」と言う人あり）

○浅田委員 言わなくてもいい。でも、大体伝わりますよね。

（「いや、答弁もらう……」と言う人あり）

○白石委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 まず、最初の地活のLINEなんですけれども、これまだ1つできていないところがあるんですけど、今年度中に9地区全部できる形になりますので、今、そういったお祭り等とか、そういうものをどんどん発信しているところでございます。

そういう中で、例えば今の浅田委員のお話の中で、地活のLINEだけで情報発信できるもの、できないもの、やっぱりありますので、例えばこの間そういったSNSの研修をやったときに、他地域のことではあるんですけども、そういったインスタグラムなんかを町会のほうでつくっていただきて、その中に、お祭りのときに焼きそばを作っていただく方募集とかって、実際それをやっているところもあります。そういったものも、この間ちょっとといったお話をする機会があったので、町会の皆さんにちょっとお話をさせていただきました。

ただ、いきなりインスタグラムというと、みんなハードルが高いので、まずは例えばチラシの中でそういったものを取り込んでいくのがいいんじゃないとか、そういったところもちょっと話をさせていただいたので、そういったチラシを作成するところから、そういったことも付け加えていきながら、また、私どものほうも、できる対応は一緒にていきますので、そういった中で、一緒になって取り組めばなとは思っています。

また、先ほどの補助金のサポートという部分につきましては、今でもサポートについては地活の所長を含めて、そういったところ手伝いはしてはいるんですけども、今時点での対応としては、そういった形でやっているところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 補助金申請の大変さは、皆さんのが一番よく御存じじゃないかと思うんですよ。ですから、ちょっとその御協力は、体制を考えてやっていただきたいと。今日のところはここにしておきますけど、また次回続きますからね、よろしくお願いします。

次、質の高い区民サービスを支える組織体制の構築というところです。

ちょっと職員の関係になってきますけれども、請願のところでちょっと議論になりました

けれども、コミュニケーション能力の向上であるとか、それから企画力の向上であるとかといふことが最近よく言われます。

実は、私のやっている子ども食堂のところに、これ名前を言いますけれども、議事録は消していただき結構ですけど、ただ、そうしないとイメージが分かりづらいので、名前をあえて言いますけれど、明治安田生命本社企画部というところから順番にボランティアで見えています。どういう目的なんですかと聞いたら、保険会社の商品を売ることが目的ではないです。社員が地域に入って、様々な地域の方に触れるとか、あるいはそこの文化に触れるとか、あるいは叱られてくるとか、何でもいいから、地域の中に入って、コミュニケーション能力を磨いてきてくださいというのが、大きな意味で仕事の一つになっているんですね。

これはどういうことかというと、今の職場の中で、パソコンを使ってグラフを作ったり、あるいはデータ分析したり、そういうのはめちゃくちゃみんな得意だと。だけれども、職員同士が協力し合って、あるいはコミュニケーションを取りながら一つの業務を遂行していく能力が極めて弱くなっているという、それを少しでも改善したいというのが目的ですというふうに来て言っている。

これについては、その保険会社の方だけじゃなくて、これもちょっと名前を言っちゃいますけど、例えば講談社の本社でも同じことを言わわれていますね。エーザイさんだってそうです。言わわれています。これはどういうことかというと、私たち、正規だけでも2,000人の職員、非正規、会計年度を入れたら3,000人いらっしゃるこの文京区の中で、本当の意味での区民とのコミュニケーション能力、それから職員同士のコミュニケーション能力、これをどう高めていくのかというのが今問われていると思います。

では、そういうことをどうですかと聞いたら、いや、研修をやっていますと言うんですよ。大抵そうですね。今、文京区でも研修をやられています。この研修だけでは、正直言って、もう限界に来ているということも言われているんですよ。もっともっと外に出て、いろんな意見を持っている方、いろんな職種の方、置かれている状況の方の実情、叱られたっていい、失敗したっていい、とにかく地域に出て学んでくるということが本当に必要じゃないかというふうに今、言わわれていますよね。そういう職員の、今、言ったようなコミュニケーション能力を文京区としても培っていく。これが今、問われているんじゃないかというふうに思いますが、どなたかな、受けるの……。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 委員おっしゃるように、職員の育成というところで、では全て研修で解決で

きるかといいますと、なかなかそこは難しい部分があるのは事実だと思います。今、委員がおっしゃる、民間の方の例を出していただいたと思いますけれども、地域に出るというようなところで、今、国のはうでも、自治体のはうの、いわゆる兼業兼職制度というようなもので活用しながら、地域に出ていくというようなことを進めているような状況もございます。

そういう意味で、研修で外に出ていくということではなくて、それが必ずしも文京区ということじゃない、実際に住んでいる場所の地域かもしれませんけれども、そういったようなところに職員が出ていくというようなことについては、進められているところではございますので、そういった中で、我々職員の中でもそういったものを、制度というところでいえば、活用しながら、地域とのつながりを深めていく、新しい知見を得ていく、そういった機会になっていく、そういう余地はあるのかなというところは考えているところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、地域と、例えば、ちょっと名前を出しちゃったけど、阿部課長、前の地域の所長だったりすると、偏屈な、頑固な、わがままなおじさんたちを相手に仕事をしなきゃいけない。でも、それが私は身になっているんじゃないかと思うんですよね、そういうことが、実は。そうですよね。だから、立場とか持ち場ということを言い出したら、結局あまり進歩がないんですね、正直言って。本当のコミュニケーションというのは、相手を理解すると同時に、お互いが高め合うということが当然問われてきますよね。そういうことをしないと、いつまでたっても、どうしても自分の持ち場の仕事に終始してしまうということになりがちなんですね。

では、ここでいって、名前はちょっと言いませんけど、例えば子ども食堂というのは、始まって大体十二、三年になりますよね。これはスタート時点としては、大きな意味での子どもの貧困を地域が支えるというところからスタートして、行政が支えている。なっているじゃないですか。では、この中で、実際に子ども食堂に文京区で行かれたことありますか、見られたことありますか、どんなことをしているか。はい、では行ったことあるよ。これを言うとまたあれだけど、でも、やっぱりそういうことなんですよ。私は、ちゃんと文京区の、名前を言わないほうがいいですけれども、上のほうの人、こそっとね、ちょっと私的に私は見学に来ましたという方は、この中にはいらっしゃいます。そういう方は、やっぱりすばらしいなと思いますし、それから皆さんの中でも、私はそういう区民の中の活動ということについては、ぜひ、これからこの職員の育成というところに位置付けていただきたいというふうに思います。何かあれば。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 先ほど申し上げたような、そもそも制度とかもありますし、その職員育成という視点でも、どういうことができるか、研修以外の視点で考えていく必要はあるというふうには思っております。やはり職員の中でのコミュニケーションもそうですし、外とのコミュニケーションもそうですけれども、そういうものを培っていかないと、職員の本業である我々の行政事務というところにも、そもそも影響が出るところとは考えておりますので、そのあたりも含めた総合的な部分で、今後どういったことをやれるのか、やっていくのかということは検討してまいりたいと思っております。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 行財政のほうで、最後のページの国有地の本駒二丁目について、お聞きをしたいと思います。

先日、初めての住民説明会が本駒込地域センターで行われまして、もちろん私も出席をさせていただきました。まず、率直に、岡村担当課長を中心に、本当に真摯に区民の様々な意見や、そしてまた指摘を酌み取って、しっかりとお答えをしていたなということで、私もいろんな区民説明会、いろんなというか、地域に関わることや、また、公園の再整備などで聞かせていただいたり、出る機会がありますけれども、区の職員の方って、本当に立派だな、人間ができているなと思って、特にこの間は改めて感心をさせていただきました。

そして、初めて区民の皆様に文京区の考え方をお示しをされたというところでございますけれども、私も率直に言って、結構御反対の意見の方が多く手を挙げられておられて、私、開始10分ぐらい前には行っていたんですけど、最初、人数はぱらぱらだったんですが、始まる本当に寸前ぐらいでどどっと来て、四、五十人、一気に埋まりました。

で、始まりまして、そういう声が聞こえてきて、あらあらと、私も一傍聴者としていましたけれども、これ結構先行き心配だなというような形で、言葉を選んで言わなきやいけないのも、結構辛辣な御意見を言われる方がおられて、もう区役所、存在がないみたいなぐらいの御意見が出ている中でも、課長は本当に真摯にお答えして、結構こういうのって区民感情大事なので、取つかかりだとか、最初大事なので、そういうことをよく課長は、やっぱり知っているんだなと思って、岡村さんに限らず、区の職員の方、本当に立派だな。だから、私も区民説明会全部行っているわけじゃないんですけど、いろんなの、ほかの僕が行ってないところでも、きっとしっかりと対応しているんだなと確信はさせていただきました。

で、本題というか、この件に関しましては、私も私なりにいろいろと関わらせていただき

た経緯の中で、ここでお聞きできること、できないことと考えながら質問しなきやいけないんですけれども、まずは、国有地の区への、当該自治体への、何売りというんだ、売却じゃなくて、打診というか、ありますよね。まず最初に、自治体のほうにお話が国から来て、それでどうしても話がまとまらず、もしくは区が必要ありませんということであると、民間に次、売却、手に移るということは、間違いないですよ。ここは私もずっと思っていました。

それで、今回の件に関して、いろいろ私なりに思ったのは、まず1点目なんですけれども、だから、公有地の取得の流れなんですよね。そういった最初の話が、打診が来ると、非常に行政、自治体、要するに皆さんのがんを預かる、運用していくということでは、そういった安く買えるということで、非常にいいことだなと思うんですけども、もうかなり、2年以上上前になるんでしょうかね、最初に議会で報告があったときには、国有地二丁目に関しては、福祉目的なもので使わせていただくことで、国のはうに取得の意向を出していますということなんですが、あのときは僕、もうさらっと頭の中に入っていたんですけども、私がよくあのとき言っていたのは、とにかく地元の地域の町会、また近隣の皆様に御理解をいただけけるような形で進めてねということで、あまり口を挟むといけないと思っているので、お任せをしていたんですけども。

そんな中で、ずっと見ていました、この間の説明会のときに、もう何かすごい勢いで反対される方は、ここぞとばかりにいろんな御意見を言っていたんですが、もう少し事前に早く理解や御説明ができていれば、そういうことにもならないし、今後の進め方に関しても、非常にスムーズな形で行くんではなかったかなというふうに思っていました、その公有地の取得の流れについて、例えば最初に福祉目的でということでやっていますということで聞いて、そういうふうに結局なったんですけども、なってから説明会を開くまでも結構時間もありましたし、そんな流れの中で、私も感じたんですが、もう少し早く、福祉目的でやるんだというところから、近隣や住民の人に説明をしていたのかどうかというところをちょっとまず教えてもらいたいですね。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 本駒込二丁目国有地につきましては、今、委員から御紹介のありましたとおり、国のはうから情報提供という形で、令和5年にいただいておりまして、その中で、区のはうで行政需要に鑑みて、取得を希望するか、しないかということで、区としては、当時から、おっしゃられたように、福祉目的等ございますので、行政需要に鑑みて取得をしたいということで申し上げてまいりまして、本年度になるまで、具体的に

はどのような活用をしていくのかというようなところで、府内で詰めていたというようなところはございます。

一番直近でいいますと、令和7年2月の自治制度のほうで、高齢者、障害者、また児童福祉の整備用地という形で、大きな形で御報告をしていましたという形にはなります。この高齢者、障害者、児童福祉、この中身を具体的に詰めるというようなところで、1年程度の時間を要してしまったというところがございます。

と申しますのも、例えば高齢者の施設の部分につきましては、直近の昭和小学校の問題がございました。様々、高齢者の施設というところで候補はあったところではございますけれども、この本駒込の地域におきまして、昭和小学校の問題というようなところが大きく出てきたといったところがありまして、行政需要の変化に柔軟に対応するための検討の時間だったというふうに考えてございます。

昭和小学校に関しましては、委員も御存じのとおり、隣地の取得なども様々な方策を考えてきたところではございますけれども、そういったところがなかなか解決に結びつかなかつたというような現状もございまして、今回、国有地の取得の中で解決を図っていきたいということで、方向性を示してきたというところでございます。

そういったところで、時間を要してしまったところはございますけれども、今回、改めて活用方策ということで具体的に地域のほうにお話をさせていただきまして、今回の様々御意見いただいた中で、もう少し丁寧に意見聴取をしていかなくちゃいけないというようなところで、我々も考えてございますので、引き続き丁寧な意見聴取をしながら、地域のほうにも御理解をいただき、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。それで、取得に関して、何か国のほうから、こういう目的で考えてくれとか、縛りとかがあるのかないのか、買うか買わないに当たっては、とりあえず買いたいので、ちょっと待ってくださいとか、そういうことも言えるのか。やっぱり公金、公有施設ですから、こういう目的で、先ほど、こういった行政需要があつて、かくかくしかじか、こうだからこれでお願いしますって、やっぱり言わなきゃいけないのか。その辺、どうなんですか。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 国への取得要望の中では、きちんと区の行政需要を捉えた上で、こういう目的で取得をしたいということで主張をしていく必要がございまして、

その必要性や重要性、あと緊急性ですね、この土地を使ってこうすることをしていきたいんだということをきちんと国のほうに御説明をしなくてはいけませんので、そういった中で、単に買うということは、当然、公有地を取得するに当たって、単に買うということはないんですけれども、国有地を取得するに当たっては、国の方できちんと審査をいただいた上で、区のほうにお譲りいただく、その必要がございますので、そういった手続を踏みながら進めていく必要があります。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。もちろんそうだと思います。で、そのときに、では必要なものを国の方に提示をして、それで審査してもらうという中で、その審査にのっける前の段階で、ちょっと主立った人に、区民の方に説明したり、ちょっと理解を求めるようなこと、こういう考えがあるぐらいのことをちらっと言えるということはできないんでしょうね。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 8月に意見交換会をしましたけれども、その前には、地域の町会長さんとかとは、事前にこういうような方策でやっていきたいというようなところの下話は何回かさせていただいておりまして、その令和5年に取得要望を出す際にも、ある程度の方向性というようなところは、地域のほうにはお話はしてはいたところでございます。ただ、今回、地域の方皆さんを集めてお話をするとというのは、この8月にさせていただくのは初めてだったというところでございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、そこで、下話でという話を言っていただいたので、町会長さん、やっぱり必ず、それいいですけれども、何かやるときに、まず町会長さん、それもちろん大事なんですが、私の経験則で言うと、かつて、今、進んでいる元町ウェルネスパークのときも、やっぱり最終、最後はどうしても隣近所、両隣じゃないんですけど、やっぱり地続きというか、もう本当に当該地の隣近所の人がやっぱり何かしら御意見が出てくると思うんですけどもその辺のフォローとか、下話のときにちょっと感触を聞くとか、そういうことはやれなかつたのかなと思うんですけど、進め方の問題で、そういうふうに段階でやっているのかどうか、その辺、ちょっと確認したいんですけど。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 活用方策を決めるに当たって、ある程度の方向性と

いうところで、これまで話をさせていただいたございましたけれども、今般、様々、行政需要の検討を進める中で、具体的に固まってまいりましたので、初めてお話をさせていただいたのが、先日の意見交換会となります。これ以降に、様々、意見をいただいているところでございますので、改めて近隣の皆様に丁寧に御説明する機会というのは、この後も設けていきたいというふうに計画はしてございまして、その中で、今、委員がおっしゃられたような、近隣の皆様の様々なお考えというようなところは酌み取っていきながら、区のほうでできること、できないこと、そういうところの御説明しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと長くなっちゃうんですけど、すみません。ぜひ、今後、近隣の方も含めて、きっと個別でお話をしにいくんだろうと、御理解をいただくようにやるんだろうと思いますけれども、本当に足繁く通っていただいたりして、細かくお話を聞いて、今の皆さんでなら絶対できると思うので、頑張っていただきたいなということと、その後になりますけれども、計画等々が素案が出てくると、またここで御報告があるんだろうと思いますけれども、ぜひ最大限、最大限配慮した形での施設をお願いしたいなということだけを申し上げさせていただきたいと思います。

で、ちらっと出ましたが、昭和小学校のことで話がありました。これ実は、私もいろいろ、皆さんと関わらせていただいたて、お話を聞いている中で、今回の国有地の取得で説明会に関して、結構、1年間ぐらいスパンが空いてしまって、今、岡村課長から昭和小学校の行政需要が出てきたということで、そういうことでってやって、その頃、いろいろ、昭和小学校の隣接しているところでビルが売りに出るということで、どうしようか、取得しようかということで止まっていたということもあったので、その辺の、今回の説明会が少し時間が空いたというのは、一理は、私の責任もあるかなと思いながら感じているんですけども、一生懸命やられて、何せ決定しないことには次に進めないという、これが行政のいいところでもあり、悪いところなのか分かりませんけれども、ぜひそういった意味では、さっき聞いたのは、とりあえず手をつけておいて、あと待ってよというぐらい言えないのかなと思って、それは要望として、希望としてお伝えをしておくだけにしておきますが。

で、こここのところ、小日向台町小学校の隣接地を取得したり、あとは窪町小学校の隣接地を取得して、またはビルトインのビルにするとか教室を入れたりとか、そんな話も、何かばんばんと進んでいくなど、うらやましいなと私、指くわえて、いつも見ていて、聞いていて、

それで、そこへきて、東邦音大のばーんと140億ぐらい買いますって、すばらしいなって思う反面、何かもうちょっと昭和のほうもなという気持ちもあったりしてですね。

何で、これ進むか、進まないかって、いろいろ私も教えていただいたら、更地引渡しが、現況引渡しが一応基本だということになっていると聞きました、昭和小学校の隣接地の売却したいオーナーさんの場合は、ちょっと古いビルで、図面がもう古くて、中古で買ったらしいんですよ、もう古いので図面もなくて、ただ、かなり地下に埋設物や大きな杭が入っているので、それを更地渡しということになると、除去しなきゃいけないということで、そこでかなりの費用がかかってしまうって、それを何もね、自分でそのお金は持って、区に公共施設のために売りますというような方だったら、もっといいんですけども、やっぱり御商売をやられている方だし、そこに自分のところの社屋があって、それを売却して、また次の移転先も考えなきゃいけないと。

そういう意味では、学校に協力されているんだということで、その意思をすごく尊重してあげたいなと思っている中で、更地引渡し、土の中のものは全部オーナーさんでお金を出して除去して、それから売ってくださいと。しかも、除去費用はのせることが現実問題できず、更地引渡しということになると、実際問題売れないと、買ってもらえないというようなことにやっぱりなってしまって、今や、実はもう中国系の企業が言い値で買ってくれちゃったというような現状になってしまって、またあそこも外国人の方が所有するビルになってしまふというようなことで、ちょっと近隣も注視はしている、見ているんですけども、そういったあれがあります。

なので、これは企画になるのか分からないですけれども、そういう現況更地引渡しというのが、これもう絶対譲れない決まりなのか、弾力的にもうちょっと運用で——区長さんがいないから言えるんだけれども、もう140億円、東邦音大を買えるんだから、少々借金しても隣の家は買えってよく、民間でもありますけれども、喫緊の課題を解決するために、ここは英断をしていただいて、そこを取得するというような、元行政マンの人に私、ここじゃないですよ、違うところの元行政マンに聞いたら、トップの判断であればできるというふうにちょっと助言をいただいたりなんかもして、非常に期待をしていた部分もあったんですが、確かに財産価格審議会に上げるときに、上げられないよ。やっぱり区民の税金を使うには、何だかんだ理由がないよ、納得できる理由がないよできないよというふうに、それも非常に分かるんですよ、分かるんですけど、ぜひ英断をしていただいて、その仕組みを、更地じゃないやできないよというようなところを、何とかならないかな。あまり言っちゃうと、どんどん

分かっちゃうんですけど……。

（発言する人あり）

○山本委員 分かりました、はいはい。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 更地引渡しについてのところですけど、私のほうから、今回、御指摘の案件のみならず、全体的に更地引渡しという今、運用している趣旨について御説明をいたします。

我々が本区として不動産を取得する場合に、今、ちょっと具体的に、今回の昭和小の例でも具体例を委員がおっしゃいましたけれども、それに限らず、一般的な案件でも、やはりアスベストをはじめ、地中埋設物等がどうしても埋まっている可能性がありまして、それが建物が建ったままであると、もちろん、その時点でのその土地の所有者がある程度情報を把握されているとは思うんですけども、場合によっては、把握し切れてないものが土の中とかにある可能性も全くゼロではないというところがございますので、土地の地下にそういった本来の契約の趣旨に適合しないようなものがないかどうかをやはりきちんと判断するためにも、原則として更地引渡しという運用をしているところでございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 その原則を、ぜひ、原則なので、何とか検討していただきたいな、今後ね。と思います。よく追加工事で、議案でも補正予算でも、地中埋設物が出てきました、アスベストが出てきました、補正しますってやります。それで、さっき途中で委員長がちょっと一回といってあれしたんだけど、言おうしたのは、育成室を建てさせていただいたオーナーさんがいました。建設が始まりました。やっぱりそこの最初のもともとあった建物が本当古い建物で、それこそ地中に何かがあるとか、何か用材があるんじゃないとか、いろいろ近所のうわさとかあったんですけども、そこを買ったオーナーが、ほかの目的で買おうと思ったオーナーが考え方を変えてくれて、育成室に、では足らないんだったら、していいですよと売ってくれて、で、工事が始まりましたと、これやっぱり杭がいろいろ出てきて、当初のあれからは全然違って、また追加予算がありました、ガラも出てきましたということで、結構、真摯に子育て支援課のほうでやっていただいた経緯があるんですね。

だから、途中でそういうことができるのに、何で教育関係だけ、現況引渡し、更地引渡しが原則になっちゃっていたのかなと思って、もう一回だけ聞かせてください。企画じゃない、そっち……。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 その更地引渡しは、契約管財課でも関わっている例で、教育委員会以外の案件でも、そういった前提で、いろいろそういった取引をしてきた経緯もありますし、今後もそういった考え方でやっていくところでございます。やはり建築物が残った状態での買取りについては、オーナーさん側の御事情はいろいろあるかと思うんですけども、やはり買い取る側としては、契約に適合しない目的物とかが含まれてしまっているリスクがどうしても残っておりますので、なかなか例外的な対応は難しくて、どうしてもそういったものについては慎重に判断していかざるを得ないものでございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。引き続き、御検討いただきて、そういうのもお願いしたいと思います。

これ最後に、監査事務局長に聞きたいんですけど、例えば今回の東邦音大の140億円で取得をしました、我々議会は大手を振って、もう大賛成、よくやった、さすが文京区って、称賛でみんな言っているんですけど、声を上げているんですけど、例えば区民の方の声とかで、140億円も税金を使ってもったいないだろうという声が1件でもあったのか。それかもしくは、監査事務局長に、140億円、おかしいんじゃないかな、その買物はと。住民監査請求を出そうとか、出したとか、そういう話があるか、それだけちょっとお聞きしたいんです。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 区民の声として、そういった声があるか、ないかは、広報戦略課長の範疇かと思いますけれども、少なくとも監査事務局に当該東邦音大購入に係る住民監査請求の申請は現在出ておりません。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 ないんですね、声もないと。だから、何を私、聞いたかというと、もう言いませんよ、絶対。だから、昭和小学校の隣の家をばーんと買っても、住民監査請求とか絶対来ないから。私が保証しますから。なので、ぜひそういったことも含めて、制度の運用を見直し、改善をよろしくお願いしたいと思います。

以上で、決算委員会だと時間を使っちゃうので、ここで使わせていただきました。ありがとうございました。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 私からは、大きく2点質問させていただきたいと思います。

まず、主要課題No.30、中小企業の企業力向上部分について、質問させていただきます。

計画の方向性として、中小企業を取り巻く経済状況を踏まえ、企業活動を支える資金繰りの支援や、経営相談等の実効性のある支援を推進すると記載されておりますけれども、エネルギー価格や原材料費の高騰が依然として続いている昨今、さらには10月1日以降、最低賃金の引上げですか、各商品の値上げも報道されておりまして、中小企業のコスト負担というものはさらに増大していくことが考えられます。

中小企業が経営を継続していくためには、その企業力を向上させる必要があると言えます
が、まずは区として現状をどのように分析して取り組んでおられるのか、改めて教えてください。

そしてまた、中小企業の企業力及び生産性を向上させるためにも、来年度に向けて、区の事業については拡充が必要だと考えておりますけれども、そのお考えについても教えてください。

地域の中に存在している中小企業は、その地域の商店街に加入している事業者も多くいらっしゃることから、中小企業の企業力の向上を図るということは、次の項目にあるNo.31の商店街の活性化というものにもつながっていくものであると思っていますので、非常に重要な取組だと思いますので、よろしくお願いします。

○白石委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 中小企業の企業力向上といったところで、現状の区の認識といったところでございますけれども、委員、今、お話しいただいたとおり、物価高の動向であったり、人手不足の問題ですね、あと、相互関税のお話も、今年度に入ってからはやはり出てきたというところがありますので、経済なんですけど、国内外を含めて、様々な情勢に左右されるといいますか、先行きを見通すのはなかなか難しい現状にあるのかなというふうに認識はしてございます。

その中で、そういう先見の明のない中で、企業がどのように自身の力でその波を乗り切っていくか、それを支援していくところが、行政の施策としても大切なというふうに考えていて、経営基盤の強化、これが一番大切なポイントかなというふうに認識しているところでございます。

具体的に、それこそ今後の拡充みたいなところも含めてというところでございますが、持続可能性向上支援補助金、生産性と省エネといった補助金もございます。あと、各種認証取得や、知的財産なども、企業の基盤ですね、それを強化するのに非常に重要なテーマという

ふうに考えてございますので、そういう補助金、これまでもかなり拡充するような形でも取り組んできましたが、これが今後、ニーズ感を含めて、展開できないかどうかというのを引き続き検討していくかなというふうに考えてございます。

また加えて、リスキリングですね、人の生産性を上げていくときに、人手不足の中でどうやって生産性を上げるかとなると、やはり従業員の方のスキルアップといったところが非常に重要になるかなと思っております。人材育成、リスキリングといったテーマも、今後、重要な課題として取り組んでいくべき内容かなというふうに認識しているところでございます。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、現状について、どう把握されているかというところをお答えいただいたんですけども、国内外、様々な情勢に、企業の経営状況というのは左右されるもので、一概に先行きがこうだというふうに確実に言えるものはなくて、コロナ禍だって、想定していないときにいきなりああいうことがあって、企業の方々とか非常に苦しい思いもされているので、先行きが見えないので、経営基盤の強化というのが重要だというのは、本当にそのとおりだと思っております。

で、持続可能性向上支援補助金、知的財産権の取得とか、認証取得ですね、持続可能性向上支援補助金は、省エネ設備と生産性向上があるんですけども、令和5年度にやったときに比べると、ちょっと申請要件が結構、従来どおりになったといえばそれまでなんんですけど、計画を提出したりとか、あとは省エネだったら診断を受けたりとか、ちょっと要件が厳しくなっていて、それで申請をちゅうちょしてしまっている方とかもいらっしゃるとは思いますので、そして、申請支援機関というんですか、ちょっと正式名称で言うと認定経営革新等支援機関、中小企業庁が定めている、そちらで計画を策定——策定は、自分でしてもいいんですけど、そこで認証を受けなければいけないということで、ただ、策定自体もなかなかできる方は少ないのかなとも思っておりますので、ちょっと零細企業だったりとか中小企業の方とかは。

なので、そういう場合に、そういう支援機関の方へのアクセス方法がなかなか難しいと。商工会議所にいたりとか、取引先銀行、金融機関さんとかがそういうところの認定支援機関になっている場合とかは、無償でやってくれたりとかできるんですけども、大抵は士業の方とかに行かなければいけないんですけど、一覧でばーっと、何かざーっとすごい量の方々が、東京都とかで検索すると出てきて、アクセスしたことない方に、急にどうやって連絡を取ればいいのか分からぬとか、ちょっととまどっている方もいらっしゃるので、そ

ういったところは、区のほうでもちょっと御相談があつたら、ただ、その方、誰かを選んだことによって、その人が計画を策定して、それが通るかって、またそういうルートになつていくので、責任をそこまで追い切れないというところはあると思うんですね。ただ、それでも、案として、いろいろとこういう方々、近くで登録されている方、いらっしゃいますよとかを丁寧に御案内していただけたらうれしいなというふうに思っております。

リスキリングについても、先日、本会議一般質問でも私も述べさせていただいているんですけれども、企業力向上のために、事業戦略とか将来像を見据えて、企業が事業の成長変革に必要となる職業能力を従業員に取得させるということで、人材を、全部新しい方を探つていくというのも、なかなか今、難しい状況になっておりますので、今いる方をスキルアップというのが本当に重要なとおもいますし、こちらもこの資格取得に限らずに、何か幅広く認め、そうですね、リスキリングの対象になっているというのが非常に重要なのかなと思っておりますので、こちらで実施したことによって、今後の検証としては、企業の方々がそれをどういう講座とかで活用されて、それで企業でどういう声があったのかということまでちょっとまとめていただけたら、今後のいろんな文京区の中小企業に対する施策とかにもつながつていくのかなと思いますので、こちらはぜひよろしくお願ひします。

知的財産権の取得費補助金については、知的財産権というのは、侵害されやすいものでもございますし、目に見えるものではないので、同時にいろんな方が使い得る情報というところがございますので、そういったものを知的財産権ということで、登録といいますか、そういったことをして保護するというのは、非常に重要ですので、こういった補助金がちょっと前からできていましたけれども、できているというのは、非常に重要なかなと思っておりますし、意外に利用者が多い、私があまりないのかなと思っていたら、案外多いということも聞いておりますので、ぜひ、これは引き続き行っていただきたいんですけれども。

ただ、前提として、特に中小企業だったり零細企業の方って、知的財産権自体があまり分からぬ場合もあると思うんですよ。ちょっと複雑ですよね。だから、自分が扱っている商品だったりそういったアイデアみたいなものが知的財産権として登録できるものなのかとか、そういったものとかを、前提知識を教えるような講座だったりとか、何か教えられるような機会をさらに設けるのが一番いいのかなと思っております。

というのも、私の下にも結構相談とか地域の例えばケーキ屋さんだったりとか来て、こういうのって登録できるのかなとかって聞いてきたりすることもあるんですよ。でも、やっぱり、ちょっと自分で調べても何か難しいみたいなんですね。そういったところがあるので、

で、私も著作権相談員というのも登録して、試験を受けて、何かやっているので、ちょっとそういう相談が来たりはするんですけども、なので、区としても、そういうたハードルの高い、知らない方からするとハードルの高い内容になっていますので、ぜひそういう方々のサポートもやっていただければと思っております。

認証取得についても、今後も情勢がそういう情勢ですので、継続して、さらに拡充してやっていただけるようなことなのか——拡充というか、やっていただけるのかなと思っておりますので、引き続きお願ひします。ここまでで……。

○白石委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 まず、認定支援機関のところですね、生産性のところの支援、先ほど町会の補助金のお話もありましたけれども、やはり申請手続において、生産性のところを見るためには、必要な書類ということでお願いしているところではございます。ただ、御指摘のとおり、その作成に当たってのところで、かなり難しいといいますか、アプローチの部分を含めて、それこそ経済課の職員、あとは、これについては東商とかも相談の窓口としてなってございますので、そこは協力し合いながら、中小企業支援員も回る中で、そういうアプローチというか、どこに相談したらというのも、共に相談に乗っているような状況でございますので、引き続きそれを丁寧に対応していきたいというふうに考えてございます。

リスクリミングのところですね、今年度から資格取得を外した形での資格取得がないものも対象という形で行っております。まだ途中という形なので、具体的なところの検証までは至っていない状況ではございますが、今後出てきた実際の利用の状況ですね、そういうものを踏まえながら、次年度のところにつなげていければなというふうに考えているところでございます。

最後に、知財のところの研修といいますか、やはり中小企業の中で知財の重要性の理解といったところ、ニーズ感の高さは、やはり中小企業が大企業と価格交渉するではないですけれども、自らのプロダクトをアピールする、闘っていく材料としてやるために、知財の重要性というのは非常に大切なものがございまして、ただ、それを認識していただくためのセミナーの開催、中小企業の委託、各種セミナーを委託して実施などしてございますので、様々な研修の機会を捉えながら、周知はしていきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、認定支援機関についても、経済課さんとか東商さんの職員さんとかと連携して、御紹介いただくということで、私も、今まで10件以上ですかね、

誰か紹介してくれませんかって言われたりとかしたこと也有って、最初にスタートがちょっと分かりづらいというか、アクセスしづらいんだなというのは、ちょっと感じているところで、丁寧に行っていただければと思います。

リスキリングについても、資格取得じゃないものも対象になったということで、今後、どういったものとかにも広がっていって、皆さん活用されて、それがどう企業力向上に結びついたのかということを、ちょっと実績としてまとめて、また御報告いただければとも思っておりますし、知財の重要性についても、セミナーの開催とかも今もやっていたいしているということですけれども、さらに、例えば回数ですか、受講しやすさとかも検討の上、一人でも多くの方が、自分が普通に——多分、知識がない方だと、それが守られるものなのかとか、例えば登録とかいろいろすることによって、確かに大企業さんに交渉するときとかには、あ、こういうところもちゃんとやっている企業さんなんだねという印象も与えられると思いますので、その企業の方々の売上げですか経済力のさらに向上になっていくと思いますので、そこは引き続きお願ひいたします。ありがとうございます。

続いて、もう一点だけ、私、質問したいところがございまして、令和7年度行財政運営点検シートのほうの行財政運営の視点1、区民サービスのさらなる向上、2の部分について、質問したいと思います。

まず、各種証明書発行手数料の支払い及び公金の納付において、キャッシュレス決済端末やオンライン決済フォーム等を活用し、キャッシュレス化を推進しますとのことです、各種証明書発行手数料の支払い及び公金の納付におけるキャッシュレス化について、現状及び今後の課題について、教えていただけますでしょうか。

○白石委員長 野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 各種のキャッシュレス決済の状況でございますけれども、例えば令和6年度はふるさと歴史館の入館料ですか、あとは戸籍住民課の各手数料ですね、こちらを今、キャッシュレス化しているという状況でございます。今後につきましては、もちろん拡大の意向でございまして、各所管課のニーズを捉えながら、情報政策課で恐らく一括して機器を調達するような形で今後、展開していきたいと考えているところでございます。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。ということは、戸籍住民課の郵送請求についても定額小為替じゃなくて、キャッシュレスでも今いける感じになっているということなんですか。

○白石委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 窓口におけるキャッシュレス決済については、今、情報政策課長が御答弁申し上げたとおりでございます。

郵送請求につきましては、窓口もそうなんですけれども、今現在、2階の戸籍住民課のほうにつきましては、証明発行業務について委託をしておりまして、委託事業者がそのキャッシュレス決済のシステムを使えるかどうかとか、そういったハードルが一定ございます。ただ、他自治体の事例を見ていくと、できるようになってきているところも増えておりますので、ここにつきましては、委託事業者のほうは対応ができるかどうかというところを踏まえて、検討していくという形になります。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。分かりました。窓口ではキャッシュレスで、郵送については、今後、システム、委託の業者さんの状況、対応できる状況なのかというところで考えていかれるということで、確かにほかの自治体さんとかも実証的にやっておられたりとか、L o G o フォームとかを使って、たしかやっていらっしゃったような気がするんですよね。なので、システム的にやろうと思えばでき得るとは思うので、委託の業者さんがそれに対応できる内部のスキルとか、連携できるシステムを持っているとか、ちょっと私はここでは分からぬのであれなんですけれども。

で、定額小為替の使用とかは、何か有効期限の管理ですかとか、1枚200円とかで、そういったものを、例えば、いろいろ士業の専門家の方とかは、よく請求するんですけども、申請するときに、そういう管理も大変だし、キャッシュレスがあったらうれしいというような声も聞いておりますので、ぜひ、そちらは前向きに検討していただければと。定額小為替を使うというところがあまり現代に即してないといったらあれなんんですけど、ちょっと私も何度も買いに行ったことはあるんですよ。自分も請求、他自治体にするときとかに。何か買うだけでも手数料も取られるし——あ、発行するだけで。それで、結構何か大変なんですよね。なので、そこら辺は、DX化が今こんなに推進されているので、そこもぜひ積極的に行っていただきたいと思っております。

あと、こちらの部分で、外部からの攻撃や情報流出等に対する情報セキュリティ対策を強化していきますという記載があるんですけども、近年、国内外において、政府機関等に対するサイバー攻撃とかが続発しておりますね。サイバー攻撃というのは、攻撃の実行者の特定が難しいとか、攻撃の被害が潜在化する傾向がある。そして、国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴がありまして、国のみならず、私としては、自治体においても、サイ

バー空間の脅威に対する対応能力の強化というものが本当に今、求められているのかなと思っているんですけれども、文京区に対するサイバー攻撃ですかね、発生状況等というか、現状を、答えられる範囲で教えてください、秘匿情報もありますので。

○白石委員長 野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 今、委員からいただいたような具体的な文京区に対するサイバー攻撃というものは、現時点では認識はございません。ちなみに、文京区の情報セキュリティを担保する仕組みとしましては、これは文京区だけではなくて、東京都全体ですけれども、東京都がセキュリティクラウドというサービスを設けておりまして、必ず外部とつながるときは、そこを通じてインターネットなどつながっていくということで、東京都が一時的なゲートになってくれているというところです。ですので、日々、そこには様々な攻撃があるかと思いますけれども、そこで抑止になっていて、最終的に文京区には脅威が届いていないというような状況でございます。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、ちょっと私も勉強不足でしたけれども、東京都が、情報セキュリティクラウドで、一時的なゲートをやってくださっているということで、今のところ、文京区にはサイバー攻撃されたというような認識がないというか、事実認識がないというところで、ちょっと安心はしたんですけども、こういったものもどんどんと手口とかも、どんどん進化といったら語弊があるんですけど、進化していくものですので、ぜひ、今後もサイバー攻撃とかそういったものに対するセキュリティというものは非常に強化していただきたいと思っております。

最近、個人に対してもいろいろ、サイバー攻撃じゃないんですけど、サイバーセキュリティの問題とかが生じ得ているんですよね。例えば私とかもSNSをやっているんですけども、海外から私のSNSにログインしようとしている履歴とかで、緊急アラートみたいのが何か連絡が来ることとか、最近何度もありますて、だから、いろんな危機に個人もさらされている。そして、多分、自治体とか国レベルでもさらされているような時代になってきたんだなと思っておりますので、ぜひ、今後、自治体自体のサイバーセキュリティの強化もうですし、サイバーセキュリティというものがどうして重要なのかというか、その基本知識とかですけれども、そういったものを区民とかにも共有するような場とかもつくっていただければと思っております。よろしくお願いします。

○白石委員長 では、田中香澄委員。

○田中（香）委員 総合戦略の点検シートをまた報告してくださいまして、ありがとうございます。

第1期の総合戦略も経験して、今、二順目になって、その今回点検シートを出していただきました。先ほど課長のほうからも変更点を伝えていただきました。実は、昨年、私もいろいろ意見を申し上げる中で、今後の展開とその事業の見直しというのは分けられているんだけれども、実質的には重なる内容もあるし、統合したほうが分かりやすいんではないですかという提案をさせていただいて、それを受けていただけて、本当によかったですと思ったし、実際に6年度と今の点検シートを比べて、本当にすっきりして見えているというようなこと、今、実感をしております。

そこで、改めて総合戦略の戦略シートにした当初の経緯みたいなのを改めて振り返ったときに、最初、経過期間中であっても柔軟に組み替えたりできる、そういう機動的な総合戦略ですということで言ってくださいました。加除式というような意味合いで、シートということだったんですけど、本当にルーズリーフみたいにすれば、ちょっと最初はいいんだろうと思ったけれども、やっぱりお金もかかるし、いろいろメリット、デメリットがあるから、一冊のこういう本になりましたと。それはそれでいいんですけども、さつき名取委員も触れていたとおり、スクラップ・アンド・ビルトというのは、これからすごく重要になってきて、私たちも区議団で区長に御要望申し上げるときに、どんどん増えていってどうするかということが、会派の中でも課題になっていて、やっぱり英断していかなきやいけないということ、大事なんだろうというふうに思うんですね。

で、実際にシートを自由自在に組み替えられるというイメージで、第1期のときから関わさせていただいたんですけど、そういうことってあったんでしょうか。コロナが、1項目だけあったかなという記憶はあるんですけど、どうなんですか。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 委員御指摘のとおり、現在の「文の京」総合戦略でございますけれども、期間中、状況の変化に応じて柔軟に変更できるというところをコンセプトとしているところでございます。これまで主要課題の変更でございますけれども、第1期のときには、委員御指摘のとおり、コロナのところというものが途中で変更ということがございました。現在の第2期で、期間中に変更したものはございませんが、第2期を作成したときに、No.11の高校生世代の支援というところが区の新たな課題として追加したというところで、隨時、柔軟に取り組んでいるところでございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 そうです、そうです、高校生の世代のことを書き入れていただきました。ということなので、例えばこれからは、若者施策とか、あるいはお一人様が増えてきたから、お一人様政策についてとか、いろんなことに、幅広くし過ぎちゃうといけないんですけれども、やっぱり新しいものを入れていく、何かを削るというか、スマートにさせていくという、そういったことがなかなか、それほど機会がないから、見える機会がなくて、あれ、思ったよりそういうことがないんだなという印象になっていますと。

それは何かちょっともったいないのかなというふうに思っているので、もう少しそういうことを見せてもらったほうが、あ、そういう趣旨で総合戦略をつくったよねというふうに、一緒に共有できるかなと思っています。

あるいは、例えばシートもボリュームがだんだん増えてきて、これ採用されるかどうか分からないですけれども、例えば子育て支援も、ニーズ量と質の担保みたいなことで、もうシートも分けたほうがいいんじゃないとか、そういうふうに一部なっているかもしれないですけど、そういうことだったりとか、あるいは、そうやって若者施策が必要ですよねといって、シートを増やしていくとかということは、これからやっていくべきだらうなと思っていますのが1つと。

戦略シートの進行管理の仕組みの中で、戦略シートが出ますと、その次に点検シートが出ますと、その後に重点施策とか予算が決まりますと、それでまたバージョンアップした戦略シートが出ますという、そういう流れですけれども、その中で、そういったスクラップ・アンド・ビルドの、では組み替えようとか、それからまた増やしていくこうということが、どういうふうに議論されているのかなというのは、ちょっとお聞きしたいなと思いますね。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 期間中の柔軟な対応というところでございますけれども、先ほどシートについては御答弁申し上げましたけれども、例えば令和6年のときにございました事業単位でいいますと、例えば誠之小学校の改築ですとか、当時ございました高校生世代への育成の支援金、こういった事業は一定程度見込みが立ったというところで、事業は終了という扱いにして、このシートから削除しております。

一方、例えば今回でいいますと、訪問系の障害福祉サービスの事業所の人材確保対策支援事業ですとか、また、AEDの設置促進というのは今後進めていくというところで、事業としては追加をということで、事業単位の入替えはしているというところでございます。

主要課題シートごと変えていくかというところにつきましては、状況を見まして、例えば若者施策でいいますと、今年度中の若者計画の策定に向けて動いておりますので、その中で、区として、来年度以降どのように取り組んでいくかというところは、組織ですかこういった主要課題をどうしていくかというところと併せて検討していきたいというふうに考えております。

また、進行管理上のスクラップ・アンド・ビルトというところでございますけれども、今後、今回の点検評価を基に、重点施策の取組につなげてまいりますけれども、各所管から重点施策の提案を受けるときには、そのシート上で、例えばほかの事業と統合できないかとか、この事業を廃止できないかと、そういったところもあれば、ぜひ積極的に出していただくというふうにお願いをしておりますので、可能な範囲、そのような方向で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。新しく総務区民になられた委員の方たちもいらっしゃるし、私のように毎回総務区民委員会に参加させていただいている人間とまたいろいろ取組というか、違うかもしれないんですけども、ずっとこの二順目と一緒にやってきている者からすると、やっぱり効果測定といいますか、平素の6年度から7年度に当たって、どういうふうにそれが解決したのかということがやっぱり注目するところだし、それを目指して総合戦略をつくってくださっているし、実行してくださっていると思うので、それが何かやっぱり、報告していただいているんですけど、それをもう少し見えるように、説明するときも、そういったことも丁寧にやっていただけるといいのかなというふうに御要望はさせていただきたいと思っています。

見せ方になりますけれども、中身は、あまり今日はお話ししないというふうに私は思っておるんですけど、見せ方については、令和7年3月に、「文の京」のSDGsという電子ブックを出していただいたんですけど、これ実は、本当に私も知らなくて、御報告をしていただいてないなという、これはちょっと寂しい思いをして、拝見をしたんですけども、それを、その御報告のことに関しては、ちょっとどういう経緯だったのかなというのはお聞かせいただきたいんですが、これ私たち、SDGsとひもづけて、しっかりと目標達成に向かってやってくださいということで、推進をしてきた会派としては、ありがとうございますということで、また内容も、イラストだったり、写真が入っているので、すごく分かりやすい仕上がりになっています。

こういったことを今の総合戦略にももっと活用するべきだし、これが本当だったら、総合戦略ができて冊子になったときに、やっぱりセットになって見せてもらうべきものだったなというふうに思うので、それは今後、そういうタイミングのときは、そろえてやっていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、見せ方、グラフや写真の入れ方ということではあるんですけど、例えばグラフも、このグラフが、この紙面の量の取り方として本当にいいのかどうか。いろいろ細かい文字で細かな課題だとか展開を書いていく中で、どーんとグラフがありますと。このグラフの選定については、もう少し工夫が必要なのではないかなと思うところが散見されているような気がしております。そのあたりの御見解を教えていただきたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 全般的に見せ方という御質問でございますけれども、SDGs電子ブックの経緯でございますけれども、こちら、この第2期から、各主要施策ごとにSDGsの17のゴールとひもづけをしているというところで、冊子のほうには掲載をしているところでございます。

見せ方として、逆引きで、SDGsの17のゴール側から区の重要課題がどのようにひもづいているかが見えたほうがいいのではないかというところを踏まえまして、今年の3月に電子ブックでホームページの掲載メニューとして、作成をしたという経緯でございます。

すみません、議会報告は、というわけで、していなかったところでございますけれども、今回、点検評価を御報告させていただいておりますけれども、併せて、これを区民の方に知っていただくために、今後、10月下旬から11月上旬に区民協議会がございますので、そこに合わせて、区のホームページのほうで、より分かりやすくしていきたいと思います。こちらのSDGsブックも、非常に見ると分かりやすいものなんですけれども、ちょっと私どもの取組として、まだ多くの方に見ていただけているという状況では正直ございませんので、今後、さらに多くの方の目に留まつていただけるような工夫を、意を用いてしていきたいというふうに考えております。

また、グラフとか、また例えば写真ということなんんですけど、主にグラフということかもしれませんけれども、その見せ方というところでございますけれども、我々のほうもちょっと工夫はしているところでございますけれども、今の委員の御指摘も踏まえまして、今後の区民委員の皆様のお声も聞きながら、見せ方でいいことというのは、決してゴールはないと思うので、どんどんブラッシュアップして、よりいい見せ方を工夫して、皆さんに伝える

ような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。報告は、ぜひ丁寧にやっていただきたいなというふうに思います。

グラフの選定のことでの、53ページの認知症の高齢者の棒グラフがあるんですよね。認知症の高齢者の推移って、すごく大事だと思うんですけれども、何かこういうネガティブな感じのグラフがどーんとあるだけじゃなくて、だったらそういういた施策、それにイベントだとか事業をこんなふうにやって、こんなふうに理解する人を増やしたよということをセットでやっていくとか、そういうふうに何かグラフを載せる部分はもう少し、一つ一つ見ていただきたいなというふうに御要望申し上げます。

それから、例えば学校の施設の改修とか、35人学級にこれからしていきますというときに、やっぱり公共施設マネジメントが関係してきますよねというところで、本当は総合戦略の中に、いろんな計画がそこにひもづいているわけじゃないですか。それで、全部で補完して、文京区の区政を前に進めていますという、私、そういう理解なんですけれども、なので本当は、総合戦略に全部それがひもづけられるように、リンクを張るとか、計画のリンクを張っていくとか、何かその先には細かくこういう計画、子育て支援計画に、地域福祉計画にとか、そういうふうにして、ここに書き切れてないところはやっていますというようなことを、この一冊に網羅していくということもあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それは一つ、御意見を聞かせていただきたいというふうに思うのと。

あとは、これから小学生や中学生のデジタル教科書もそうですけれども、QRコードをかざして動く資料があつたりとか、動画が見せられるというようなことなので、ちょっとずつプラッシュアップしてくださるということなんんですけど、写真やグラフや、あるいはそういう動くようなもの、で、やっぱり写真が1枚もないから、何かそこに人のぬくもりもないし、総合戦略、ちょっと固いなみみたいな感じに今なっていますけれども、そういうことで見せる工夫はしていただきたいというところです。

あと、今後の展開で、これから重点施策が少しにおわされているのかなというふうに思うんですけども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 こちらの総合戦略は、5つの基本政策を定めておりますけれども、こちらはそれぞれ、環境面ですとか福祉面ですとか、そういういた個別計画がございます。そちらとひ

もづいているものではございます。どのように見せていくかというところは、ちょっと工夫をしてまいりたいというふうに思っております。

また、例えばQRコードですとか、写真、動画というところでございます。現状のシートは、ちょっとレイアウト、なるべくシンプルにというところでございまして、現状は載せていないというところでございます。例えば工事、ハード面の事業などもございますけれども、そういったものは、例えば進捗は写真があると分かりやすいというところもあるかと思います。

一方、ちょっと容量を食ってしまうという課題もございますので、そういったところ、そもそも載せられるのかというところと、載せるならどういうものがいいのかというところもちょっと今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長 3時になりましたので、一旦休憩を取って、3時半から再開したいと思いますが、委員の皆様に申し上げます。昨日はじめ、補正予算、総合戦略等、しっかり御議論いただいていることは、すばらしいことだと思いますが、あと報告案件が7件残っています。残すところ90分を7で割ると14分という形になります。一般質問もやりたいという方もいらっしゃいますが、できないものと考えながら、その辺の運営に御協力いただけるように、できますか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 では、理事会も開かず、そのように決定させていただきたいと思います。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○白石委員長 それでは、時間前ですけれども、再開をしていきたいと思います。

では、田中香澄委員、よろしくお願ひいたします。

○田中（香）委員 様々、見せ方については、またこれからもブラッシュアップしていただきたいと思います。確かに動画とかやったら、もうどれだけ容量が大きくなるのかという話もありますし、でも、それぞれシートにもQRコードを載せていただいて、最新版を見れるようにもしていただいている、本当にそのあたりは脱帽するぐらい、ありがとうございますというか、いつも本当にそういうふうにしてきめ細やかに更新していただいていることには感謝申し上げます。

そういうシートを増やしたり、また統合していったりというようなことは、今後もやる必要があるし、またその説明をしっかりやっていただくということは、私たちにも大事だし、

区民の方にもしっかりと伝わるようにやっていただきたいなというふうには思っています。

それと、ごめんなさい、最後に、内容に触れないと言いながら、ちょっと宮本さんにお願いをされたことだったんですけど、さっき、これから重点とかが発表になるというところであります。例えばなんんですけど、48ページに、主要課題15、地域共生社会を目指した包括的な支援体制の強化というところがございます。これから重層的支援体制の整備とかということがすごく重要だというふうに思っているわけなんですけれども、「つながる相談窓口」とか「アウトリーチサポートー」とか、こういうことを区はしっかりと考えてくださっているのかなというワードが出てきております。そういうことを所管は取り組もうとしていて、仮に重点になっても、ならなくとも、そういう意欲みたいなのを感じ取ることができるのかなと、これ私、勝手に、うちの内部ではそういうふうに見ているんですけど、このあたりは、課としてはどういうふうにして取り組んで、書き込んでいるのかということですね。

所管課が本当に、さっき申しましたとおり、重点になっても、ならなくとも、うちはこれをしっかりとやっていくんだという意欲がやっぱり見えるということが大事だと思っているんですよ。そのあたり。

あと、ここに書き込んでいるボリュームがそれぞれ、すごくシンプルなところとがっちりなところといろいろあるなというのが率直な感想なんんですけど、そのあたりはどうなんですかね、教えてください。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 来年度に向けての方向性というところでございますけれども、委員御指摘のところも含めまして、今回、その成果や課題は何かというところを点検・分析した結果ということでございます。やはりこうしたところが所管課として、今後の予算要求ですか、重点施策の提案につながってくるものでございます。委員御指摘のとおり、重点に認定されるかどうかというところ、また予算がどのように計上されるかというところは、今後、区の中で検討していくものではございますけれども、いずれにいたしましても、所管課としては取り組んでいくという方向性が示されているというところで考えております。

（「ありがとうございます。結構です」と言う人あり）

○白石委員長 続きまして、金子副委員長。

○金子副委員長 では、ちょっとまとめて聞きますが、実は、この主要課題の番号でちょっといきますけど、全体として、今、人口23から4万になるんですかね、住民の皆さんのがん

なニーズや要求をかなえていくという上で、ハードや土地やインフラの拡充というのは、全体として、もう本当に必要になっているという側面の主要課題が、例えばNo. 4の放課後の居場所で、育成室の待機児加速化ということで、実際の数字としてはなかなか加速化していない。努力しているのは分かるんだけど。だから、民間提案方式じゃなくて、やっぱりそういうインフラを確保してやっていくと。確保してやっているんだけれども、さらにそういう提案方式じゃなくてというようなことで。

それから、例えば7番のところにいくと、共生力の育成というんだけれども、特別支援教育についても、これちょっと書き方が、これから必要性が増えていったら、新設・増設しますということで、増えていったら、ハードも増やしますというか、床も増やしますというふうに見えるんだけれども、それは当然なんだけれども、何か文教委員会でも話題になったみたいなんですけれども、当然、それはやっぱりハード、インフラ整備、確保というのが必要になってくるんですね。

それから、No. 9のところ、学校施設改築・改修で、順次やっていて、同時3校、これからもまだ2校続くということですけれども、先だって東京都全体の中学校校長会、それから副校長会の先生方が東京都教育庁に申入れされたんですね。35人学級は、8年度に国の措置で1年生になるんだけど、それじゃ困ると、一気にやってくれと。それは教員の確保とか、そういう問題も含めて、ちょっと細かいこと、全部展開できないんだけど、とにかく一気にやってくれと、中学校の校長会、副校長会が申し入れているんですけど。そうすると、中学校は比較的余裕があるところもあるけれども、そうじゃないところももちろんあるわけで、この点で、やっぱりさらなる対応を求められる。

それから、12番の子どもの発達というところ、放デイの拡充、これは区立で一つ、ロードというのを音羽のほうにつくっていただきましたけれども、これもまだまだこれからというものもあるわけですね。

それから、No. 22の障害者の自立とあるけれども、ここは障害者グループホームについては、書きぶりとしては実績なしと書いてあるんですね。だから、補助拡充というふうにいつも厚生委員会で話題になる、報告があるんだけれども、御答弁があるんだけど、それのやっぱり限界が見えてきているんじゃないかなとかですね。

それから、19番の高齢者の居住支援といつても、これストック活用と家賃補助の問題というのはずっと議論があるんだけれども、インフラということでね、必要なんじゃないか。

それから、もっと具体的に言うと、21番、主要施策の介護基盤の整備というところで、こ

の間ずっと旧区立特養の改修工事を、大規模改修をやっていただいているんだけれども、次は白山の郷に入って、その後千駄木だという話になっています。千駄木では、法人の入替えがこれから本格化するという話は昨日やりましたけれども、例えば千駄木の郷なんかについては、保健サービスセンターと、形式的には実は合築形式なんだと。そうなりますと、思い切って、保健サービスセンターの老朽化というのも検討されているという話になっているので、保健サービスセンターのほうに新しい特養を造って、一方通行のほうに、手前のほうに、保健サービスセンターを持ってきて、そこに、さらに一方通行手前にある本郷図書館に合築してある汐見の出張所を、ちょっとあれ、出張所廃止したときの瞬間の形式なので、保健サービスセンターのほうに合築するとかね。

その間、では保健サービスセンターをどうするんだといって、私たちは6月の本会議でちょっと聞きましたけれども、向丘一丁目に民地がありますよという話もしましたけれども、そういうのを全体考えて、今、言ったようなハードやインフラの整備というのをどんどんやっていくということが必要なんじゃないかと思うんですね。

それで、そういう点では、先ほど本駒込の土地、それから行財政のところで、山本委員が聞かれたように、結局、あの話でいくと、あれ購入するわけですから、本駒は。最後の、住民の皆さんとの、それ本当に頑張っていただきたいんだけれども、私たちも頑張るということ。それで、国との関係では、買うわけで、その最終的な詰めというか、締切りというのはどういう形になるのか。その点についても、一つ御説明いただきたいんだけれども、そういう区民ニーズを充足させていく上で、行財政のシートなんかに書いてある、インフラ確保とか整備というところには、例えば公有地の確保なので、書いてあるのはね。今、持っているものの転換とかなので、買っていくという話はやっぱり付け加える必要が出てくるんじやないかというふうに思うんだけれども、いかがですかというのは最初の質問。

それから、まとめてね、44番、20番、34番で全然違うような施策のように見えるんだけど、44番の地球温暖化対策ですね、ここは今や、毎年一番暑い夏が続いていて、気候危機対策というふうな名称に例えばバージョンアップして、例えば、それで20番のところで、ひとり暮らしの高齢者の皆さんを地域包括の職員が見守りというか、回っていますよね。そういうのに類する施策というのもいろいろあると思うんだけど、酷暑対策というのが、やっぱり全体連環させて、必要になってくるんじゃないかなとか、それから34番も、誰もが来たくなる文京区なんだけど、文京区の場合、まち歩き観光ということで、この項目の中に、展望台が再オープンしたらということも書いてある。それでやっていただいても構わないんだけど、真

夏に歩くというのは、それはなかなか大変だけど、今年の夏に向けて、給水ポイントとか、涼み処、あれ旗を作つてやりましたよね、ああいうのをやっぱりやって、多少暑くとも来れますよみたいにやって、やっぱりまち歩きすると地域が潤うというような形をつくっていく必要があるんじやないかというふうに思う。

そういう点でいくと、それらのところは、気候危機対策というようなことで、関連するようなところをまとめて、さらにバージョンアップさせていく必要があるんじやないかなというふうに思うんだけれども、いかがかということです。

それから、3つ目の固まりとして、No. 6の新しい時代の「学力」向上と、ここで国際バカロレア機構との協力、覚書というのがあるんですけども、私もこの間のシンポジウムを動画で拝見しました。最初に、成澤区長さんが御挨拶されていて、これ何で始めたかということを御挨拶されているんだけれども、学力テストの平均点こそトップレベルなんだけれども、能力も高いと。だけど、情報を集め、調べる力とか問題解決のところが課題があるだろうというふうにおっしゃっている。

学力テストというのは、当初、文科省も、この結果というのは特定の一部分なんだと。これを指標にして何かやるというわけじゃないんですよというので始まったものなんですね、もともと。

それで、こういう形でやっぱり活用されるということ。それから、そういう形で区長部局からサディスチョンしていくという、総合教育会議というツールを使ってね。これは、やはり介入に当たるんじやないかということで、危惧をしてきたと、3月の予算委員会でも言いましたけど。だから、そうなると、この点で、これは当初2015年の教育基本法の改定のときに合わせた条例改正のときに、区側もこういうふうに言っていたんですよ。教育の政治的中立、それから継続性や安定性を確保するということは非常に重要だというふうに考えております。危惧するという声が議会でも相次いだんですね、幾つかね。だから、そういうような危惧が現実のものになっているんじやないかと思うんだけれども、それは今、どういうふうに考えているのかというのを聞いておきたいということあります。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 まず最初にいただきました、公共施設マネジメントの関係でお話をさせていただきます。

様々、施設の課題につきまして、副委員長のほうから具体例をいただいたところでござります。公有地全体の活用方策も見据えながら、公共施設の効果的な活用だとか、必要に応じ

て用地の確保を行うことだと、全体の最適化の視点を持ちながら、進めていく必要があるかというふうに考えてございます。

また、施設の長寿命化を図りながら、ライフサイクルコストの削減も図っていく、あるいは更新等の機会を捉えて、公共施設の集約化とか複合化だと、また新たに土地取得をするだけじゃなくて、今のリソースを有効活用しながら、進めていくことが大事かなというふうに考えてございます。

先ほど、山本委員とのやり取りの中でもお話をさせていただきました本駒込二丁目のところも、1,000平米近い国有地を取得する可能性が今、出てきているということで、区としては、積極的に地域とも御説明をしながら、国の方には強い取得要望をしているところでございます。

令和5年からこの取得要望を進めておりまして、今年度中に取得をしたいということで、国と進めているところではございますけれども、先ほどお話をさせていただきましたとおり、地域の中でも様々な御意見をいただいているところでございますので、丁寧なやり取りをしながら今後進めてまいります。

その中で、スケジュール感につきましても、一定、後ろ倒しになっていく可能性もございますので、そのあたりは、国ともスケジュール感も協議をしながら、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 まず、様々な行政課題がある中で、横串を刺した取組を進めているというのは事実でございます。委員御指摘のとおり、涼み処のところも、保健衛生部と各施設を持っている所管のほうで横串を刺して行っておりますし、またマイボトルのところも、そういう施設と横串を刺してやっているところでございます。

主要課題ですか、そこにのせる事業のどうしていくかというところは、田中委員のところでも御答弁申し上げましたけれども、今後、必要に応じて検討してまいりたいというふうに思っております。

また、No. 6のところの国際バカロレアというところでございますけれども、文京区の総合教育会議でございますけれども、法律に基づいて設置をされております。区長部局と教育委員会のほうで、必要なテーマに関して情報交換をすると、また調整をするという会議でございます。

昨年度の会議では、世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについてということで、教育委

員会のほうから議題の提出がありまして、意見交換をしたところでございます。

こうしたところで、会議のほうは適切に行われているというところでございますので、教育の政治的中立性については問題がないというふうに思っております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 本駒の国有地については、国とスケジュール感を持ってというようなことで、今の後ろ倒しということもあったけれども、やっぱり住民の皆さんとの地元での合意、それは第一義的には、新たな地主さんたる文京区が取り付けていくということで、頑張っていただくということですけれども、それはやはり住民の皆さんとのつながり、議会の役割というのもあろうかと思いますので、ぜひそれは成功裏に、ぜひ皆さんに御理解いただけるよう頑張っていただきたいというふうに思っております。

それから、政治的な中立、教育委員会制度のこの間の活用という点では、私たちは引き続き、これ危惧というか、心配な面は拭えません。それは区長の先ほどの発言に見られるように、それはやっぱり危惧の領域を、私たち、出ないというふうに思っています。この問題は、折に触れて私たち問題提起をしてきた経過がありますけれども、私が記憶しているのは、当時の企画政策部長さんだったかな、御心配にはおよびませんというふうにおっしゃった方もおられましたけれども、それが具体化、じわじわしているんじゃないかなという気がいたします。

それは、今議会で、海津委員が本会議で質問されたように、やはり人的な属性に属するとの解明が、やはり説明が求められる時代だというように私たちは思っております。それは、ひとえに区長の説明責任だというように思いますので、その点は指摘をしておきたいと思います。

それから、行財政運営のほうで2点、指定管理とか委託の手法というのは、この間ずっと取られてきた。先ほど請願のときに言いましたけれども、例えば給食調理の委託とかいうこと。やっぱり限界というか、いろいろ支障が出てきているというふうに思うんですね、総合体育館の昨日のプールの話なんかもね。その点については、検証、見直しということはもう必要だというふうに思います。このままずっといきますというわけにいかないと思う。

それから2点目として、シビックの改修がここに書かれています。この議会フロアの改修については、この間、幾らかかるのかというふうに問合せをしてきた経過がありますので、21階の仮控室も含めて、今回出た費用というのは、大体幾らぐらいかかるというふうに見積もられているんですか。最新の数値でお答えください。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 指定管理者制度につきましては、もともと、御案内のとおり、平成15年の地方自治法改正により導入された制度でございまして、本区では、平成18年度から一部施設に導入して、現在51施設に導入しております。この制度の運用に当たっては、御指摘のような個別の課題も過去にもあったところでございますけれども、制度全体といたしましては、直営の時代と比べまして、開館時間の拡大ですとか、区民ニーズに即した自主事業の実施など、区民サービスの向上が図られてきておりますし、指定に向けては、御議決をいただくなど、手続がより透明化された部分があるかと思います。

個別の課題につきましては、それぞれの所管課において、モニタリングですか、評価ですか、そういったところの中で適切に課題を把握して解決して、よりよい運営に努めていくものと考えております。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 シビックセンターの議会フロア工事の概算工事費でございますが、現在、仮議員控室を含めました議員フロアの改修につきまして、区議会からの御要望などを踏まえて、現在、実施設計を行っているところでございます。改修工事費については、引き続きコストダウンに努めるよう精査してまいりたいと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、指定管理のほうは、当初、政策研究担当課長さんのポストで、形をつくって、今は契約さんの方に移っていますけれども、この間、日弁連なんかがやっぱり自治体の運用を見ていると、例えば指定管理に関わる基本条例をつくって、コントロールしていく必要があるとか、それとか例えば国の方でも、いろんな文科大臣がこれはなじまないとか答弁されてきたという経緯がありますよね。やはり私たちは検証必要だと思います。

それから、シビックの改修の議会フロアについては、ではこの間、幹事長会で報告のあった、21階を含めて30億ちょっとという数字については、さらにコストダウンするということなんですか。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 現在、実施設計を行っているところでございまして、既存利用できるものもさらに精査して、引き続きコストダウンに努めるよう、精査してまいりたいと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、幹事長会で言った金額を言わないから、今、言いましたけれども、少なくとも幹事長会で出されたのは、30.8億円ぐらいだったんですね、足すと。だから、それはあまりに高過ぎます。極限化して、LEDの改修とトイレの改修ぐらいに留めておくべきだと思います。これは今の区民の暮らし、経済状況などから考えても、議会が率先して30億に迫る工事費をかけて改修などやるというのは、とても考えられないと、これは言っておきます。

○白石委員長 これで、報告事項1を終了いたします。

次に、総務部より1件、報告事項2「旧区立根津一丁目住宅（契約管財課）の売却について」、説明をお願いいたします。

木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 それでは、資料第2号を御覧ください。

旧区立根津一丁目住宅（契約管財課）の売却についてでございます。

旧区立根津一丁目住宅の一部につきましては、こちらの事業、令和5年2月末をもって区立住宅事業を終了した後に、売却に向けた手続を行っておったところです。その際に、財産取得した当時に登記面積に誤りがあったことが判明いたしまして、売却に向けては、更正登記をする必要が生じたものでございます。このたび、その更正登記が終わりましたので、売却に向けて事務を進めてまいります。

1の物件概要を御覧ください。

具体的に(4)なんですけれども、売却の対象となるものは、こちらの旧区立根津一丁目住宅のうち、建物番号401番から1,203番までの合計8戸でございます。いずれも、70平米前後の物件でございます。

4番の今後の予定を御覧ください。

本日の議会報告を終えた後に、今月中に財産価格審議会を行います。こちらについては、2番のとおり、今回は区が売却をするケースですので、審議会では、いわゆる売却に当たつての下限額を御審議いただくものでございます。

その後、庁内の委員会である公有財産管理運用委員会を、契約の節目節目で開催いたしまして、具体的には、11月中旬には、入札公告、入札の案内を公表いたしまして、年明け1月下旬には、一般競争入札による売却を行う予定です。その後、仮契約を締結いたしまして、今回、売却額が高額になることが想定されますので、6月で、また区議会におきまして御議

決が必要になりました、議決をいただいて、本契約となるものでございます。

御報告は以上です。

○白石委員長 それでは、質疑のある方はいらっしゃいますか。

浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。

最近の不動産情報によりますと、都心、特に山手線内における中古マンションも含めて、約70平米が1億円から1億2,000万円にまでなるという話です。非常に人気があるということと、投資性が高いということ。それから、頂いた資料を見ますと、フロアで2つずつあつたりしますよね。ということは、場合によっては、非常に大きな資本を持っている方が、どことは言いませんけど、持っている方が上限を決めずに高い額で引き落としたら、そこでの、制度上、管理運営に物すごく大きな力を持って、例えばということで、民泊をやるということも数の力で決めることが可能になってくるんじゃないかなという危惧があります。

したがいまして、ちょっと一定の何らかの工夫なりでもって、広く競売にかけるに当たつて、何らかの工夫なり、ちょっといただかないと、今後、危惧されることが生まれるような気もしますので、ちょっとその辺の御検討はいかがでしょうか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、私どもが公有財産を売却するに当たりましては、まず一応法令の趣旨を踏まえまして、原則としては、一般競争入札によって公平性や競争性を確保しながら、より高い金額で売却する必要があります。その一方で、今、委員からも御指摘がありましたような課題ですとか、あるいは、これまでおよそ20年間、区立住宅として活用してきたという経緯もございますので、この住環境としての一定の適切な環境の継続といった、そういう必要性もあるかと考えております。そのためには、この2つの要請といいますか、観点を意識しながら、ある意味、一定バランスを取った何らかの制限は必要だと考えてございます。

それで、一つ、幾つか制限は考えているところなんですけれども、御指摘の話に直結するところでいいますと、今回、8戸の売却ではございますが、一定制限をかけまして、最大でも2戸までしか落札できないような運用を今ちょっと考えているところでございます。

また、これはもう当然の話ですけど、暴力団ですとか無差別大量殺人を行った団体等の当然入札も禁じますし、また、指名停止の事業者、破産者などの入札参加も制限いたします。

その一方で、日本語を理解されて、あと最終的な金額のお支払いは日本円で行うような手続きを必須としたりですとか、あるいは、先ほどおっしゃった投機への対応といたしましては、

購入したまま何もリノベーションとかせずにそのままの状況での第三者への転売について、制限をかけるですか、さらには、そういった場合じゃなくて、一定認められる転売の場合でも、転売時に当初の入札のときに一定かけられた制限にきちっと配慮してもらうような仕組みを今、検討しているところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 今の状況で一番危惧されるのは、駒込であったような外国資本による、まとめて1棟買いがあって、そこで民泊をやるというような状況があって、そこが一番危惧されるところですので、ぜひ慎重な御検討をお願いいたします。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今の話の続きで、私も同じ問題意識で、根津だけ、文京区が売却したことを見端に、ぱっと上がるみたいなことになっては困るというふうに思うんです。

今、最大2戸までと言いましたけど、さらに、実際問題としては、1戸ずつ個別に売るというふうにすべきだというふうに思うんですね。それは転売規制は、一定検討するとさっきおっしゃっていたのかな、だからそれは必要だと思うんだけど、規制したとしても、例えば今のスキームでいったら、2戸まで買えますよと。Aというところが2戸買って、Bのところが2戸買って、AとBは実は資本関係があるとか、ホールディングスでくっついているとかね、そういうのは当然あると思うんですよ。金主のところへ行けば幾らでもあるみたいなことが今ありますからね。だから、やはり転売規制を実質的なものにすると。

それから、2戸までというと、でかいところが来るわけですから、1戸ずつということで、なるべく地域コミュニティになじむ方たちに買っていただくというのが、税金で造ったものを売るときの一つの歯止めなんだと。これは22年のときに、廃止条例のときも当時の課長さんが検討しますとおっしゃっていたから、いろいろ検討されていたと思うんだけど。

加えて、地域コミュニティということでいえば、将来的には、区も共有者でいるわけですね、保育園とかシルバービアとかね。遠い将来かもしれないけれども、そんな遠くなくて、区が建て替えるとか、全体をリノベーションするとかいうときに、区も地主として、床主としてずっといるわけで、そういうことに協力してくれとか、理解があるとか、そういうことなんかもやっぱり考えてほしいし、地域でマンションを建てるときなんかによく声が出るんだけど、町会にちゃんと入ってくださいねとか、区報を配るのに協力してくださいねとか、配れるポストを使ってくださいねとか、そんなことまで出てくるわけで、お祭りにも協力してくれるのかなとかね、そういう話。

だから、そういう地域共生といったら格好いい言い方だけど、そういうことにも留意して、区の施策にも一定協力するみたいな、それぐらいまで求めないと、区が、あれ9億円かかつたっていってね、あのとき吉村委員さんが言っていましたけれども。実質がそれで確保できるというふうにぜひしてほしいというふうに思います。それは、お願いします。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 すみません、先ほどの浅田委員への答弁でも、ちょっと言葉が足りなかつたところ、その2戸を制限するところで、基本的に8戸は、8戸まとめて売るのではなく、1戸1戸入札にかける予定でございます。その中で、1戸1戸やるんですけども、トータルでも2戸落札した段階で、もうそれ以上は入札に参加できないというようなことで、2戸までと考えたところでございます。

転売につきましても、完全に禁止をしてしまいますと、現実的にこういった物件に手を挙げる可能性の高い事業者を完全に排除してしまうことにもなってしまいますので、そこまでは難しいものの、先ほど申し上げましたように、いわゆる明らかに投機目的と思われるような転売のところについては、一定規制をかけたいなと考えております。

また、今、金子副委員長がおっしゃったように、町会とかそういったところにつきましても、強制まではできないにしても、いろいろ入札公告とかの案内の中で、そういった町会の御案内ですか、あるいは、こちら、もともと福祉住宅が引き続きありますし、障害者住宅、防災住宅とかありますので、そういった特徴のある建物だというところは、入札の段階からきちんとPRして進めていきたいと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 くれぐれもそういうことで、区の財産を売るということだけれども、中に行政目的のような施設があるということと、地域への様々な協力関係、また将来的な協力というようなことも取りつけるという点では、改めて、僕はやっぱり、2戸最大というんじやなくて、1戸にすると。それで、多様な方が買えて、コミュニティに入っていくというようなスタイルをつくるべきだというふうに思います。それは意見として申し上げておきたいと思いますので、よろしく……。

○白石委員長 以上で、報告事項2を終了いたします。

それでは、区民部3件に入ります。

報告事項3「本駒込地域センター改修工事について」、報告事項4「白山交流館外3交流館の指定管理者の評価結果について」の説明をお願いいたします。

木村区民課長。

○木村区民課長 それでは、資料第3号、本駒込地域センター改修工事について、御報告申し上げます。

概要でございますが、この本駒込地域センターは、開設以来25年たちまして、設備等の老朽化が進んでいることから、今回、外壁及び屋上防水改修、また、駒込地域活動センター内の貸室の内装改修工事及び空調改修を実施するものでございます。

工事の期間は、来年令和8年7月から令和9年の3月までを予定してございます。

工事中の対応でございますけれども、駒込地区活動センターにつきましては、フロアごとに工事を実施してまいります。このため、工事期間中は、フロアごと、貸付事業を一時中止することとなります。

ただし、工事が完了したら再開する予定となっております。

一時中止している間は、勤労福祉社会館ですとかふれあい館ですとか、そういったところを御紹介していきたいというふうに考えてございます。

なお、1階の地域活動センターの窓口業務につきましては、工事もそこほとんどやらないものですから、現行のとおり実施する予定でございます。

また、ここの2階に認可保育所が入っておりますけれども、そちらのほうもそのまま継続的に園のほうを続けていくという形になります。

今後のスケジュールでございますが、令和8年1月に、利用者説明会を行いまして、先ほどお示したとおり、令和8年7月から令和9年3月まで改修工事を行い、令和9年4月からリニューアルオープンという形になります。

次のページに、各フロアの工事の内容があるんですけども、一つ特徴といたしますと、よく利用者から要望のございました、4階の洋室A、Bにつきましては、こちら通常の内装改修だけじゃなく、よく暑いと言われた部屋でございましたので、断熱材や断熱ブラインドなど増設して、空調を改修したときに空調効率を高めるような工夫もしてございます。

こちらの報告は以上になります。

続きまして、資料第4号、白山交流館外3交流館の指定管理者の評価結果について、御報告いたします。

こちらの評価につきましては、指定管理期間5年のうち1年目である令和6年度の管理運営実績について、評価を行ったものでございます。

対象施設であります4施設のうち、株式会社オーエンスが白山及び千駄木交流館、株式会

社日本保育サービスが目白台及び根津交流館について管理を行ってございます。

評価につきましては、区民部に設置しました指定管理者評価検討会において、7月に一時評価を行ったものでございます。

評価結果につきましては、2ページを御覧ください。

株式会社オーエンスは、評価が76点満点中62点で、総合評価B、日本保育サービスは、評価76点満点中61点で、こちらも総合評価Bでございました。

なお、3ページ以降が、評価検討会における評価報告書となってございます。

御報告は以上となります。

○白石委員長 次に、報告事項5「文京区勤労福祉会館の指定管理者の評価結果について」、御説明をお願いいたします。

内宮経済課長。

○内宮経済課長 それでは、資料第5号、文京区勤労福祉会館の指定管理者の評価結果について、御報告をいたします。

勤労福祉会館の令和6年度の管理運営実績という形で、5年間の指定期間のうちの2年目という形の評価になってございます。

項番の1、指定管理者は、株式会社オーエンスでございます。

項番の2、管理運営施設は、文京区勤労福祉会館。

項番の3、評価の経過でございます。区民部に設置した評価検討会、こちらのほうで、令和7年7月の一次評価を行ったものでございます。

項番の4、評価結果でございますが、次ページを御覧ください。

分野別評価のところで申し上げますと、サービス向上の有効性が35点で、評価B、経費の効率性と管理運営の適正性については評価Cとなってございます。総合評価は71点で、Bという評価になってございます。

次ページ以降は、評価に関するその他細かい資料となってございます。

御報告は以上です。

○白石委員長 それでは、報告事項3「本駒込地域センター改修工事について」の御質疑をお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○白石委員長 では、報告事項3を終了いたします。

続いて、報告事項4「白山交流館外3交流館の指定管理者の評価結果について」の御質疑

をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 これ、率直に思うんですけれども、評価検討委員会というのが設置されてやられますよね、ここに書かれてあるのでいえば、高橋部長と木村、瀬尾さん、日比谷さんがこちらの方で、あとお二人の方が利用者なんですけど、書類等で見て、これはいいんじゃないのというのと、実際にその施設を利用して判断をするというのは、私はまた違うんじゃないかと思うんですよね。もちろん書類もね、こちら専門ですから、見て、特にお金の関係とかというのは、こちらじゃないとなかなか分からぬから、それは分かりますよ。でも、実際にその施設を利用して、そこにいらっしゃる指定管理の方と接して、サービスを受けて、それで判断されたんですか。ちょっとそのところを、私、いつも疑問に思っているんです。

○白石委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 この評価検討会のメンバーには、利用者の代表が入っておりますので、実際にこの交流館を利用した方々に来ていただいて評価を行っておりますので、きちんと利用されている方が来ているという状況でございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 私、お伺いしているのは、利用されている方がいらして、お二人の方ね、それは分かります。選考される方ですよ、方は利用されて、そこにいらっしゃる実際にサービスを行っている職員の方、指定管理の方、施設を見て、そういうことをされているんですかということをお伺いしているんです。

○白石委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 利用者の方以外でいきますと、私たちになるんですけれども、当然、私たちも通常、現場のほうにも赴いておりますので、状況も確認しております。そういった中で、全体的な評価をしていることになりますので、書面だけで評価しているということではございません。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 では、千駄木とか白山の建物についても、一応もう熟知されているということでおろしいわけですか。本当に利用してみて、指定管理の、それはサービスをされる方よね、そこについての評価だ、それは分かりますよね。でも、そちらの方は、そこの施設を利用して、お客様に、私たち利用者に対して、サービスを提供していただいているわけですよね。そこら辺のことについても、私はきっと実態把握をしてほしいなというふうに思うんです

よね。直接意見も聞いてね。そういうことを、これは実はほかのところも全部言えるんですけど、全部、私は、足を運んで、きちっとそちらで働いている方の事情も伺って、その上で判断をぜひしていただきたいということが、ちょっと今日、時間ないですから、今日は終わりますが……。

○白石委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 引き続き、我々も現場のほうに足を向けて、当然、働いている人の職員の話、利用者の話というのは、引き続きこちらのほうも聞いてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 では、金子副委員長。

○金子副委員長 目白台と根津の交流館のほうですけど、日本保育サービスに代わって、今日報告いただいていると。私、地元のほうで、根津の交流館だと、高齢者の体操とか、朝、定期的に行かれる方がたくさんいてね、声かけていただいて、見ていてくださいというので、館の方にね、様子を伺ったこともあります。大変喜ばれているから、その点では本当に役に立っているなと、交流館ね。その点は評価できるというふうに思うんです。

こここの目白台と根津は、児童館と一体のね、だから交流といった場合に、一般的な交流事業だけじゃなくて、子どもとの交流ということで、ちょっと所管がまたがっちゃっているんだけど、そういうことも期待されていた施設なんですね。

今日、ちょっとお伝えしたいのは、根津の交流館なんだけど、今年の夏暑かったから、すぐ前に公園がありまして、子どもたちが、暑いからアイスクリームを買って、児童館じゃなくて、交流館のフロアで食べていたと。そしたら、もう出禁になっちゃったと。出禁って言われたって、子どもたちがね。出禁って何なのかなって、だから出禁だよと言われたんですけど、ちゃんとルールを守らなかつたときは、駄目ですよというふうに言うと、いうことは必要だと思うのね。ちょっと出禁がね、ずっと続いているか、ちょっとまだ分からんだけれども、まだ続いているような話もちょっとあって、そういうのは、やっぱり一体の施設で、子どもが行ったり来たりして遊びという利用が実際は続いてきた施設だと思うんですよ。

だから、その辺は、この館のつくりに応じて、目白台と根津はこういうふうになっているということで、私はその点は心配しているんだけれども、きちっと実態などをつかんで、また、現場を頼んで受けている職員の方がいるわけだから、その方たちを尊重することも当然必要だと思う。子どもたちの関係、高齢者との関係、地元の皆さんとの関係というかね、そういうようなことをちょっとお伝えしておきますので、対応をきちっとしていただければと

思いますけれども、いかがですか。

○白石委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 今、副委員長のほうからお話のありました、ちょっと子どもたちが一定程度、アイスを食べていたから出禁になったという話ではなくて、その後、ちょっとここでは細かく言いませんけれども、様々いろんなことがあって、ちょっとあまりにも施設として看過できないことがあったので、出禁にしたという経緯でございますので、そこはアイスだけじゃないということは御理解いただければと思います。ただ、今は、もう多分大丈夫だと思いますので、そこはもう解除されていると思います。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 出禁ということにしたのはびっくりしちゃったんだけど、ただ、あそこは目の前の公園もあるんだけど、根津の住宅をつくったから、公園できたりしたんだけど、そこも時々、道路で遊んじゃいけないとか、時々そういうようなルールがかかったりして、さつきインフラの拡充って言ったけど、子どもが遊ぶ場所とか、なかなか苦しい面もあるんですよ、大きくなってくれればね。だから、そういう点での利用者さん同士の、また館をお願いしている事業者さん、職員の皆さんとの交流というのは、やはり折に触れてきっちと進むように、区のほうとしても目を配っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○白石委員長 以上で、報告事項4を終了いたします。

続いて、報告事項5「文京区勤労福祉会館の指定管理者の評価結果について」の御質疑をお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 勤労福祉会館、よくやっているということで存じていますが、そういうことじやなくて、すみません、ちょっと事前にお打合わせをする時間がなかったものですから、評価の点数の出し方というか、書き方というところで、例えば9ページ目の管理運営の適正性というところで、ずらっと9項目あるんですけども、配点が4点に対して、評価が3点ということなんですね。27点内でCということで、適正だということなんですねけれども、これずっとこの間、いろんな指定管理の評価を受けていて、今頃申し訳ないんですけども、この配点の、ちょっと後ろのほうを見たんだけど、ちょっと分からぬ。配点の点数の4というのと、あと8というのと2種類あるんですけども、3とか5とか10じゃなくてね。

要は、これ例えば、4点の配点のところで、評価が3で、これずらずらっと、この管理運営のところは来ているんですけど、そうすると、4点に対して3なので、もうちょっとで満

点じやないかなんだけれども、これずっと9項目足していくと、全部1点ずつ減っていって、3333で。36点満点に対して27点って、何かいまいち見せ方がちょっと寂しいなというふうに感じまして、例えばこの配点が10点満点だったら、評価が9点とかなってくれれば、90点の評価に対して81点も取れるというふうな見方になるんですけど、そうすると、何かすごい頑張っているなというふうな見方に私はなるなと思ったんですけど、その辺のこの配点の出し方とか、今さらなんですが、ちょっと教えていただければと今、思ったんですが。

○白石委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 指定管理の評価のところでございますが、資料でいいますと、2ページ目のところですかね、一応分野ごとに評価をいたしまして、最終的に勤労福祉会館の評価でいうと、総合評価としては、配点として88点満点中のところの71点という形で、80%のところになり、評価はBという形で評価をさせていただいているところでございます。

その下のところで、まさに分野別評価の見方といったところで出しておりますけれども、基本的に、区が求める業務要求水準、こちらを適正にやっていただければCで、おおむね適正であるという評価をさせていただき、区が求める水準以上のものを勤労福祉会館の中で御実施をいただいたときに、B、Aという形の評価がなされるものでございます。

今、御指摘いただいた、特に管理運営の適正性のところなどは、今回、高く評価したところは、まさにサービス向上の有効性というところで、自主事業の実施であったりとか、区民の方のアンケートの結果、そういったものを区が求める基準を上回る実績を出していただいているので、評価としてさせていただいているところなんですが、管理運営の適正性のところは、いわゆる金銭的な管理の部分であったりとか、備品台帳等の適正な運用といったところになりますので、基本的にはなかなか評価の点数としても、いわゆるここでいうところの4の評価を取るのはちょっとなかなか難しいところではございます。ただ、指定管理の管理が決して足りないというか、評価として適切にされてないということではなくて、しっかりと求めたものをやっていただいているというふうに考えてございます。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 ちょっと今の経済課長の御説明に、若干、私のほうから補足いたします。

先ほど委員がいっていた4段階評価の3のところに関しましては、こちらの資料の11ページをちょっと御覧いただきまして、こちらのところに(1)分野評価の下のほうに、マル1、4段階評価・乗率とありますて、こちらの、先ほど御指摘いただきました各項目というのは、基本的にはその4段階で4、3、2、1、優良から要改善まで評価をいたしております、

こちら右側に乗率というのがございまして、4段階評価で4ですと100%なので、4になると。その一方で、3だと75%なので、4点満点の75なので3点になるといったところで、先ほど御指摘いただいたところの4点満点で評価が3で得点3というのは、こちらの表を使って算出しているものでございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、今、そうだなと思って見ていましたんですけど、8点はどういうふうに見たらいいですかね。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 8点も、例えば8点で、同じ考え方ですので、配点が8点で、評価が4ですと100%なので、8になる一方で、もしこれが3ですと75%になりますので、得点が6点になるというものです。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。ちょっともう少しよく調べます。ありがとうございます。

では、見方が、ちょっと点数が低く出ちゃうんじゃないかなと思って、この配点4に3、中には、アカデミーのほうなんか、4点で満点を取っているところもあるので、何かかわいそうだなと思って。また、続きを今度やらせていただきたい。ありがとうございます。

○白石委員長 ほかに、御質疑ある方。

金子副委員長。

○金子副委員長 ちょっと勤福については、経過があって、利用者さんの声として、この間伝えてきたんだけど、和室に背もたれのない座椅子があつて、背もたれのあるのに替えてほしいと。何か順次、年間に1個か2個ずつだったか、ちょっと分からぬけど、もう全部替わりましたかね、これね。それ確認。

それから、給湯室の給湯器が新しいんだけど、型式が古いと。一時、何かシベリア鉄道にあったみたいなやつって言つたら、みんな笑っていましたけど、いや、本当そうなの、型式が古いわけ。だから、使い方が非常に難しそうで、使わないでくださいと書いてあるんですよ、責任者に聞いてくださいって書いてある。そうすると、1階まで行かなきゃいけない、お湯を使うのにね。あれどうなつたんですかというのが2つ目ね。もっと使いやすいのにね、——新しいからね、替えたばかりですよって、びっくりしちゃったんだけれども。3年前かな、あれね。それどうなつたのか。

それから、体育館にエアコンをつけていただきましたよね。今年の指定管理の評価のアン

ケートは、それはついてないときのアンケートだから、やっぱりつけてほしいという声がずっと続いていたから、少し前倒しでつけていただいて、利用者さんの声はいかがですか。

○白石委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 まず、御質問いただいた、座椅子のところの状況でございます。

令和4年度に3脚購入して、あと令和5年度も3脚という形で、現状、和室、今、3室ある形ようになるんですけども、各部屋に背もたれのある座椅子は2脚ずつ入っているような状況でございます。

座椅子の入替えのところなんですけども、現状、座椅子の中で背もたれがあるものとないものが、そういう意味では各部屋に混在しているような状況で、座椅子の背もたれがあるやつはどうしても置場の問題で、全て背もたれをつけるのは難しいというふうに指定管理者のほうからも言われてございまして、利用者のニーズを酌みながら、ちょっとそれについては今後検討していきますというような話を伺っているところでございます。

加えて、給湯器のところですね。実際、利用に関しましては、代替として電気ケトルを貸し出すような形で、いわゆる区民の方が使いたいと言ったときに、施設の職員のほうで対応するという運用をしているところではございますが、コロナ前はやはり一定御利用があったところではあったんですが、最近のところはあまり利用がされている状況ではないところで、ちょっと利用者のニーズを見ながら考えていきたいというふうに併せて聞いているところでございます。

最後に、エアコンのところですね。エアコンの状況なんですけども、利用者の方からやはり入った後、快適ですという御意見を多くいただいておりまして、ちょっと印象に残った意見のところでいうと、やはりお子さんと一緒にイベントをやるようなもの、なかなか夏の時期だと、エアコンがない時期は、ちょっとお子さんを招いて何かやるというのがちょっと抵抗感があったというか、心配だったというのが、今回、エアコンが入ることで、子どもの利用をさせやすくなったねというようなお声をいただいているような状況でございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 ちょっと背もたれのやつと旧式の給湯器については、引き続き対応して、背もたれのないので、ひっくり返っちゃって、けがにならないようにということです、それは。

あと、最後のエアコンですけども、そうするとそれはよかったですけども、あのエアコンは暖房もつくんですか。それは、本会議で、寒くて、上、開放型だから、寒冷じんましんで使えないという声もあったわけでね、あれ暖房つくんですかね。

○白石委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 暖房も対応できるという形で考えてございます。ただ、やはり空調の設備として、暖房だとちょっと上に空気が行ってしまうといったところがあつて、その効きの具合といったところは、ちょっと実際使ってみてのところでという感じでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 またちょっと冬の具合も見ていただきたい、利用者目線で、よくしていただきたいと思います。

○白石委員長 以上で、報告事項5を終了いたします。

それでは、アカデミー推進部より3件です。

初めに、報告事項6「文京区立アカデミー文京外6施設の指定管理者の評価結果について」の説明をお願いいたします。

吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 それでは、資料第6号によりまして、文京区立アカデミー文京外6施設の指定管理者の評価結果について、報告いたします。

こちらについては、令和6年度の実績について評価したものでございます。

まず、指定管理者につきましては、公益財団法人文京アカデミー、管理運営施設については、表記の7施設でございます。

評価の経過につきましては、アカデミー推進部に設置した評価検討会で7月に行ったものでございます。

評価結果でございますが、2ページ目を御覧ください。

まず、分野評価として、サービス向上の有効性は36点でA、経費の効率性は12点でA、管理運営の適正性は30点でB、業務の改善性は評価対象外でございます。総合評価、配点88点中78点で、総合評価Bとなってございます。

次ページ以降に、詳細が載っていますので御覧ください。

報告は以上でございます。

○白石委員長 次に、報告事項7「日中友好交流都市中学生卓球交歓大会への参加報告について」、報告事項8「文京総合体育館外6スポーツ施設の指定管理者の評価結果について」の説明をお願いいたします。

矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 まず、資料7号の説明をさせていただきます。

1番の大会の開催主旨についてでございます。

日中両国の中学生による卓球交歓大会を通じて、青少年の友好交流の場を大きく広げることを目的として開催されたものとなっております。

大会主催団体、開催場所につきましては、記載のとおりです。

4、大会日程につきましては、8月の3日から8日まで、5泊6日の行程で行ってまいりました。

5、参加チーム及び競技方式につきましては、日本と中国両方の自治体、全部で42チームが参加しております。文京区につきましては、北京市通州区とともに参加をしております。

大会の成績につきましては、記載のとおりです。

資料7号は説明以上です。

続きまして、資料8号の説明をさせていただきます。

文京総合体育館外6スポーツ施設の指定管理者の評価結果についてです。

こちらの総合体育館を含めた7スポーツ施設の令和6年度の管理運営実績について、評価を実施いたしました。

指定管理者は、文京区スポーツ推進共同事業体です。

指定管理施設につきましては、記載の7スポーツ施設となっております。

評価の結果につきましては、部内に設置した指定管理者評価検討会において、令和7年7月に評価を行いました。

評価結果については、2ページ目を御覧ください。

総合評価が88点満点中69点のC評価、おおむね適正であるというふうになります。

3ページ以降が、評価検討会における詳細となっております。

資料8号の説明については、以上です。

○白石委員長 それでは、報告事項6「文京区立アカデミー文京外6施設の指定管理者の評価結果について」の御質疑をお願いしたいと思います。

山本委員。

○山本委員 7ページ目のサービス向上の有効性というところの下2つなんですかけれども、配点が4で、利用者からの苦情に対する対応と報告が適切に行われたかというところなんですが、満点じゃなかった理由と、あと、その下の「利用者数、稼働率等の」というところの、やっぱりこれも満点じゃなかったというところ、何か事案が大きなものがあったのかというのと、その前の8ページ、18番目の事故、災害等の緊急事態が発生した場合の対応、これも

満点取らなかつたって、どういった事例があつたのかというのをちょっと確認したい。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 まず1点目の利用者からの苦情に対する対応と報告というところですけど、報告については、随時上がってきておるところでございます。1点、なかなか対応が即時難しいところについて、まだ検討中のところがあるので、おおむね適正というところで、3点評価になってはございます。

2点目の利用者数と稼働率というところですけれども、シビックホール、大ホール、小ホールについては、コロナ前以上に戻ってはきているんですけども、外の部分の地域アカデミーの貸室のところがまだ若干戻ってきてないところもあるので、おおむね適正という評価にはなってはございます。

もう一点の緊急事態のところについても、避難訓練を模した、コンサートだったり寄席だったりという事業はしておるんですけども、それはおおむね適正という範囲で評価したというところで、何かが不足しているというところではなくて、おおむね適正という評価でございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 アカデミーさん、委託とはいえ、職員の方も行っているし、区の自前の業者だというふうに私は認識しますので、ぜひ、ほかの指定管理者等の評価に比べて、頑張っていただきたいという応援の意味で聞かせていただきましたが、特段大きな事故があつたという感じやないことが確認できましたので、よかったです。

○白石委員長 続きまして、宮野委員。

○宮野委員 指定管理者の文京アカデミーについては、ホールでの公演事業をはじめ、貸館業務やアウトリーチ事業、生涯学習など、指定事業、自主事業ともに、様々な工夫をされて、適切に事業運営してくださっているというふうに認識をしております。2年ほど前から始まつた子ども宅食や、茗荷谷クラブの利用者をホールでの公演に招待するという取組に対しても評価をしております。今後も拡充していっていただきたいというふうに思っております。

質問が細かい点になるんですけども、ピアノの保守管理についてです。

シビックホールのピアノの調律は、自主事業に位置づけられているということを検討委員会の資料から読み取つたんですけども、地域アカデミーのピアノの調律というのは、同じように自主事業なのか、指定事業なのかというのをちょっと確認させてください。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 地域アカデミーのところのピアノの調律について、年間、物について2回から4回までの調律をしてございます。事業としては、自主事業となってございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 自主事業ということで、やっぱりピアノというのは、地域アカデミーにおいて重要な備品ではないのかなと私は思うんですけども、指定事業でないということは、業務要求水準書によって、保守管理や修繕ということが求められている備品としては、カウントされていないということになるんですよね。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 区の備品ですので、しっかり管理していただくということについては、当然管理していく内容ではございます。実際、調律の回数とかというのを指定していくわけではございませんので、それについては、そういう扱いにはなってございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 視聴覚設備、例えばスクリーンとか音響というものについては、保守管理が指定事業になっているんですけども、ピアノについてもやっぱり同様に、アカデミー施設にとって必須の備品として、同じような扱いをすべきものではないのかなというふうに思っているんですけども、そこがどのような区別になっているのかを確認したいのと、現在、地域アカデミーにおいては、ピアノの調律をそれぞれ、先ほど御答弁いただきましたけれども、2回から4回実施してくださっているということですけれども、利用者の区民の方から、ピアノの調律が、自分が利用したときには、ちょっと狂っていたというような感想を聞いております。

多くの利用者が利用されており、その利用のタイミングですか、施設の温度・湿度とかいうところも影響してたりするのかもしれませんけれども、その中でも特に2回という回数の施設では、特に調律が不安定な期間が生じやすいのではないかと推測をしております。調律の回数を増やしていくこと、また、それが可能な財政支援というところを要望したいんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 ピアノの調律につきましては、利用状況であるとか、そこに置かれている状況であるとかいろいろあるところでございます。調律につきまして、2回から4回というところでございますけれども、利用者の御意見とかその内容を踏まえまして、検

討はしていける内容かなとは考えてございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。多くの楽器は持ち運ぶことができて、自分の楽器を持ち運んで演奏できますし、自分でチューニングというものができます。一方で、ピアノというものは、自分の楽器を持ち込むことはできませんし、調律も調律師さんがいないとできない楽器ですので、こうしたやはり特性も踏まえていただいて、ぜひ前向きな御検討をいただきたいというふうにお願いをいたします。

○白石委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 すみません、1件だけ。アカデミー文京のレクリエーションホールのことだったんですけれども、これ1件、お願いはしている件ですけれども、ガラス張りになるとという施設ですよね、開閉式の扉があって、それをぱたぱたぱたっと片づけると鏡が出てきて、バレエとかそういう体操とかやる団体は、そこをそういうふうに使っているというふうに認識しているんですけど、その高齢者の体操のクラブの方が、その扉を稼働して仕舞うときに指を挟んだけがをされたという事案がありました。そのときに、多分平日だったというふうに私は聞いているんですけども、そこにどなたもいらっしゃらなくて、2階の受付に行けば、きっと何かしら、いろんな対応だとか救急箱があったりとかってしたのかなと思うんですけど、周りにそういう方たちがいなくて、カフェ・ド・クリエさんからタオルと何とかを借りてちょっと処置しましたみたいな、そんなことで、あそこはどこにどうすればよかったですのかしらって、高齢者のクラブの方たちがおっしゃっていました。

そういういたけがの対応、けがはもちろんもうなくしていただきたいなと思うんですけども、何かカーテンにできないのかとか、何か別なものに変えられないのかとかという御相談をさせていただいております。そのあたりの御見解だけ聞いて、ぜひそういうことがないように、また、それが御無理でしたら、そういう注意喚起をしっかりしていただいて、やってもらいたいと思います。

1つだけ、ガラス張りにする団体さんって多いんですかね。少ないのであれば、お手伝いしてさしあげるのも一つかなというふうには思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 今の開閉のところでのけがの対応というところですけど、そのあたりは、連絡がしっかりと取れるような体制を今後検討してまいりたいと思います。

あと、実際に鏡張りを使っている方がどれぐらいいるかというのは、あまり把握はできて

ないんですけれども、そんなに多くはないかなと思いますけれども、それぞれの利用者にとって使いやすいような対応を今後も検討していきたいと考えてございます。

○白石委員長 ほかに、御質疑のある方。

それでは、報告事項6を終了したいと思います。

続いて、報告事項7「日中友好交流都市中学生卓球交歓大会への参加報告について」の御質疑をお願いいたします。

吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。

今回、日中の友好交流都市同士で、1チームを構成して、文京区は北京市の通州区とともに参加をして、文京区側は選手2人、同行役員4人を派遣されたということなんですけれども、区として、まずこの卓球交歓大会を通じて、どのような効果が生じたと考えておられるのかという点、教えてください。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 今回の卓球交歓大会を通じて、まず参加した生徒につきましては、当然、同じ通州区のメンバーとチームを組んで戦ったわけですけれども、言葉はなかなか通じなかつたんですけども、チャットツールを使って、変換機能を使って、言葉のやり取りという部分を補完したりとか、同じ競技をやっているということから、サインであるとか身振り手振り、ジェスチャーの部分で、一定コミュニケーションというのは取れたものというふうに思っております。

そのほかには、文京区以外の日本側から参加した自治体の生徒同士と一定の交流なんかも持てまして、帰国後も、日本に帰ってから一緒に練習をしているとか、中国の参加生徒ともチャットを通じて連絡のやり取りが続いているというような報告も受けているので、そういう友好交流の場に貢献できたものと認識しております。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、おっしゃったように、確かに中学生ですね、言葉はなかなか通じないとは思うんですけども、さすが中学生ですね、チャットツールを使って、変換機能で多分その場でリアルタイムに意思の疎通が図れたのかなと思いますし、ジェスチャーとか、サインですか、そういうものでコミュニケーションがしっかり取れたということで、その裏づけとして、今、御説明いただいたように、日本に戻ってきてからも、何かチャットツールで連絡を取り合ったりと、その場だけの交流ではなくて、その後も続くという

のが、やっぱりこういう大会に派遣することでは非常に重要なと思っておりますので、今もやり取りとかが続いているというのは、すばらしいことですし。

あと、友好都市の通州区だけではなくて、こちら、岐阜県さんとか長野県さんとか仙台市さんとか、いろいろ参加されているようですけれども、そういったほかの自治体さんの日本的学生さん同士も交流が図れていて、しかも、結構距離があるようにも思えるんですけど、一緒に練習をされているとおっしゃっていたので、何かすばらしい効果があったのかなと思っておりますけれども、チャットツールってどんなものを使っていらっしゃったんですか。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 ウィーチャットというツールで、日本でいうところのLINEに相当するようなものですかね、になります。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。ウィーチャットって、私、あまり詳しくなかったんですけども、そういったものを使って、いろいろとリアルタイムのやり取りもできたということで、今後ぜひ、こういった大会、コロナ禍では開催はできなかったとは思うんですけれども、コロナ禍も明けて、通常運転を今している状況ですので、来年以降も、年に1度なのかどうなのかはちょっと分からないですけれども、今後もこういった大会の参加とかを積極的に行っていただいて、そういった学生さん同士、自治体同士の交流ももちろんのこと、住んでいる区民の方、そしていろんな年齢の区民の方がそれぞれの自治体で交流ができるような、つながりができる仕組みづくりというか、制度をさらに推進していただければと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 今回の卓球交歓大会につきましては、基本的に5年に1度の開催というふうになっております。ただ、前回開催したのが8年前で、その後、コロナの関係でちょっと今回8年ぶりの開催というふうになっております。本来、これ日中国交正常化40周年以降、5年ごとに続いているもので、恐らくどこかのタイミングで、今、周年からはずれている状態になるので、どこかのタイミングでその周年に合わさるのではないかなどというふうに思っておりますけれども、またこういうところがお誘いがあれば、積極的に参加というのはしていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 今日のように日本と中国との関係がちょっとうまくいってないようなとき、こう

いうときこそ、こうした企画が行われる。特に各自治体がこうしたことを行うというのは、本当に私はすばらしいことで、ぜひ今後もやっていただきたいというふうに思っているんです。

それで、今の話だと、行った方、スポーツをされた、試合に出られた方の交流であるとかというのは伺ったんですけど、やっぱり代表で行って、実際に試合をし、交流をしてきたそのことを、そういうことをやっていると広く、私はもっと区民に、文京区としてやっているわけですから、広い宣伝というのは必要じゃないかなというふうに思うんですよね。やっている意味はすばらしいことですからね。それはぜひお願ひしたい。

それから、先ほど、5年に1回、8年ぶりということでしたけれども、ちょっと経緯を、つまりこれ呼びかけられて行うわけですよね、ちょっと簡単に経緯を手短に、この2点、まずお願ひいたします。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 まず1点目の広く区民への周知というか、そういう部分につきましては、今回、中国に出発する前と、前後、帰ってきた後というところで、表敬訪問なんかを行っております。その中で、実際の成果の発表であるとか、そういうところはホームページのほうにも一応公表はさせていただいている状況です。

あと、2点目の経緯の部分ですね、こちらもともとは、姉妹都市関係にある通州区のほうから、こういう大会があるので一緒に出ないかというお誘いがあって、それにつきまして、こちらも卓球連盟等々に相談して、参加をするという運びになった経緯です。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 やっぱりこういう意味のあることを、私は、報告も兼ねた、こういうことをやっているんだよということは広く伝えていただきたいということが1点。

それから、私がずっと気になるというか、こういうことについてはどうなんだろうというのがあります。それは、卓球を通じて日中が友好を結ぶと、それはすばらしいことだと思います。で、こんな事例がありました。これは文京区じゃないですけれども、卓球の日本代表の女子の早田選手というのは、日本のトップ、いらっしゃいますね。オリンピックが終わって、今後どうされますかというインタビューの中で、自分としては、これまで生きてきた中で同じ世代の人が味わった体験の一つで、鹿児島県の知覧、特攻平和会館に行ってみたいという話をしましてね。そしたら、それが日中の国交の影響にまで大きく響くというような事態になって、中国の解釈によれば、早田というのは戦争を美化している、そういう人とは卓

球、試合もしたくないというような声明が出るようなことになったというふうに伺っています。

つまり、日本と中国の関係は、本当に微妙な過去の歴史を背負っているわけで、私たちが日中の友好を進めようとする中でも、本当の意味での歴史認識については一定知る必要もあるんじゃないかというふうに私は思っているんです。決して早田さんが戦争を美化したりする人でもないし、そういう意図は全くなくとも、そういうふうに理解されることもあるわけで、今後の、特にアジアの国際交流においては、私たち自身がきちんと歴史認識というのも踏まえた上で継続をしていくということは問われるんじゃないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○白石委員長 阿部観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 今、国際交流について、様々御意見を頂戴したところでございます。日中のみならず、日本と諸外国の間には、過去に様々な事件、事故があったということは承知をしてございます。これ専門家の間なんかでも様々議論が分かれているというふうには思いますけれども、国際交流の一つの目的、理想といたしまして、国際平和につなげていくというようなところもあろうかというふうに思ってございます。過去を忘れないということもちろん重要なことですけれども、未来志向で交流していくことも同様にまた重要であるというふうに考えてございますので、今後の、アジアのみならず、諸外国、友好都市等との交流がこういった草の根の交流として、国際平和にもつながるように、先方各自治体とも関係性を強固にしていきたいというふうに思ってございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 阿部課長に私は期待しますけれども、難しさというのは、私たちは未来志向とっても、受け止める側、つまり被害を受けた側の方というのは、なかなかそうならないというのが、そこが国際交流の難しさだろうというふうに思うんですね。そのところで、私たちが未来志向でやっていきましょうといつても、いやいや、ちょっと待てよという話にやっぱりなるわけじゃないですか。だからこそ、私たちがきっちとした、まずは歴史認識を持つて、その上で未来志向ということをぜひ考える、そういう文京区としての国際交流をぜひやっていたいきたいということを申し添えて、終わります。

以上です。

○白石委員長 以上で、報告事項7を終了いたします。

続いて、報告事項8 「文京総合体育館外6スポーツ施設の指定管理者の評価結果について」

の御質疑をお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 評価結果、非常に、スポーツ施設、頑張っていただきたいと思っております。絞って、8ページ目の利用者から苦情に対する対応と報告が適切に行われたかということで、残念ながら満点じゃなかったんですけど、この辺、苦情は件数的に多くなっているのか、どういった内容のものが多いのか、例年に比べてちょっと内容が変わってきたのか、その辺、ちょっと教えて……。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 アンケート等の結果から、特に苦情の内容が多かったとか件数が増えているというわけではないんですけども、令和6年度に限っていえば、竹早テニスコートの部分について、一定区外の方も利用を認めてほしいというような御意見がタイムリーなところだったので、多かったというふうに思います。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 そこなんですけど、認めてほしいというのは、いっぱい使わせてもらいたいという、苦情じゃないんですよね。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 苦情というか、要望、御意見というような部分と受け止めております。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。よかったです。逆に、竹早テニスコートに対しての何か意図的な苦情があるのかなと思って、それを確認をさせていただきましたので、ありがとうございました。

あと最後1点、次の9ページの、ここはちょっと教えてもらいたいんですけど、金銭の管理が問題だ、適正に行われたかと、これは何かあったんでしょうか。ちょっと重要なことかなと。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 こちら、モニタリングでチェックしたところを、収入日計表等の印漏れがちょっとあったとかというようなところで、ちょっと指摘をさせていただいた状況です。

（「ありがとうございます。以上で……」と言う人あり）

○白石委員長 委員の皆様、お約束どおり、5時までは残り5分となりましたので、あと1名、副委員長に御協力いただいて、宮野委員の御質疑で終わっていきたいと思いますので、宮野委員、どうぞ。

○宮野委員 すみません、ありがとうございます。

先ほど御答弁にもあった竹早テニスコートの件で、私も情報公開をかけさせていただいています。利用者アンケート、実際に拝見したんですけれども、やはり区外も利用させてほしいという声が非常に多くありました。これは、同じく同じ時期に行われた目白台運動場の指定管理者評価においても、利用者からテニスコートの利用者が区内在住・在勤・在学者のみに限られていることについて、非常に多くの反対意見というか、同じような、区外も利用させてほしいという声が多くあったと確認されておりました。

これまで、やはり議会でも多くの会派から、テニスコートの利用制限の緩和については要望が上がっておりましたが、私のほうにも、直接区民のほうから問題提起がありました。多くの方が指摘されているとおりなので、ここでは長く言わないんですけれども、実際に私がお声をいただいた方は、他区で文京区民は使わせてもらえるのに、文京区では使わせてあげられないということで、本当に文京区ってけちだねということを言われてしまったそうです。

この問題については、本当に早急に制度の改善を図っていただいて、ルールを構築していただきたいと思っておりますので、要望で大丈夫なんですが、お願ひいたします。

○白石委員長 はい。では、一言やるか。では、1分だけあげます。

金子副委員長。

○金子副委員長 昨日の続きで、総体のプールの女子更衣室の天井材、落下寸前で取ったという、その報告は、7月30日に来たということでした。質問は、この指定管理の評価検討会は、7月18日に行われているんですよ。その際の記録を見ると、14番目の項目で、これは書類の資料説明なんだけど、利用者が安全快適に施設を利用できるよう、適切に施設の保守・修繕・清掃等が行われたかと。この7月18日のときに、指定管理者からは、プールの更衣室の湿気が入って結露して、さびが生えていたり、天井材が結露しているという状況については、報告がなかったんですか。

で、経過を聞くと、区がその報告を聞いたのは、だからその報告書のね、7月30日だと。現地を課長さんが見たのは7月13日だと。施設管理のほうが対応したのは8月22日、21日、それぐらいというふうに事前に聞いているんだけど、この指定管理の評価検討会、そのときに報告はあったんですか、なかつたんですか。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 こちら評価検討会の際に、そういう報告は受けておりません。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それは大問題だと。実態があるのに、評価検討会のときに事故の報告なることを報告しない。これは指定管理者としての責務を果たしていないということが明らかになつたので、即刻こういう方式は検証してやめる必要があるということと、今回、天井材取りましたけれども、カビ、さび、これは収まってないです。大規模修繕が必要だという指摘を受けていますね、東急コミュニティから。だから、これはやっぱり全面的にやらないと、大変なことになるというふうに私、本当に心配ですよ。だから、これは、評価検討の今日の報告事項も、内容もね、全く報告してないで評価しているわけだから、それやり直しも必要だしね、ちょっと大変な事態だというふうにこれ指摘しておきたいと思います。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 この評価検討会については、その一部だけを切り取って評価するものではなくて、7スポーツ施設の令和6年度の評価について行ったもので、その場での報告というのは必要なかったものと認識しております。

○白石委員長 以上で、報告事項8を終了させていただきます。

これで全て終わりました。

○白石委員長 本会議での委員会報告について。文案の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 委員会記録についても、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 これで、総務区民委員会を閉会させていただきます。

午後 5時00分 閉会